

平成16年第1回定例会

斑鳩町議会会議録

平成16年3月4日

午前9時00分 開議

於 斑鳩町議会議場

1, 出席議員 (16名)

1番	嶋田善行	2番	松田正
3番	飯高昭二	4番	西谷剛周
5番	森河昌之	6番	浅井正八
7番	小野隆雄	8番	坂口徹
9番	浦野圭司	10番	吉川勝義
11番	三木誓士	12番	木田守彦
13番	木澤正男	14番	里川宜志子
15番	中西和夫	16番	中川靖広

1, 欠席議員 (0名)

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長	浦口隆	係長	猪川恭弘
--------	-----	----	------

1, 地方自治法第121条による出席者

町長	小城利重	助役	芳村是
収入役	中野秀樹	教育長	栗本裕美
総務部長	植村哲男	総務課長	西本喜一
総務課参事	吉田昌敬	企画財政課長	藤原伸宏
企画財政課参事	野口英治	税務課長	植嶋滋継
住民生活部長	中井克巳	福祉課長	野崎一也
健康推進課長	西田哲也	環境対策課長	清水孝悦

住 民 課 長	西 谷 桂 子	都 市 建 設 部 長	北 村 光 朗
建 設 課 長	堤 和 雄	建 設 課 参 事	今 西 弘 至
観 光 産 業 課 長	田 口 好 夫	都 市 整 備 課 長	藤 本 宗 司
教 委 総 務 課 長	清 水 建 也	生 涯 学 習 課 長	阪 野 輝 男
上 下 水 道 部 長	池 田 善 紀	上 水 道 課 長	水 田 美 文
下 水 道 課 長	谷 口 裕 司		

1, 議事日程

日程 1. 一般質問

〔1〕9番 浦野議員

1、生涯学習の重要性の啓蒙と学習の具体化について

- ・町民憲章に沿って、どのような生涯学習推進が現在行われているのか、また、今後予定しているのか問う。

2、環境問題への取り組みについて

- ・太陽光発電、風力発電等、エネルギー問題解決のみならず、ごみ問題
- ・あらゆる公害対策等、環境対策はたくさんあるが、一步一步着実に取り組む事が、周りから見ればその地域住民の環境に対する姿勢であると評価され、地域の特色となり、すばらしいまちづくりに繋がると確信するのであるが、行政の考え方を具体的に問う。

3、行政は担当する地域での「最高のサービス機関」であることについて

- ・「これからの地方行政はオリジナルな発想の基に、健全な財政基盤を確立していくことが大切となる」と言うことに対する町長の見解を聞きたい。

4、知的障害者に対する考え方について

- ・「人にやさしいまちづくり」を目指している斑鳩町の今後の障害者に対する福祉のあり方について、どうお考えですか？

〔2〕4番 西谷議員

1、ごみ分別収集について

斑鳩町は平成12年からごみ減量化を目的とし、ごみ分別によるごみ袋の有料化が実施されています。少子高齢化の中、多くの町民から、町は

ごみの減量化とって、本来収益を得られる古新聞、古雑誌、古着、段ボール、アルミ缶などをごみとして処理している。資源ごみを町が廃品回収業者に委託し、得た収益の有効活用をして欲しいとの要望があるが、町の見解を問う。

- ・町は瓶カンの町指定袋、ペットボトルの町指定袋を無償配布しているが、各自治会への配布手数料は年間いくらか。
- ・町内の各小売店やスーパーに支払うごみ袋の販売手数料は年間いくらか。

2、峨瀬自治会集会所問題を問う

- ・町の補償事業で建設する集会所ではなく、今日まで「斑鳩町公民館等施設整備補助金交付規程」や「斑鳩町地域集会所施設整備費補助金交付要綱」に基づき、集会所建設をした自治会はいくつあるのか。
- ・その内、土地・建物を全額自治会負担で集会所を建設し、町から土地建物に補助金を交付した自治会はいくつあるのか。
- ・町有地を使用し、集会所を建設した自治会はいくつあるのか。
- ・その内、町が無償譲渡するため、その自治会を普通財産譲与契約をした自治会はいくつあるのか。
- ・開発業者が町へ納めた施設協力金を地元自治会へお金や土地で還元した自治会はどこで、その金額はいくらか。
- ・3年半に渡る峨瀬集会所建設問題を総括的に問う。

3、水路管理費徴収について

- ・法隆寺東部土地改良区の水路管理費について、その後の非農家住民への対応について問う。

〔3〕 10番 吉川議員

1、奈良県ごみ処理広域化計画について

- ①現在までの進み具合についてH11年～H20年（10年間）計画期間となっているが。
- ②斑鳩町としての考え方、現在の焼却炉何年もつのか（補助金もない）
- ③新施設はH25年（2013年）頃を目標に整備する事を検討しているが。

2、S52年4月稼働より27年を迎えるが機械設備等で更新していないものは何があるのか。

①耐用年数は何年か。

②神南自治会との覚書、No.6事項、衛生センターの設置に伴う重要な部分の機械については、予備機械を併設する事について町の回答は予備機械を併設しますと約束されているが、この点はどうか。

③H15年度、その機械等についてH16年度より行うと回答をされながらなぜ実行されないのか。

④また、この機械等について、もし故障があった時は鳩水園を閉鎖するのか。

⑤毎年、自治会より覚書により要望された点についての返答が、予算審査が終わってからになるのはなぜか（要望毎年10月頃に出している）。

3、県立三室病院（S54年4月1日開院）当時国道25号王寺方面行き右折車線について

・H10年9月議会答弁について、王寺周辺広域市町村圏協議会より奈良国道工事事務所所長、県知事に対して交差点改良の要望がされているが返事はどうか、また、町としても機会があるごとに奈良国道工事事務所、県に対して強く要望するとの回答であったが、5年6ヶ月経過した現在、何の進展もないが。

4、大和川ルネッサンス21の実施計画（水環境改善緊急行動計画）

①西暦2000年（H12年）目標を定めている（成果について）

②目標年度までに実施された事業（イ 河川 ロ下水道、その他）

③6,120億円、使途について

④38市町村でつくられた大和川ルネッサンス21協議会の活動について

⑤斑鳩町としてどのように活かされたか。

5、南中サブグラウンド（S58年4月使用開始）の駐車場対策について

・西側町道上の違法駐車について（403）

6、JR法隆寺駅周辺の道路計画河川改修計画について

①三代川改修について

②JR法隆寺駅周辺道路整備について

〔4〕12番 木田議員

1、いかるがパークウェイ及び都市計画道路法隆寺線の今後の進捗について

①いかるがパークウェイの残存延長4.3Kの今後の進捗予定について

②都市計画道路法隆寺線の内、100メートル以外の進捗予定について

2、総合治水対策事業（都市河川）の位置づけについて

①人家もまばらな地域で実施されている総合治水対策事業と河川改修事業との差異について

②溢水は災害にあらずなのか。

3、法隆寺駅前道路の現況について

①インターロッキング道路からカラー舗装されて以来、今日までの経過と今後の改良等の考え方について問いたい。

②法隆寺駅舎の橋上化工事もH16年度より実施予定となっているが、斑鳩町が掲げる観光立町としての道路としてこれで良いと思われているのか。

4、石綿セメント管改良進捗度について

①H16年度1,130メートル実施しても11,049メートル残るが、完全施行には何年くらいかかるのか。

②年々器具の発達による節水器具により、給水の減による収入減による水道事業の将来の見通しについて

〔5〕14番 里川議員

1、斑鳩町廃棄物の減量及び適正処理並びに環境美化に関する条例について

・条例制定時の議論の中で、生活保護受給家庭の粗大ごみなどの処理について要望していた事が却下されたが、現在その事に該当する世帯が困っている状況について

2、地方自治法改正にみる公の施設の管理指定者制度について

・行政改革大綱に基づく計画策定の中で、この改正による町の考え方について確認をしておきたい。

3、支援費制度について

- ・国の予算措置と町の事業実施に伴うギャップについて
 - ・住民サービスが十分行える状況となっているか、今後の見通しについて
- 4、県教育委員会が五ヶ年計画とした小・中学校における特定教科の少人数指導について
- ・進捗状況について
 - ・計画は遂行されると町教委は見通しているのか。
- 5、入札制度について
- ・入札の落札率は非常に高いものとなっている。1%下がるとどれ位の影響額となるか。
- 今後の課題と研究について問う。

[6] 7番 小野議員

1、合併問題への対応と認識について

- ①現行特例法の期限後に想定される交付税優遇措置についてその内容と認識を問う。
- ②適用期限を約1年後に控え、各地の現状とそのことについての認識を問う。(明日香村・山添村・香川県小豆島の3町等)
- ③越県合併と越郡合併への認識を再度問う。
- ④合併特例法第3条の理念と住民発議にらり設置された7町法定合併協議会規約や運営規程等への認識を問う。
- ⑤町の懸案事業(都市計画道路安堵・王寺線、100トン炉の設置計画)の現状と、現在法定協が策定中の新市建設計画への対応を問う。

2、道路整備5ヶ年計画策定について

- ①整備計画道路と、町道認定との関連を問う。
- ②町内主要道路のネットワーク化へどのように対応させているのかを問う。

3、監査結果報告について

- ①定期監査結果は「施政方針」にどのように反映されているのかを問う。
- ②報告書にある「報告に添える意見」への認識と対応を問う。

[7] 2番 松田議員

1、合併問題について

- ・広域7町の合併問題をめぐる法定協議会の審議状況についての評価と今後の対応について、どのように判断し、指導性を発揮しようとしているのか。

2、禁煙対策とたばこ税について

- ・禁煙の勧めと対策、たばこ税をめぐっての見解を問う。

[8] 8番 坂口議員

1、保育所、幼稚園や小中学校での不審者に対する対応について

- ①宇治市と伊丹市の不審者による事件後、斑鳩町はどのような措置を執られたか。
- ②前回、侵入者に対する訓練について提案しましたが、その後の取り組みについて
- ③保育所での不審者の侵入に対する対応について

2、避難計画について

- ①東南海地震の発生が危惧されていますが、斑鳩町の地震に対する避難計画について

[9] 13番 木澤議員

1、次世代育成対策について

- ・次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画の策定が義務づけられたが、その取り組みについて町の見解を問う。

2、防災対策について

- ・近々、東南海地震といわれる震度6、7の大きな地震がくると予測されているが、その対策はされているか？

3、国道25号線の危険な箇所の認識について

- ・竜田大橋から猫坂までの間の電柱の危険性について、過去にも一般質問で取り上げられているがその後の進展は？

4、安全対策について

- ・バリアフリー法制定後、障害者の方と一緒に歩いて問題のある箇所を調査をされたがその後の経過は？

[10] 3番 飯高議員

1、家族介護支援サービスの充実について

①「家族介護支援サービス」の現状について

②介護用品の取り扱いについて

2、新道路整備5ヶ年計画について

①現在における進捗状況について

②町道437号線（大和川堤防線）の計画概要について

（1）計画の目的

（2）主要な設計条件

- ・道路区分
- ・計画交通量
- ・設計速度
- ・道路幅員

（3）交通安全施設及び管理施設

（4）道路構造物築造に伴う制限

（5）その他

③町道437号線の今後の計画日程について（地元説明含む）

3、環境保全に対するマナーの向上について

- ・マナー意識の如何により、環境保全に影響を及ぼし、周りの生活環境を損なう。

今後のマナーに対する取り組みについて

[11] 11番 三木議員

1、市町村合併について

①平成の大合併が地方分権を掲げ、三位一体改革がくずれている現状を斑鳩町はどうとらえているか。

②第28地方制度調査会答申の中でもうたわれている、合併後にくる道州制について斑鳩町の見解は。

③7町合併に対して、町長の姿勢が消極的なのは、「新市の名称」に伴う「斑鳩市」構想が外れてきているからか。

2、観光について

①国・県が観光施策をうたっているが、これに対して斑鳩町として新し

い施策を考えているか。

②ボランティア活動から見た観光活性化は。

③世界遺産・法隆寺に対して斑鳩町の「時の音」に関して。

3、奈良県の道路事情と斑鳩町の道路整備について

①奈良県をとりまく道路整備とそれに伴う斑鳩町道路施策の関連は。(京奈和道路他)

②いかるがパークウェイの進捗状況と国道25号線の安全対策は。安堵・斑鳩・王寺線構想は。

③竜田大橋交差点の渋滞緩和策は。

4、住民サービスについて

①サラリーマン等に対しての土・日議会の開催について

②住民に対しての公民館・図書館・学校等「学習室」の開設を。

1、本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

(午前9時00分 開議)

○議長(森河昌之君) おはようございます。

ただいまの出席議員は16名で、会議は成立いたします。

これより本会議を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は一般質問であります。あらかじめ定めた順序に従い質問をお受けいたします。

初めに、9番、浦野議員の一般質問をお受けいたします。9番、浦野議員。

○9番(浦野圭司君) 皆さん、おはようございます。

それでは、通告書に基づきまして私の一般質問に入らせていただきます。

まず1番目に、生涯学習の重要性の啓蒙と学習の具体化について問います。この質問は、あらかじめ生涯学習課に対して行いますので、よろしく願いいたします。

生涯学習推進につきまして、斑鳩町生涯学習推進協議会規則によりますと、次の事項を行っているとなっております。

まず1番目に、生涯学習のまちづくりの計画の策定、2番目に、生涯学習関連事業の調査及び住民の学習事業等の調査、3番目に、生涯学習関連事業との関連、連携、協力、4番目に、生涯学習の情報提供システムの整備方策、5番目に、その他生涯学習のまちづくり推進に必要なこと、以上5つになっております。まちづくり計画を推進することとは、すなわち生涯学習の観点に立って町民憲章にうたわれている内容を具体化していくことであると考えます。

ここで、我が町の町民憲章は、次のようになっています。我がまちの町民憲章、すなわち、「わたしたちは、聖徳太子ゆかりの斑鳩のまちに住むことを誇りとし、「和」の精神を尊び、明るく豊かな郷土をつくります。」 1つとして、「歴史と文化を大切にし、貴重な遺産を次の世代に伝えます。」 2番目、「恵まれた自然との調和をはかり、やすらぎあるまちにします。」 3番目、「人権を尊重し、心のふれあうまちをめざします。」

4番目、「ともに生き、ともに学び、未来を拓く活力のあるまちにします。」 5番目、「知恵と力を出し合い、住みよいまちを築きます。」 これらの町民憲章に沿って、生涯学習を推進すれば、ひいてはよいまちづくりに結果なっていくと確信した上で質問に入ります。

質問は、町民憲章に沿ってどのような生涯学習が現在行われているのか、また今後予定しているのかといたしますので具体的にお答えいただきたいと思っております。

まず、町民憲章1番目の、歴史遺産を次世代に伝えるという意味で、これへの生涯学習の具体策は今どうなっているのでしょうか。回答される前に、歴史環境体系を整理し、遺産を把握し、保存してふるさとづくりにどのような特色を持たそうとされておるのかを、そのポイントを聞きたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（森河昌之君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） ただいま質問者の方から、町民憲章にかかわって生涯学習としてどういうまちづくりを目指しているのかと、こういうお尋ねであろうかと思えます。

この町民憲章につきましては、ご承知のとおり、平成9年5月9日に策定されまして、聖徳太子ゆかりのまち、斑鳩のまちに住むことを誇りとし、「和」の精神を尊び、明るく豊かな郷土をつくることを願い、5項目からなる、今申されました5項目からなります町民憲章が制定されたところでございます。本町の教育を推進していく上で、この町民憲章は斑鳩町の目指すべきまちづくりの願いでありますところから、町の総合計画であります「歴史と文化が暮らしの中に息づく“新斑鳩の里”」を基本理念に置きまして、諸施策を推進してまいっているところでございます。

まず、ご質問の1つ目の「歴史と文化を大切にし、貴重な遺産を次の世代に伝えます」という項目の中でございますが、この町民憲章に対しまして具体的な施策といたしましては、第3次斑鳩町総合計画の地域文化の保存と創造という体系づくりを体系づけているところでございます。ここでは、単に文化財だけではなくに、歴史的景観を含めた歴史文化の保全・継承として位置づけております。そして、それらの中でも、特に文化財につきましては、斑鳩という地域の文化や歴史的資源を活かした生涯学習を重要な項目としてとらえているところでございます。本町の豊かな歴史的、文化的遺産を学習資源との観点から、それらの文化財の調査研究を推進しますとともに、その保存と活用を行っているところでございます。

既にご承知のとおり、我がまちでは、世界文化遺産の登録を受けました法隆寺、法起寺周辺をはじめ、法輪寺、中宮寺を含めた古代寺院が存在する上、世界的にも有名になりました藤ノ木古墳が存在するなど、全国的にも見ても貴重な文化財が豊富な地域でございます。このような地域性であることから、古くから国宝や重要文化財に指定されております文化財も数多く存在していることが示されております。これら、歴史遺産の存在が斑鳩町というまちを特色づけているものというふうに思っています。

特にそれらの文化財の中でも、藤ノ木古墳の史跡整備と中宮寺跡の史跡地の公有化を

進めているところでございます。藤ノ木古墳につきましては、史跡地内の整備を平成19年度に完成することを目標に事業を推進しておりまして、また中宮寺跡につきましては、平成17年度までに公有化を完了し、遺跡を活かした史跡公園としての整備を進めていくことといたしております。

これらの有名な文化財以外のものに対します把握につきましても、文化財調査や研究を推進しておりまして、特に埋蔵文化財につきましては、開発行為に対します緊急発掘調査だけでなく、法輪寺をはじめといたします古代寺院や駒塚古墳等の古墳などにつきましても、これらの時期や範囲などを正しく理解、把握することを目的といたしまして、将来的な保存と活用を目指した学術調査を実施しているところでもございます。

そして、これらの調査結果につきましては、現地説明会や、あるいは出土遺物展を開催するなど、町民をはじめ多くの方々に広く公開するとともに、歴史講演会や学習会など開催するなど啓発活動にも努めて、文化財に対する理解を深めていただいているところでございます。そして、歴史を身近に感じられる環境づくりを進めていくことといたしまして、斑鳩の歴史について学べる場として、将来的には、藤ノ木古墳整備基本計画にも示されていますように、この斑鳩町の歴史を総合的に理解いたしまして、文化財の拠点としての歴史資料館または博物館といった拠点づくりを、史跡整備の進捗状況とも勘案しながら取り組んでまいりたいというふうに考えております。

このように、歴史遺産を次世代に伝えるための生涯学習の役割といたしまして、これら歴史遺産を調査、保存、活用することが郷土の歴史の正しい理解を促しまして、そしてそのすばらしさが郷土に対する愛着や誇りを抱き、ひいては町民同士の連帯感を養い、地域文化の継承や発展につながっていくものというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（森河昌之君） 9番、浦野議員。

○9番（浦野圭司君） 詳しくありがとうございます。

それでは、憲章2に基づきまして、安らぎを与える自然環境づくり、これへの生涯学習について問います。回答につきましては、ポイントは、郷土愛の精神をもとに、自然環境の愛護、地域ごとの特色を活かした土地の有効活用、また公害のないきれいな町を目指しているかどうかを問います。よろしく申し上げます。

○議長（森河昌之君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 2つ目の、「恵まれた自然との調和をはかり、やすらぎのあるまちにします。」という項目での関係でございます。

環境対策等につきましては、斑鳩町として町全体で取り組んでいるところでございますが、生涯学習の取り組みといたしましては、斑鳩の自然環境への意識を高めるといった学習等にあると考えているところでございます。

例えば、小学校を対象としておりますホリデイ学園におきましては、法起寺の所在する岡本地区におきまして、手植えによる田植え作業の体験学習を実施いたしております。この世界文化遺産にも登録されております法起寺の三重の塔を背景に、歴史と自然と調和した田園風景の広がるこの地における田植え作業の体験は、参加者に他所ではなかなか体験できない貴重なものであるというふうに考えております。必ずや何らかの斑鳩らしさといったものを感じとっていただき、将来の郷土愛への結びつきに生まれるものではないかというふうに思っているところでございます。

また、家庭教育学級におきましては、合成洗剤が及ぼす自然環境や健康に対する影響、ごみ処理問題を含め広く環境ホルモンが環境へ及ぼす諸問題について勉強いたしまして、子育ての観点から学習会を開催いたしまして、自然環境への意識を高めていただく企画にも取り組んでいるところでございます。

また一方で、自然遺産としての天然記念物の保護や調査といったものも生涯学習の一環であり、例えば斑鳩町内に県の指定を受けております樹木が1件ございますが、これに対する保護対策や古木の調査依頼への情報提供と、奈良県教育委員会の文化財保存課と連携をして取り組んでいるところでございます。

このように、自然環境づくりへの意識づくりや保護といったものが、生涯学習における取り組みであるというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（森河昌之君） 9番、浦野議員。

○9番（浦野圭司君） 続きまして、町民憲章3番目にうたわれております人権の尊重、心のふれあいについて、どういった生涯学習をなされているのか。ポイントは、自治会の活動や各種のコミュニティ活動を通じまして、公共の精神の育成、またやさしさ、思いやりのあるまちづくり、社会づくりをどのようにされているかのポイントに絞ってお願いします。

○議長（森河昌之君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 次の、「人権を尊重し、心のふれあうまちをめざします。」という項目でございますが、人権尊重、心のふれあいについては、本町では、「部落差別をなくし民主主義を徹底するため、同和教育を推進し、基本的人権を確立する」ことを目的といたしまして、昭和49年に斑鳩町同和教育推進協議会を結成いたしております。また、昭和63年には、同和問題の早期解決と啓発活動の充実を図りますために、斑鳩町同和問題啓発推進本部を設置いたしまして、教育と啓発と運動の三者が連携を深めながら、同和問題を基軸に、人間の尊厳について考えまして、人権が尊重される差別や偏見のないまちづくりをするために、町はもとより地域が一体となって取り組んでまいったところでございます。

また、平成13年には、「人権教育のための国連10年」斑鳩町行動計画を策定いたしました。この行動計画の目的は、質問者の言われております町民憲章が背景にございまして、聖徳太子の「和」の精神をまちづくりの基本といたしまして、憲章に掲げているところでございます。その中で、文化遺産の伝承、自然環境の保護、人権の尊重、共生社会等を実現するために、知恵と力を出し合って、住みよいまちを築き、憲章が暮らしに活かされるような取り組みをするためのものでございます。こうしたことを基に行政総体といたしまして、組織的、計画的に人権啓発活動や人権講演会、人権問題地区別懇談会等を実施いたしまして、人権意識の高揚と啓発に努め、人間の尊厳について考える取り組みを行うことによりまして、人権を尊重し心のふれあうまちづくりにつながるものというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（森河昌之君） 9番、浦野議員。

○9番（浦野圭司君） 続きまして、町民憲章4番目にあります活力あるまちづくり、これへの生涯学習はどのようになされているのか。ポイントは、福利厚生施設の充実、産業の振興、物づくりの喜び・大切さを感じる勤労生産学習はなされているかどうかについてお願いいたします。

○議長（森河昌之君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 次の、「ともに生き、ともに学び、未来を拓く活力のあるまちにします。」という項目でございますが、昨今の町民の学習活動の活発化に伴いまして、今後の生涯学習はより多様で学習内容のレベルも高度化していくものというふうに考えております。このため、学習事業は現代の要請を勘案いたしまして、より内容を充実

させるとともに、多様な事業展開をしていかなければならないというふうに思っております。また、生涯学習は乳幼児期から高齢者まで、人間のライフスタイル全般にわたる期間が対象になるものでございまして、生涯各時期の課題に適した学習機会が設けられなければならないというふうに考えているところでございます。

現在、斑鳩町では、生涯学習講座といたしまして、地域社会で活躍できる女性を目指すための学習の場として女性学級を開催し、高齢者が心豊かに生きがいのある老後を過ごすための学習の場として高齢者学級を開催いたしております。また、公民館教室を、知識、技能を習得することを通じまして、教室生相互の交流を図りながら、生涯教育としての生きがいづくりの機会とするために、各公民館におきまして実施いたしているところでございます。

また、平成13年度から国の補助金を活用いたしまして、地域住民へのIT基礎技能の習得を図りますために、社会参加活動を促進することを目的としたIT・パソコン講習を実施いたしてまいりました。来年度も引き続き実施する予定をいたしております。

今後の学習事業につきましては、時代の変化や町民の多様な学習要求に応じまして、形式的な講座の形態にこだわらずに、勤労者が参加しやすいような土・日曜日や夜の教室の開設、また子育て中の親が子どもを連れて気楽に参加できるような場など、弾力的な事業形態を検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（森河昌之君） 9番、浦野議員。

○9番（浦野圭司君） 最後に、町民憲章5番目、住みよいまち、これへの生涯学習について問います。ポイントは、健康の増進、医療の整備、創造性の育成、対応能力の育成、自主自律能力の育成、安全、安心、防犯、人間尊重への精神育成はされているのかどうかというポイントに絞ってお願いします。

○議長（森河昌之君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 5つ目の、「知恵と力を出し合い、住みよいまちを築きます。

」というところでございますが、平成元年の保健体育審議会答申の中で、スポーツの意義を言われているわけでございますが、その内容は、肉体的な存在である人間の、体を動かすこと自体に対する根本的な欲求に応えるとともに、爽快感、達成感、知的満足感、他者との連帯感等の精神的充足や楽しさ、喜びを与え、また健康の保持増進、体力の向上、青少年の人間形成等にも資するなど、心身の両面にわたって働きかけをするもの

でる、こういうふうに定義されているところでございます。また、スポーツ振興が、地域社会の形成機能を充実させる上で非常に重要な地位を占めているものと言われているところでございます。

このようなことから、体育館を中心といたしました、すこやか斑鳩・スポーツセンターを拠点といたしまして、各種スポーツの大会や教室の開催を通じてスポーツ振興を図っているところでございます。また、地域スポーツクラブ活動に対しましては、体育館だけでなく、健民グラウンドや南中学校のサブグラウンドに加えまして、学校施設の開放も実施いたしまして、一人でも多くの方がスポーツに参加し、親しんでいただけるよう各種支援を実施しているところでございます。

生涯スポーツにおきまして、競技だけではなく、健康づくりや生きがいといったニーズに対応にするスポーツ活動の多様化する現在では、スポーツ指導者の育成やスポーツへの関心、動機づけを行うための多彩なスポーツに対する情報提供を行いますとともに、スポーツ団体の活動への育成、支援に引き続き努めてまいりたいというふうに考えております。

また、一方で、高齢化社会におけるだれでもが気楽に参加できるスポーツを通じまして、楽しみながら健康づくりや体力づくりができる生涯スポーツの推進が求められておりますことから、「町民一人1スポーツ」を目指しております斑鳩町では、スポーツを推進することによりまして、町民による地域社会の形成づくりにつながり、その地域社会が機能することによりまして、住みよいまちへとつながっていくものというふうに考えております。生涯学習に取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（森河昌之君） 9番、浦野議員。

○9番（浦野圭司君） 色々と具体的におっしゃっていただきましてありがとうございます。より充実した生涯学習を今後推進していただくことを切望いたしまして、次の質問に入らせていただきます。

2番目です。環境問題への取り組みについてということで、太陽光発電、風力発電等エネルギー問題解決のみならず、ごみ問題、あらゆる公害対策等環境対策はたくさんございます。一步一步着実に取り組むことが、周りからみればその地域住民の環境に対する姿勢であると評価され、地域の特色となってすばらしいまちづくりにつながっていくものと確信するのでありますが、これについての行政の考え方について問います。

21世紀の大きな課題の一つに、環境問題の取り組みが挙げられます。平成16年度予算編成を見る限り、それへの積極的な取り組みが見えてこないのが質問いたします。

人類の地球上でのあらゆる営みの結果、副産物として環境の悪化が顕著になったとのことで、そういう世界の共通の観点から、京都議定書となり、環境改善目標に向かって推進されております。一方、今、日本は、財政、行財政の効率化を目指して平成の大合併を推進し、地方自治体も財政効率化を真剣に見直しております。財政難の中、さりとて環境問題は避けては通れない問題でありまして、国よりむしろ地方での取り組みが大切と考えます。

先日の新聞報道で、大和郡山市特別養護老人ホームあすなら苑におきまして、太陽光発電パネルが設置され、食糧危機へとつながる地球温暖化防止こそ最優先課題と、市民や団体が集まりまして、また公共の老人ホームがその設置場所を提供しまして、総工費1,700万円の半分は、新エネルギー非営利活動促進事業費補助金事業の補助を受けまして、残り半分は市民によりますおてんとさん募金として、約2,000人の募金者により目標間近と聞きます。年間の予想発電量は、約2万キロワットで、このような取り組みでは全国の最大規模となります。この稼働によりまして、同苑のCO₂・二酸化炭素の排出量が年間3%削減され、電気使用料金は年間22万円の削減となる予定です。自然エネルギーの可能性を見直して、石油化学燃料や原子力に依存しない未来を選択すると定義しております。この3月6日には、発電を開始しまして、今後も2号機、3号機とふやしていく予定と聞いております。

太陽光発電、風力発電等エネルギー問題の解決のみならず、ごみ問題、あらゆる公害対策等環境対策はたくさんございますが、これを一步一步取り組むことによりまして、周りから見れば斑鳩町の特徴となり、また結果的にはすばらしいまちづくりとなっていくと確信するのでありますが、これらのことに関します行政の考え方について問います。

○議長（森河昌之君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） まず、大和郡山市にあります、議員がおっしゃっておりますように、特別養護老人ホームでの太陽光発電の取り組みでございますけれども、これは議員も言われてますように、市民による共同発電所の設置に向けて活動をされております「サークルおてんとさん」という環境団体が中心となりまして、その取り組みに賛同をされます市民グループでプロジェクトチームを設立をされまして、その第1号機

として設置されたということを聞いております。

議員もおっしゃっておられますように、工事費の半分は新エネルギー・産業技術総合開発機構からの補助金で賄われております。半分の不足分につきましては、自己資金として募金を募って対応をされたというように新聞報道もなされておったところでございます。

この太陽光発電につきましては、質問者もおっしゃっておられますように、施設の屋根で約200平方メートルに発電用のパネル112枚を設置をされまして、それで推定の発電量が年間で約2万キロワットであるというようにも聞いております。また、これによりまして、原油では年間約4,980リットルが節約できるのではないかと。二酸化炭素で7,417キログラムが減少をされていくというように聞いております。それで、一般家庭の電気料金で言いますと、年間約49万円の削減と。これは、この特別養護老人ホームという施設の場合には、特殊契約ということになりますので、約22万円の費用削減になるというように見込んでおられるというようにも聞いているところでもございます。

町といたしましても、地球温暖化が日々深刻化していきます中で、エネルギーの消費を減らしますとともに、太陽や風など自然の恵みを活かしました自然エネルギーの活用への取り組みにつきましては、常に注目をいたしているところではございます。とりわけ、今回のケースは、市民団体が自発的にそういった取り組みをしておられるということに特に注目をいたしているところではございます。

と申しますのも、現代の環境問題は、都市生活型公害とか廃棄物問題、地球環境問題など日常生活に起因するものへと変化をいたしております。日常生活そのものが環境負荷の原因となっている今日、現代の環境問題は、行政の対策だけではなかなか解決できない問題ではないかと、このようにも考えてもおります。

これからの環境対策は、私たちが自らの生活と環境との関わりについて認識を深め、ライフスタイルを見直しながら、身近なところから自発的に取り組みを進めていただく必要もあり、その意味からも地域や住民の方々が自発的に市民共同発電所の設置を進められたということは、当町が目指しております持続可能な地域づくりの模範的な事例ではないかと、このようにも考えております。

このようなことから、町といたしましては、町長の施政方針にもありましたように、現在、持続可能な地域づくりの構築に必要な「意識・行動を変える」、「人材・組織を育

成する」、「取り組みを助ける」、「行政が率先して取り組む」といったことに重点を置きまして環境対策事業を展開をいたしているところでございます。

このようなことで、自治会別環境問題学習会とか環境教室の開催、また家庭版 I S O への取り組み、ケナフの栽培を通じましての温暖化防止の啓発など、地道な取り組みではございますが、このような事業を通じまして環境問題への意識向上や生活様式を見直す契機としていただくほか、各地区の環境保全推進委員さんの活動とか、当町にも幾つかの環境問題に取り組んでいただいているグループがございまして、そういった団体の活動、自治会などの活動に対しての支援を通じて、人材や組織の育成に努めていきたい、このように思っております。

いずれにいたしましても、現在の環境問題は、行政、住民の方々がばらばらに取り組んでいても解決する問題ではありませんので、行政と住民がよりよいパートナーシップを築きながら、議員もおっしゃっていただいております、一歩ずつ確実に取り組んでまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（森河昌之君） 9番、浦野議員。

○9番（浦野圭司君） ありがとうございます。身近なところから自発的に取り組むというように回答していただきまして、今後（仮称）総合福祉会館設立の予定とも聞きますので、例えばそういう公共設備ができますときに、こういった自然環境への取り組みという具体的にできれば取り組んでいっていただきたいと思っております。希望しておきます。

その次に、質問3番目です。行政は、担当する地域、この地域での最高のサービス機関であるということにつきまして、これからの地方行政は、独自のオリジナルな発想のもとに健全な財政基盤を確立していくことが大切であると思っております。そのことにつきまして、行政、町長の意見を聞きたいと思っております。

具体的には、地方行政の先進地視察の人気のある場所に、島根県の出雲市というところがあります。その人気の理由の1つに、平成の初期に偉大な指導者が市長となっております。それで、この地方を活気ある特色のあるまちづくりをした結果と考えております。その指導者は、現在衆議院議員でもあります岩國哲人さんであります。彼は、市役所とは市民のお役に立つところとしまして、住民サービスに徹底したと聞きます。市民からのアンケートで、市役所は、暗い、冷たい、威張っている、不親切だ、怠けている

とアンケートに書かれておりまして、これをすべて逆にしようと試みたということでもあります。つまり、明るい、温かい、サービス心がある、親切だ、積極的だとすることです。これによりまして、最高のサービス機関になっていくと考えたのであります。

具体的な施策としまして、1つ目に、女性の採用をしました。女性の価値観、感性の登用、これは戦後今まで経済優先、生産効率第一、物づくり大国に突っ走って来ましたけれども、これからは女性の社会進出が重要と考え、女性の物の考え方を取り入れ、女性の管理職をどんどん増やしました。2つ目に、少子高齢化社会に向かいまして、介護者への手当の支給、また老人への総合福祉カードというものを作成しました。このカードは、ICカードでありまして、その人の医療データ、血液型、血圧、病歴、担当の医者、電話番号等々情報を打ち込むことができまして、まさかの時に、救急車の手配、病院の手配、適切な対応ができるようにしました。3つ目に、ショッピングセンターに、土・日・祝日の市役所のサービス窓口を設け、市民が365日このサービスを利用できるようにしました。ショッピングセンター側は、自己の集客につながりますので、場所の提供にはむしろ大歓迎であったと聞きます。こういったアイデアで、少しのアイデアでまちは変わっていくものであると考えます。

また、いつも話題になります行政指導者に、石原慎太郎東京都知事があります。地方行政も財政難の中、やり繰りをしていかなければならない現状ですが、彼は最近天皇陛下のお住まいになる皇居に出向きまして、夜限られた時間ですけれどもライトアップできないかと申し込んだと聞きます。これは、観光客の夜の観光人気スポットにしようとの発想です。今までにも、銀行に対して税金を新設したり、また車、ディーゼル車に環境汚染の観点から規制をしたり、ホテルに観光税を新設したりと、随分色々な発想が出る人であるなど関心しております。

少し話は飛躍しますが、スイスのダボス会議は皆さんご承知だと思いますが、スイスでは、観光地であるダボスのまちに、毎年世界各国から企業のトップ、政治家、学者等あらゆる分野で活躍されているいわゆる時の人を集めまして、経済、地球問題、科学、医学、文化等々分科会で意見交換をします。それに招待を受ける人は名誉なことでありまして、自分の担当分野以外の人材と交流し、発想の転換を促し、これは全人類にとりましては非常にプラスになっております。こんなダボスは話題性に富んでおりまして、私たちは世界最古の木造建築遺産であります法隆寺の一角でこのような会議が開催されないかと夢を見る次第です。

ここで町長に質問いたします。役所とは最高のサービス機関であるということ、またこれからの地方行政はオリジナルな発想のもとに、健全な財政基盤を確立していくことが大切だということに対して、ご意見を問います。

○議長（森河昌之君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 役所とは最高のサービス機関であるというご質問であります、述べられておりますように、私自身も最高のサービス機関でなければならないと考えております。朝礼の都度そういう話を申すわけですが、やっぱりこの庁舎ができ上がって、新しい中で、何を取り入れていくかということで、住民窓口のサービスということに力を置いてまいったわけです。それぐらい私はやっぱり職員が、その一人の方を民間から雇って、その方に見習っていただくということをして、非常にサービス向上というのか、来客される方は割と非常に最近の庁舎の接遇マナーはよくなったという評価をいただいたことも事実です。

ただ、私はそういう民間の方が一生懸命される。それを職員がやっぱり勉強しなかったら、あの方は民間だ、私は職員だという感覚を持てば、どうしてもやっぱりそれに任さざるを得ないということになってまいります。私は、絶えずやっぱり斑鳩町の役場に奉職した限りは、住民の方々に、役所へ来られたら、いらっしゃいませ、住民票をいただかれたらありがとうございますということが自然と出る環境づくりをすることが私はやっぱり最高のサービスではないかと思っております。そういうことに、絶えず、助役、収入役、教育長等、我々職員等にいつも申しまして、やっぱり自分の働いている環境、場所というところを十二分に把握して、お客さんというものを大事にすることが一番モットーであるということを考えて取り組んでいます。常にやさしさ、思いやりを持った心で職務に当たるようあらゆる機会を通して伝えておるわけでございます。

また、住民の皆さん方に提供している個々の行政サービスの満足度の動向を図ることにより、住民の価値観やニーズの状況等を把握し、行政サービスの質的向上を図ることを目的として、職員の対応等に関する住民満足度調査を実施するなど、その改善に努めてまいりました。しかしながら、お客様への説明の際、何気なく専門的な行政用語を用いて話をしている場合もあろうかと思えます。今、何が役所が一番大変かと言いますと、やっぱり行政用語というのは、お客さんというのはなかなかわかりにくい。そのことにかみ砕いてというんか、わかるようなそういう説明をするということが一番大事であろうと考えております。

これからも、少子高齢化の社会の進行等により、行政サービスも多種多様になってまいります。そういうことから、浦野議員は、出雲市の岩國哲人さんを取り上げられた。これも以前から、議員さんでそういう出雲へ職員を研修へ行かしたらどうかということも申されました。私はただ、岩國哲人さんという方を見ておりますと、私はもう2期以上は恐らく出雲ではしないなということを考えたわけです。そしたら次はどこかいうたら、国会に行くか知事選挙に行くということで、あの方はおのずと衆議院に出られ、また東京都知事に出られた。そしてまた衆議院に戻ってこられた。私はやっぱり出雲に愛着があるんだったら、今こそ、このバブルがはじけた時に、出雲へ返って、出雲ドームがどうなっているのか、あるいはそういう自動販売機を撤去した、そういうことについてどうなっているのか、そこらを私はやっぱりもう一度自分のふるさとというところを研究する必要があるかと思います。いいことをする時は、私はちょうどバブルの終わりにかけのときに、恐らくそういうことで、ある程度財政的にも余裕というたら語弊がありますが、税金もあつたろうと思います。今はもう何を言うても、国は金がない、県は金がない、末端の市町村は、県、国の税源移譲でも、三位一体の改革でそれだけの税源移譲はない。それ以上に補助金、あるいは交付税がカットされる。今、新聞を見ても、どこも基金を取り崩してと。あの生駒市ですらでも基金を取り崩すぐらいの情勢になってきた。このことをどうみんなが耐えていくのかということで、今議論がなってます。

そういう中で、私はやっぱりこれからは、特にソフト事業としてやっぱり住民にサービスを徹底していく、やっぱり最高のサービスをするということが大事であろうと。今までの殻に閉じこもらず、やっぱり新しい弾力的なものを求めていくことがこれからは一番大事であろうということで、今浦野議員がおっしゃっていただく、我々にとっては絶えずそういうことを職員に伝えながら頑張っておるわけでございます。どうかこれからもひとつ、またお気づきがあった点については、またご指摘をいただいて、我々改善するところは改善してまいりたいと思っております。

○議長（森河昌之君） 9番、浦野議員。

○9番（浦野圭司君） 行政のサービス向上に向けて、非常に町長の方で取り組んでいただいているのは感謝申し上げます。ただ、2点目の健全な財政基盤を確立していくということは、今の合併問題につきましても、中央行政の健全さが問われているのが真意じゃないかなと思いますので、今後合併する、せんにかわらず、斑鳩町として町

長独自の財政基盤健全化に向けての手腕をどんどん発揮していただきたいなということ
を切望しまして、最後の4番の質問に入らせていただきます。

4番目に、知的障害者に対する行政の考え方についてお問い合わせします。

人にやさしいまちづくりを目指している斑鳩町の今後の障害者に対する福祉のあり方
ということで、先日新聞の報道によりますと、奈良県の知的障害児の対象の県立養護学
校の保護者並びに教員から、養護学校新設の請願採択に対する報告会が記されておしま
して、県内の知的養護学校が深刻な状態、過密状態であると。また、スクールバスの過
密状態、給食室の過密状態、保健室の足りなさなども指摘されておりました。本来養護
学校というものは、小規模な学校が数多く地域に存在するのが理想でありまして、また
新設の際には、保護者や教員の意見を十分反映させたものが理想であると考えます。

一方、これも先日のニュースによりますと、宮城県の浅野知事が、知的障害者向けの
施設の解体を宣言したと。これは、施設の解体が目的ではなく、障害者が地域生活へ移
行する条件整備が主眼でありまして、行政がこの方向性を示すことに意味があるとして
おります。また、この方向に対して、他の知事、例えば鳥取県の片山知事は、この解体
には概ね賛成としまして、障害者自身は何を望んでいるかを考えるよい機会だといふこ
とで述べております。また、和歌山県の木村知事は、施設を出たがっている障害者は非
常に多いと、この宣言は障害者福祉の流れを変えていくということでコメントしてお
りました。

ここで質問いたします。人にやさしいまちづくりを目指している斑鳩町の今後の障害
者に対する福祉のあり方について、どうお考えでしょうか。また、今後さらにどのよう
な支援を推進されようとしているのかについて問います。

○議長（森河昌之君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 斑鳩町では、平成13年に、議員もご承知いただいてお
りますように、第3次の斑鳩町総合計画を策定いたしました。新たな時代潮流や多様化
する住民ニーズに的確に対応できる魅力あるまちづくりを推進しているところでござい
ます。障害者に対します施策につきましては、この総合計画及び奈良県の新障害者に関
する長期計画を指針といたしまして、積極的に推進をいたしているところでもございま
す。

しかし、障害者の方の人口も増加をいたしまして、障害者の重度・重複化や障害者の
高齢化が進んでいるところでもございます。また、家族関係や地域社会が大きく変化を

いたしまして、住民の価値観や生活様式が多様化する中で、障害者の意識も変化をいたしております。障害者の地域での自立した生活を支援することは、これまで以上に重要となっているところでもございます。

また、国におきましては、平成5年に障害者基本法が制定をされまして、障害者の自立、社会経済活動への参加促進等を明記し、平成7年から平成14年までの「障害者プラン～ノーマライゼーション7か年戦略」を展開をいたしております。平成14年には、新障害者プランを策定をされまして、地方自治体におきましても同様に、障害者施策に対する総合的な取り組みが求められまして、町におきましても、障害者が地域の中でともに暮らすまちを実現するために、平成11年に斑鳩町障害者計画を策定をいたしたところでございます。

この計画につきましては、リハビリテーションとノーマライゼーションの理念を基本といたしまして、障害者の完全参加と平等の実現に向け、啓発、教育、雇用、保健、医療、福祉など幅広い分野での諸施策を総合的に推進をいたしますもので、この計画をもとに今日まで、一般の福祉施策をはじめ町独自の障害者や高齢者の社会参加促進を図りますリフト付バスの運行とか、聴覚・言語障害者の日常生活の安定、社会参加の促進を図ります手話通訳者の設置、派遣事業、そして車椅子の利用者が一般の交通手段が利用することが困難な重度の身体障害者の方を対象といたしました移動支援事業、養護学校卒業後の心身障害者の方に対します通所による作業指導や生活訓練を行いますとともに、レクリエーションや文化活動等を行います生きがいの場としての福祉作業所・虹の家への支援、また作業能力を有します精神障害者の方に対しまして、通所による作業指導や生活訓練を行います精神障害者小規模通所授産施設への支援、障害者、保護者同士の交流の場となります障害者ふれあいの集い等の諸施策の推進をいたしてきたところでございます。

しかし、この間、平成11年に精神保健福祉法の改正によりまして、平成14年4月から、市町村におきましてグループホーム、ホームヘルプ、ショートステイのサービスが一体的に実施されるようになりました。さらに、平成12年には、社会福祉法の改正に基づきまして、平成15年度から支援費制度が導入をされまして、障害者福祉サービスの提供が、行政によります措置から、利用者と事業者との契約によります利用へと転換がされ、サービスを行政が決めるのではなく、利用者が選択できる時代へと変化をいたしました。

こうした状況に対応した新しい枠組みの構築が急がれているため、町といたしましては、障害者への総合的で適切な支援を行うことを目的に、平成11年に策定をいたしました斑鳩町障害者計画の見直しも現在進めておりまして、現在アンケート調査を実施をいたしているところでございます。アンケートの対象者は、町内の身体障害者、知的障害者、精神障害者保健福祉手帳所持者、事業所、補助団体等を対象といたして調査を行っているところでございます。この計画の実施期間につきましては、平成16年から20年までの概ね5年間といたしておりまして、また必要に応じて見直しも行っていくということになっております。

現在見直しを進めております計画は、今後の当町の障害者に対します福祉のあり方を示すものでございますので、障害者の自立と参加を目指しますリハビリテーションと、障害者を特別視するのではなく、一般社会の中で障害者も障害を持たない人も誰もが家庭や地域社会で普通の生活ができる社会を目指しますノーマライゼーションのこの2つの基本理念をもとに、障害者の生活を支える重要な柱でありますホームヘルプサービスとか短期入所、デイサービスなど障害者福祉に係りますサービス提供の目標値の設定も行う中で、より具体的な施策の推進を図っていききたい、このように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（森河昌之君） 9番、浦野議員。

○9番（浦野圭司君） どうもありがとうございました。私も子どものころを思い出しますと、小学校のころに、特殊学級というのが皆さんあったように記憶されていると思いますが、特殊とか、いわゆる障害とか、この言葉さえも私はこれからの進むべきやさしいまちづくりには適してない言葉と感じております。やっぱり言葉とか態度とか考え方というのは大切なことでありまして、いわゆる障害をお持ちの方に対しまして温かい目で見守っていく社会の実現には、やっぱり言葉から変えていかないといけないのかなというふうに実感しております。またその点も検討課題に入れていただきまして、すばらしいまちづくりに励んでいただきたいなということを切望しまして、私の質問全般を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（森河昌之君） 以上で、9番、浦野議員の一般質問は終わりました。

続いて、4番、西谷議員の一般質問をお受けいたします。4番、西谷議員。

○4番（西谷剛周君） それでは、通告に従いまして一般質問をいたします。

斑鳩町は、平成12年からごみ分別収集によるごみ袋の有料化を実施し、4年になります。町民皆様のご理解とご協力を得て、各家庭から出る分別ごみも、随分減ってきたと聞きます。しかしながら、町民皆さんがごみ分別を徹底すればするほど、次のような疑問を抱いておられます。

1、せっかくきれいに洗い乾かしたペットボトルを、指定収集日に出しても、雨が降ってはぬれてしまい、本当にリサイクルが出来ているのか。瓶、缶の収集は一緒にされているが、本来ごみ分別に徹すれば、瓶と缶は分別すべきであり、缶に関しては収益を上げれるアルミ缶とその他の缶とは分別すべきだ。3つ目として、現在古新聞、古雑誌、古着、段ボール、アルミ缶などの廃品回収は、町内の子ども会や老人会、または自治会等で個々に廃品回収業者と委託し、収集されていますが、少子高齢化が進む中、子どもの数も減少し、年数回しかできない子ども会もあります。また、老人会でも、年齢とともに、何カ月かためた古新聞等を集積場所に運ぶのは大変である。定着しつつあるごみステーションで、他のペットボトルなどの資源物ごみ同様、月1回町指定収集日をつけて、町が廃品回収業者に委託し、町全体で廃品回収の収益を上げれば、生ごみや不燃ごみの減量化にもつながります。その収益でさらに町民皆さんがごみ分別収集をしやすいように、景観上も悪い青いネットを見直し、きれいなごみボックスの設置や生ごみ処理機の補助金に還元してほしい。4つ目として、自治会を通じて申し込んだペットボトル、瓶、缶の町指定袋の無料配布の手数料が自治会に支払われていると知らなかったのですが、年間幾らの手数料が各自治会に出されているんですか。5つ目として、町内の小売店やスーパーに町が支払うごみ袋の販売手数料は年間幾らですかなどの町民の声を、議会閉会后町内に議会報告をするために「好きやねん斑鳩」を手配りする中、以上のようなごみ分別に関連する要望や質問を聞きます。

そこで、今回は3つ目の町全体で廃品回収してほしいとの住民の要望について、4つ目の自治会への配布手数料が年間幾らかについて、5番目の各小売店やスーパー等に町が支払う販売手数料について、町の回答を求めたいと思います。

○議長（森河昌之君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 質問者が問われております、まず古新聞、古雑誌、古着、段ボール、アルミ缶の関係でございますけれども、現在質問者もご承知をいただいておりますように、資源物の集団回収という形で取り組んでいただいております。この団体として、町に登録されてる団体が86ございます。これは、資源物集団回収事業とし

て実施をいたしておりました、子ども会をはじめとして地域で自主的に資源物の回収を行う地域住民で組織をされた団体に対しまして、回収量に応じまして1キログラム当たり5円の奨励金を町が交付をして実施をしているものでございます。

この事業につきましては、従来から子ども会を中心に取り組んでいただいております、子どもころから新聞や雑誌、古着といった資源として活用出来るものを自ら回収するという作業に携わっていただくことで、ごみの減量化や再資源化に対する教育効果の期待を、私どもとしてはしているものでございます。

また、この資源物集団回収事業によりまして、平成14年度では約1,800トンの資源物が回収をされております。これは、当町で1年間に発生いたしますごみの量の約2割に相当するもので、斑鳩町のごみ減量化、再資源化に欠かすことのできない事業となっているのではないかと考えております。

町といたしましては、新聞や段ボールといった資源がごみとして排出されることなく、資源として排出されやすい環境を提供すべきであるということで認識はいたしておりますが、町が瓶、缶といった資源物と同じように新聞や段ボールの回収を行うということで実施をいたしますと、すべての地域において雨にぬれないような排出場所が必要になってくるのではないかと、このようにも思われますことから、その確保が非常に困難になってくると、このようにも思っております。また、集団回収を補完する形で新聞等の回収を行った場合、現在の実施団体の自主的な活動を妨げる可能性も出てくるのではないかとというような危惧もいたしているところでもございます。

以上のことから、現段階におきましては、新聞、段ボール等につきましては、資源物集団回収事業を継続をして実施をさしていただくことが最善ではないかと、このように考えております。

しかしながら、少子高齢化が加速をいたします中で、子ども会による集団回収も実施ができなくなるといった地域も現実として出てきているということも認識もいたしております。このようなことから、先般、集団回収実施地域の調査をさせていただきました。その結果、平成15年の12月の1日現在では、これは自治会連合会という組織がございますけれども、その連合会の組織に未加入の自治会も含めまして、現在136の自治会がございます。そのうちで、資源物集団回収が実施されている自治会は121ございます。残りの15の自治会では、集団回収が実施をされていないということから、この自治会に対しましては、実施の協力の呼びかけをさせていただきたいということで、

現在準備も進めさせていただいているところではございます。

さらに、自治会未加入世帯や高齢であるなど何らかの事情によりまして、地域の集団回収を利用しにくい世帯のために、公民館等の公共施設におきまして年に何度か資源物の回収を実施するとか、また、地域の老人クラブやPTAなど、これまで集団回収に携わっておられないけれども地域と密着して活動をされております団体等に対しまして、集団回収団体としての登録も呼びかけるなど、今後もさらに調査研究を進めまして、すべての地域で資源物集団回収が利用出来て、誰もが利用しやすい環境づくりを進めてまいりたい、このように考えております。

それから、各自治会への配布手数料の関係でございます。これにつきましては、町の資源物回収袋の配布手数料につきましては、斑鳩町自治会文具料及び指定ごみ袋配布手数料交付要綱に基づきまして、1世帯につきまして50円の配布手数料の交付をさせていただいております。全体で申しますと、平成15年度の配布手数料の確定は今現在しておりませんので、平成14年度でお答えをさせていただきますと、自治会連合会にご加入いただいております113の自治会に対しましては、トータルとして42万1,050円、自治会連合会未加入が19ございまして、この自治会に対しましては2万300円、合計で44万1,350円の交付を行っております。

それから、町内の小売店やスーパーに支払いますごみ袋の販売手数料ということでございますけれども、これにつきましては、斑鳩町商工会への加盟、未加盟を問わずに、町内の事業所等から指定ごみ袋販売協力店というのを募りまして、現在町内で64店の協力店で販売をお願いをいたしております。

その斑鳩町の商工会の方へ販売手数料といたしまして、販売金額の10%を指定ごみ袋販売手数料として交付をいたしております。これにつきましても、平成14年度で実績としてお答えをさせていただきたいと思っております。平成14年度では、305万2,755円を商工会の方に交付をさせていただいております。

以上です。

○議長（森河昌之君） 4番、西谷議員。

○4番（西谷剛周君） 町民全体が年間納めるごみ袋代金は約3,300万円であるが、今聞きますと、町指定ごみ袋を配布する経費等でざっと350万ほどかかっています。多くの住民は、分別する本人の自覚さえあれば、何もコストの高い町指定袋を使用しなくても、中身の見える透明な市販のごみ袋でいいのではないかという住民の声がありま

す。町は、ごみ分別に係る大きな無駄を省き、町民が納めるごみ袋代金を有効に使い、さらに町民皆様のご協力を得て、分別ごみの減量化に撒するため、ごみボックスや生ごみ処理機などで還元してもらいたいとの要望がありますので、今後ぜひ検討していただきたいと思います。

それでは、次の峨瀬自治会集会所問題に移ります。

3年半にわたる峨瀬自治会集会所建設に関する問題点を一つずつ質問し、確認したいと思いますので、理事者側も責任を持って答弁してください。

まず、斑鳩町の補償事業で建設する集会所ではなく、各自治会が今日まで斑鳩町公民館等施設整備補助金交付規程や斑鳩町地域集会所施設整備費補助金交付要綱に基づき、集会所建設をした自治会は幾つあるのか、お答えください。

○議長（森河昌之君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 斑鳩町公民館等施設整備補助金交付規程により建築または土地購入されました自治会につきましては、23自治会ございます。また、斑鳩町地域集会所施設整備費補助金交付要綱に基づき、集会所の建設をされた自治会につきましては、3自治会ありまして、平成13年度の竜田ネオポリス、平成15年度におきます錦ヶ丘の自治会、それと峨瀬自治会でございます。

○議長（森河昌之君） 4番、西谷議員。

○4番（西谷剛周君） そのうち、土地建物を全額自治会負担で集会所を建設し、斑鳩町から土地建物に補助金を交付した自治会は幾つあるのですか。

○議長（森河昌之君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 斑鳩町公民館等施設整備補助金交付規程によりまして、土地及び建物両方の補助金を受けて建築された集会所は、五百井集会所の1自治会でございます。また、斑鳩町地域集会所施設整備費補助金の交付要綱に基づき補助金を交付した自治会につきましては、今年度の錦ヶ丘自治会の1つでございます。

○議長（森河昌之君） 4番、西谷議員。

○4番（西谷剛周君） それでは、町有地を使用し集会所を建設した自治会は、幾つあり、それはどこの自治会ですか。

○議長（森河昌之君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 斑鳩町公民館等施設整備補助金交付規程による自治会につきましては、斑鳩荘園自治会と南服部自治会の2自治会でございます。それと、斑鳩町地域

集会所施設整備費補助金交付要綱に基づき集会所建設をされた自治会につきましては、平成13年度の竜田ネオポリス自治会と、今年度の峨瀬自治会の2つでございます。

○議長（森河昌之君） 4番、西谷議員。

○4番（西谷剛周君） 今、答弁された自治会の中で、斑鳩町が無償譲渡するため、その自治会と普通財産譲与契約をした自治会は幾つあり、それはどこの自治会ですか。

○議長（森河昌之君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） ただいまご質問の自治会につきましては、峨瀬自治会1つでございます。財産の譲与につきましては、地方自治法第96条第1項第6号の規程によりまして、議会の議決を要することから、平成15年9月議会におきまして財産の無償譲渡につきまして議案を上程し、議決を9月25日にいただいたところでございます。そうしたことで、その町有地につきまして、平成15年9月26日、普通財産譲与契約を締結さしていただきまして、同年の12月15日付でもちまして所有権移転をさしていただいております。

○議長（森河昌之君） 4番、西谷議員。

○4番（西谷剛周君） それでは、開発業者が斑鳩町へ納めた施設協力金は今日までたくさんあるが、一旦町へ納めた施設協力金を地元自治会へお金や土地で還元した自治会はどこで、その金額は幾らですか。

○議長（森河昌之君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 施設協力費を地元自治会へお金や土地で還元した自治会のご質問でございますが、これにつきましては峨瀬自治会の1自治会でございます。

これにつきましては、施設協力費を地元へ還元するというこの関係につきましては、平成7年建設省の宅地開発等指導要綱の見直しに関する指針による通達に基づきまして、その1つであります施設協力費の用途について、合理性の認められる範囲で、かつ寄付金が開発区域を含む地域に還元されるよう、講じるということの通達を受け、斑鳩町開発指導要綱を平成10年4月に改正したものでございます。また、その見直しに伴いまして、斑鳩町公共施設整備基金の設置、管理及び処分に関する条例につきましても、公園、コミュニティ施設、ごみ集積施設の整備事業を行うための財源に充てる場合、基金のいわゆる処分を行うこともできる旨の改正もさせていただいております。これにつきましては、平成10年3月議会で議決をいただいております。

チサンマンション第4期の開発許可申請の協議が、指導要綱改正後の協議になったた

めに、直接地域自治会に集会所として還元したのは、峨瀬自治会、先ほど申し上げましたように、このケースが初めてでございます。

また、その金額は幾らかとのご質問でございますが、開発業者が町へ納めた施設協力費1,440万円で、町が土地でございます、247.95平方メートルの土地でございますが、その土地を購入し、議会の議決を経て峨瀬自治会へ無償譲渡の方法により地元に戻元させていただいたものでございます。

○議長（森河昌之君） 4番、西谷議員。

○4番（西谷剛周君） 私は、なぜ峨瀬自治会だけに町民の財産である町有地、1,440万円分を小城町長は無償譲渡したのかということはずっと疑問でして、今言われたんですが、その法的根拠というのを示していただけませんか。

○議長（森河昌之君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 先ほど申しましたように、法的根拠というよりも、いわゆる開発指導要綱を改正することによりまして、開発業者よりいただきました施設協力費をそれに充てるということで、先ほど申し上げましたように、要綱や条例等も改正させていただいた、このことが根拠でございます、これに基づきまして今日まで進めさせていただいたものでございます。

○議長（森河昌之君） 4番、西谷議員。

○4番（西谷剛周君） 要は、法令や条例には基づいてないということなんで、ちょっと次に移りたいと思うんですが、それでは、指導要綱ということの中で、その根本となった、国の方の通達の中でやっているという部分については、合理性があるないというのが問題になりますんで、私はそのようには思いませんので、次に移ります。ほなら言うてください。

○議長（森河昌之君） 芳村助役。

○助役（芳村 是君） これは、先ほど総務部長が申し上げましたように、これまでは西谷議員がおっしゃるように、施設協力費を積み立てた基金については取り崩しということとはしてなかったわけです。ただ、色々地域交流館を含めながら集会所の問題が出てきてまして、やはりその地域で開発された方々は、その開発されたための負担金を出しておられるわけですね。それを施設協力費としてもろうているわけでございますから、やはり還元をするのが妥当ではないかということになった経過があります。

そこで、先ほども説明いたしましたように、平成10年3月25日に、斑鳩町公共施

設整備基金の設置管理及び処分に関する条例を改定いたしましてね、この6条の中で処分ということで、町の公共施設等のうち、道路、公園、保育所、コミュニティ施設、ごみ集積施設の整備事業を行うための財源に充てる場合、その他町長の必要と認める場合は、予算の定めるところにより、基金の全部または一部を処分することができるということになったわけです。そういうことを踏まえながら処分したと、こういうことでございますので、この点ご理解願いたいと思います。

○議長（森河昌之君） 4番、西谷議員。

○4番（西谷剛周君） 私は、当然施設協力金について、地元のその買われた方が出されたという部分について、当然それを地元に戻すんだ、それは少なくともその地域のところで、町がコミュニティセンターをつくるとか、そういうことで全体的に使えるものであると思いますし、それを現金、あるいは土地でそのまま無償で譲渡するというのは、どうも私は趣旨が違うような気がいたします。この件については、私は平行すると思いますんで、次に移ります。

それでは、峨瀬自治会の支援団体認可申請について質問したいと思います。

平成15年7月15日付で、峨瀬自治会長宮本勝吉氏が地縁団体認可申請を町へ提出したが、その提出に至るまで斑鳩町の行政指導があったのかなかったのか、お答えください。

○議長（森河昌之君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） この地縁団体設立までには、地元の方で色々と、平成13年には総会されたことになりまして、いわゆる地縁団体をするについては決められたわけでございますけれども、その以後、いわゆる色々と協議する中で、申請まで地元で色々と検討されて、コミュニティの醸成に向けて色々とされてきた経緯がございます。そういった中で、我々といたしましても、いわゆる地元側の要請に応じまして色々とご指導をさせていただいたこと、ご助言させていただいたことはございます。

○議長（森河昌之君） 4番、西谷議員。

○4番（西谷剛周君） 今、総務部長は、行政指導をその都度したということなんですが、それではなぜ平成12年10月の東川前自治会長との時と、行政指導の内容が変わっているのか、お答えいただきたいと思います。

○議長（森河昌之君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） その当時、平成12年当時につきましては、いわゆる地元の

方から直接役場の方へも署名も、93名の名前を連署されました署名もいただいております。そういったことで町としてもやはりそういったことは看過できないようなこともありますから、先ほど申し上げましたように、地域コミュニティの醸成ということも積極的に我々も関与するところがございますから、そういった意味で指導もさせていただいた。その時、その時に応じてのやはり指導も必要でございますので、そういった指導もさせていただいたところがございます。

○議長（森河昌之君） 4番、西谷議員。

○4番（西谷剛周君） それでは、宮本自治会長が地縁団体認可申請に添付した平成13年3月20日の峨瀬自治会定期総会における議事録に基づき質問したいと思います。議事録の中に、総会員数320名、出席者数69名、委任状提出者数216名と記載されていますが、まず当日出席者の69名で賛否をとられています。その賛成、反対の内訳を示してください。

○議長（森河昌之君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） これにつきましては、いわゆる議事録を見る中では、賛成多数ということの中で議決されたということで我々は理解しております。

○議長（森河昌之君） 4番、西谷議員。

○4番（西谷剛周君） それでは、議事録に委任状提出者数が216名と記載されていますが、斑鳩町は委任状の確認はされましたか。

○議長（森河昌之君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） その議事録につきましては、署名委員も決められている中でされておる中で、いわゆる正当な議事録ということで我々は認識しておるものでございまして、そのためには委任状出席まで確認する必要はないと考えております。

○議長（森河昌之君） 4番、西谷議員。

○4番（西谷剛周君） 斑鳩町に平成15年9月2日付で峨瀬自治会員5名が、私たち自治会員に地縁団体の説明もなく署名もしていません。我々以外にも多数の会員もおられますので調査してくださいとの要望書が提出されました。平成15年7月30日付で峨瀬自治会に地縁団体を認可した斑鳩町は、認可後に斑鳩町へ提出された自治会員の要望書を、どのように対処したのですか。

○議長（森河昌之君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） これにつきましては、申請時の、いわゆるその時の自治会が

地縁団体に移行されるという、法人格を持つということ、組織的には同じもんでございますんで、その会員名簿を、その当時の会員さんがそのまま地縁団体に至る法人格を持つ、そうしたことの中で申請されてきておりまして、その名簿として設置されたものであるということ認識いたしております。

○議長（森河昌之君） 4番、西谷議員。

○4番（西谷剛周君） 今の部長の答弁、要はそういう出向き、地元対応はしなかったということなんですか。

○議長（森河昌之君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） その5名の方につきましては、そういったいわゆる自治会の方にこういった関係の話を出されておることから、いわゆる自治会においても一度確認をしていただきたいということもありまして、その後自治会の方でそういった方についての確認もされておるところで、我々も確認いたしましたもんもございますけども、最終的には自治会の方で確認されておるもんでございます。

○議長（森河昌之君） 4番、西谷議員。

○4番（西谷剛周君） ちょっと私が聞いたところと違うんですが、私が聞いたところによりますと、本来その要望書というのは、我々以外にも多数おられるので調べてくださいというて出されたものなんですが、なぜか斑鳩町は他の自治会員の聞き取り調査もせんと、要望書を出された方々の自宅へ町職員男女2名が出向き、町から補助金も出しますと、集会所も再開されますので賛成してくださいと言われ、その方は、何度もお願いされるので仕方なく署名したと聞きました。これでは、要望書を出された人の要件は満たしていない。町職員の誰がそのような説明をしたのか、お答えいただきたいと思えます。

○議長（森河昌之君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 先ほど答弁申し上げましたように、その当時、総務課参事、堯田参事と、谷口係長が、二人が地元へ行ってそういったことでお伺いしたということございまして、自治会へ入れとかないとかいう話でございませぬ。事実関係を確認しただけでございます。

○議長（森河昌之君） 4番、西谷議員。

○4番（西谷剛周君） 平成12年の時には、そういう地域から要望があつて町が対処し、今回はその人を説得するというような形で動かれたんやなということを思うんですが

、それでは峨瀬自治会に地縁団体を認可した後、告示までする斑鳩町が、宮本自治会長が添付した議事録や構成員名簿をもとに、全自治会員に私は聞き取り調査をやっぴりすべきではなかったのかということをおもうんですが、それはなぜされなかったんですか。

○議長（森河昌之君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 先ほども申し上げましたように、あくまでもいわゆる法人格を持つために現自治会がそういった手続によってされたものでございますので、自治会そのものの組織には変わりございません。そういった中で、地縁団体申請前のいわゆる会員さんが引き続き地縁団体の会員さんになると、当然のことでございますので、それで確認する必要はないと考えてます。

○議長（森河昌之君） 4番、西谷議員。

○4番（西谷剛周君） そんな折、峨瀬自治会の方々から、地縁団体の認可申請について聞きたいことがありますと私に連絡があり、私西谷と三木議員とが峨瀬自治会へ出向き、地縁団体の構成員名簿や平成13年3月20日の定期総会の内容がどうであったのかと聞き取り調査をしました。すると、自治会員の方々から、地縁団体に加入した覚えがないのに名前が載っている。また、ある方は、平成13年3月20日にはチサンマンションの住民ではなく、14年に引っ越してきたが、その後も今も地縁団体の説明を聞いたことがありません。また、既に亡くなっているご主人の名前が構成員名簿に記載され町へ提出されていたという自治会員。また、平成15年7月にチサンマンションに引っ越しされ自治会員となったが、宮本自治会長から地縁団体の説明もなく、勝手に名前を記されたと憤慨されている自治会員。また、平成13年3月20日の定期総会を欠席し、委任状も提出してないのに勝手に名前が使われていたなどの自治会員がおられました。これは虚偽の構成員名簿ではないのかなというふうに思います。

地縁団体を認可した斑鳩町も、いまだに定期総会の賛成多数の内訳を明らかにしていません。また、地縁団体の申請をした宮本自治会長も、私が電話で問い合わせても、自治会長になったばかりで賛否の数はわからない。弁護士さんに聞いてほしいとの返事でした。地縁団体を申請する側の宮本自治会長も、それを認可する立場の斑鳩町双方が、総会の賛否の数字さえ把握していない。また、自治会員も、地縁団体の申請がいつ行われたのか、またいつ認可されたのかわからないでは、平成13年3月20日の定期総会での審議がし尽くしていないということとなり、添付された会議録や構成員名簿の信憑性はありません。

このような事態を町はどのように受け止め、今後どう対処されるつもりなのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（森河昌之君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 先ほどから何回も申し上げておりますように、平成13年におきまして、自治会の最高議決機関であります総会において決められたことをごさいます。そういった中で、決まったことについては自治会の決めということになるわけをごさいます。そういった中で、以後認可申請が出るまでに自治会に入られた方等につきましては、先ほど申し上げましたとおり、ただ単に法人格を持つだけでありまして、同一の自治会でありますので、その自治会の会員さんは法人格を持っても同じ会員ということをごさいますので、そういったことをご理解を賜りたいと思います。

○議長（森河昌之君） 4番、西谷議員。

○4番（西谷剛周君） 私の手元に峨瀬自治会員の方々から地縁団体構成員名簿から削除を求める要望書に署名をいただいております。宮本自治会長が顧問弁護士連名で、地縁団体構成員名簿から削除することは、すなわち峨瀬自治会を退会することになってしまいますとのビラを全自治会員に配布されましたが、自治会員の方々には、宮本自治会長から地縁団体の認可申請についての詳細な説明もなく、自分たちの知らない間に勝手に名前が使われ、それを削除してほしいと宮本自治会長に申し出れば、峨瀬自治会をやめさせられるのですかと私に問い合わせがありました。もし宮本自治会長がそのようなことをすれば、私は人権侵害になるのでそのようなことはありませんと返答しましたが、宮本自治会長の人権侵害に値するような行為を町はどのように受け止めているのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（森河昌之君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） そういったことは、先ほど申し上げておりますように、同一の自治会でごさいますので、そういったことで会員となられたものでございまして、それが人権侵害に当たるとかというようなものではないと、我々はそう認識いたしております。

○議長（森河昌之君） 4番、西谷議員。

○4番（西谷剛周君） こんな理不尽な話がどこにあるんですか。何度も言いますが、自治会総会の賛否の数字すらいまだに明らかにされない現状で、地縁団体の認可申請が行われ、斑鳩町も精査することなく峨瀬自治会に地縁団体を認可したことは、重大な責任

であります。

次に、それでは峨瀬自治会に土地開発公社用地の購入代金782万6,615円の2分の1、391万3,000円がもう既に峨瀬自治会に交付されているというが、それは補助要綱のどの様式に基づくものなのですか。

○議長（森河昌之君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 地元が土地を取得される、集会所を建築されるについて取得されるについて、この取得につきましては、2分の1、1,500万円を上限として2分の1を交付するというように要綱に定めております。その要綱に基づきまして手続を追うたものでございます。

○議長（森河昌之君） 4番、西谷議員。

○4番（西谷剛周君） いや、だから要綱に基づいてされたんですが、その補助要綱の様式の第何号に基づいてその処理をされたんですかということを知っているんです。

○議長（森河昌之君） 堯田総務課参事。

○総務課参事（堯田昌敬君） 西谷議員もご存じだと思いますけども、集会所補助金要綱に基づきまして、第1号様式、計画書を出されて、その次には交付申請というふうな流れになりまして、着工、完了が登記済みというふうになっております。

○議長（森河昌之君） 4番、西谷議員。

○4番（西谷剛周君） 着工が登記済みというんですが、この様式で言うたらどれに当たるんですか。

○議長（森河昌之君） 堯田総務課参事。

○総務課参事（堯田昌敬君） 第1号様式、第2号様式、交付申請書ですね。それと、交付するという事で、様式第3号。第4号、第5号。この様式6号、7号につきまして、最後は8号様式で請求をいただいて交付するというふうになっております。

○議長（森河昌之君） 4番、西谷議員。

○4番（西谷剛周君） 今言われてる中では、5号、6号ということなんですが、私は5号というのは、この様式第5号というのは、完了届ですよ。完了届、集会所施設整備工事について下記のとおり完了しましたので、関係書類を添えて届けます。集会所施設整備工事ですね。次、6号というのは、実績報告があって、ということの中では、私は集会所工事がすべて完了したことを意味してするというふうに私はこの様式を見る限り思うんですが、町の見解を聞きたいと思います。

○議長（森河昌之君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 自治会によりましては、土地と建物と一緒に計画される場合もありますし、また土地だけをまず手立てしようと、計画される場合もあります。そういった場合で、土地だけの場合におきましては、こういった関係で、先ほど申し上げましたように、1,500万円を上限として、我々といたしましては補助金を交付するわけでございますけれども、そういった場合の手續につきましても、こういった書式に準じてさせていただくということでございます。施設の名称については用地を取得することの名称になりますし、完了が用地を取得した日とか、そういったもんで入れていただくというように、その様式に準じて適応させていただいておるものと理解を賜りたいと思います。

○議長（森河昌之君） 4番、西谷議員。

○4番（西谷剛周君） そしたら、今の答弁の中では、例えば具体的に言うたら、基礎工事が完了して完了届が出て、それで出したということではないんですね。登記ができたから、名義を変更したから、それに準じて、それで一応完了したということで町が補助金を出したという、そういう解釈でいいんですか。

○議長（森河昌之君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） そのとおりでございます。

○議長（森河昌之君） 4番、西谷議員。

○4番（西谷剛周君） 私は、町有地自身の問題を置き去りにしたまま早急に土地代金の補助金を交付したことは、納得できません。

次に、バイパスのその代替用地、今の町有地、あるいは土地開発公社の土地なんですが、峨瀬自治会集会所として使用させるという、このことについて、この件については、いつ誰がどなたと決められたのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（森河昌之君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 申し上げます。これにつきましては、平成11年5月17日、土地開発公社理事会におきまして事業計画の変更を行いましてその決定をいたしております。平成11年6月議会においてその内容について報告させていただいているところでございます。そういったことで、平成11年7月26日付をもちまして土地開発公社が取得したものでございます。

○議長（森河昌之君） 4番、西谷議員。

○4番（西谷剛周君） これは、先ほどの施設協力金の関係ともあるんですが、なぜ小城町長は峨瀬自治会だけに町民皆さんの財産であるこのような便宜を図るのか、私には到底納得できません。3年半にわたる峨瀬自治会集会所建設問題を私西谷が斑鳩町議会で取り上げるきっかけとなったのは、平成12年8月15日、当時自治会員であった宮本勝吉氏から、町有地を使って集会所の基礎工事をしているので調べて止めてほしいとの内部告発からです。私は、斑鳩町の公金の不正支出につながる事件として受け止め、かつて平成8年に服部自治会集会所建設の補助金533万円の不正支出を町議会で防止した経験を生かし、平成12年9月議会で一般質問したら、それまでなかった書類が一夜にして作成され、平成12年6月6日付で小城町長が峨瀬自治会東川自治会長に交付した土地使用承諾書が発覚し、平成12年9月7日に工事着工届を受理したにもかかわらず、1週間後の平成12年9月14日に東川前自治会長に働きかけ、補助要綱の様式もない前代未聞の工事中止届を提出させ、その後宮本勝吉氏は、もと町会議員の待野氏に依頼し、住民監査請求をしてもらい、また宮本昭太氏や山岡氏が代表となり、93名の自治会員がこの問題をいかんとし、斑鳩町へ要望書まで出したんですよ。ところが、日本建設の契約不履行の裁判のころから宮本自治会長は一変し、東川氏らが退会した峨瀬自治会が集会所を建てる方向だとわかったが、こんないいかげんなことがありますか。町民からすれば、東川氏であろうが宮本氏であろうが、小城町長の出した土地使用承諾書を消すことはできません。地縁団体の申請は、私は非常に不明朗であると思います。

このような状況の中で、宮本自治会長から、平成15年12月2日、平成15年12月26日の2度にわたり、私西谷への内容証明、また平成16年2月23日の政治倫理審査会請求や調査会への請求や陳情書と、私の議員活動を否定するやり方を見逃すわけにはいきません。

今日まで、議会で指摘した3つの問題点、町有地の不正使用について、その町有地を使用し建設する補助金について、3つ目の土地使用承諾書の発覚から3年以上も工事中止となった集会所建設を再開させる手段と地縁団体の認可申請について、町民皆さんのために、そして峨瀬自治会の反対の皆さんのために、そして私西谷や三木議員の今後の議員活動のためにも、今後法的な手段で一つ一つ立証していきたいと思います。

それでは、最後の法隆寺東部土地改良区の水路管理費について再度確認をしておきたいと思います。

法隆寺東部土地改良区の水路管理費について、その後非農家へどのような対応をされているのか、お尋ねしときたいと思います。

○議長（森河昌之君） 北村都市建設部長。

○都市建設部長（北村光朗君） 今のご質問は、改良区が非農家に対してということではないんですね。

昨年6月議会以降の対応でございますが、まず、法隆寺東部土地改良区は、これは土地改良法に定められた法人でございます。県の指導に基づき運営されておるところでございます。そうしたことから、昨年6月以降に県の方から当該土地改良区の検査時におきまして、水路管理費を含めた色々なアドバイスがなされております。

法隆寺東部土地改良区の判断によりまして、慣例による水路の維持管理が必要なため、水路の果たす役割の説明とともに、年2回の清掃作業に必要な費用、そして維持管理に要する経費の一部につきまして協力をお願いする旨を記載いたしました「水路管理費への協力について」という文書をもって関係住民の皆様方に理解と協力を求められているところでございます。

○議長（森河昌之君） 4番、西谷議員。

○4番（西谷剛周君） 今の部長の中で、具体的にそしたら土地改良区として、準用河川や一級河川についての対応はどのように現在されているか、ご存じでしょうか。

○議長（森河昌之君） 北村都市建設部長。

○都市建設部長（北村光朗君） 河川につきましても、改良区は従来と同じように、清掃であるとか、そういったことはなされておると伺っております。

○議長（森河昌之君） 4番、西谷議員。

○4番（西谷剛周君） いや、部長のそういうこともわかるんですが、例えば実際にその一級河川や準用河川について、非農家に対して、今まですべての地域についてされてた部分を、この部分についてはしないとかしたとかいうのは、そのような話は聞いておられませんでしょうか。

○議長（森河昌之君） 北村都市建設部長。

○都市建設部長（北村光朗君） 6月議会以降、これは県が認可する団体でもございますが、町といたしましても行政の立場として、その行政域にある改良区でございますので、改良区に対して色々とお話をする中で、まず議員がおっしゃるような河川等については、これは基本的には行政が管理する部分でございます。そういった部分で、非農家の

方々に対しての協力金というのは、あくまでも農業用水路、そういった部分に限っていくべきではないのかというような議論もした中で、改良区の方もそれは認められております。そういった中で、あくまでも生活雑排水が農業用水路に入り込んでくると、その維持管理に必要な経費として求めるのだというようなことで、今現在整理をされておるところでございます。

○議長（森河昌之君） 4番、西谷議員。

○4番（西谷剛周君） 私は、この問題については、非常に一部で実際に、今、部長が言われたように、直接準用河川とその水路管理費についてということで、非農家に対して、長らくご協力ありがとうございましたみたいな形で出されております。ただ、民々と言われましても、実際にそれを全く、民々ということは、少なくとも法的に根拠がないと。

私は、土地改良区についての、土地改良法に基づいてされる部分については、唯一土地改良区法によってそういう維持管理費を徴収できるという部分がありますが、実際にはそれは土地改良法に基づいて、その地域の土地改良区が、自分で施工して自分の所有する水路みたいに限られてくるんやと思います。その中で、それをするにもちゃんと土地改良法に基づく土地改良区の定款に定め、それを水路管理費を受ける住民の皆さんにも説明をやった上でそういう定款に定めるという部分のある中では、私は本当にこういうことをやっぱりしようと思ったら、実際に水路管理費を理解をしてもらおうと思ったら、少なくとも、何度も言いますが、やっぱり総会でのそういう具体的な資料を示しながら、地域の人に納得して払ってもらえるような方法でないと、私はやっぱりずっと問題を引きずるんやないかなという気がいたします。

それで、今回でも、実際に払っておられる方、払っておられない方、色々ありますが、私の方へでも、水路管理費を勝手に、何で水路管理費止めんねやとか、議員やったら何でもできんのかと、かなり強い口調で言われた部分があるんですが、私自身は、土地改良区独自でつくられた用水路なら当然払わなければならないと思いますが、国や県や町の用水路なら、もう既に放流同意金という形で支払われているんやないかと、徴収するのはおかしいんやないかなということで私はずっと主張してきましたし、強く言われた土地改良区の方にもそのような説明をいたしました。私は、行政として、お金をやっぱり取る場合には、必ずやっぱりその趣旨というのは、単にむだ遣いはしていませんとか、経費節減の折ですがという、確かにこういう文書も結構なんですけど、具体的な数字

を示して、実際皆さんが今まで払ってこられた水路管理費がどのように使われてどういう形で水路になったり形に表れているのかというような、そういう部分とかをちゃんとやっぱり開示して、それで住民の方々に理解をしてもらうというのは私は大事やないのかなと思います。3回も4回も来られたんで、根負けして払いましてんとか、今まで色々こういう話を聞きました。だから、そういう話じゃなくて、やっぱりその地域に住んでおられる住民皆さん方がやっぱり納得できるような形、そういう部分をよく土地改良区の中で話し合っていて、具体的な経理なりそういうものを示していただいて、住民の皆さんが、それやったら払うてもええかなという気にならなければ、私は無理やないかなというような感じがいたします。

以上をもちまして私の一般質問を終わっておきたいと思います。

○議長（森河昌之君） 以上で、4番、西谷議員の一般質問は終わりました。

午前11時5分まで休憩します。

（午前10時48分 休憩）

（午前11時04分 再開）

○議長（森河昌之君） 再開いたします。

次に、10番、吉川議員の一般質問をお受けいたします。10番、吉川議員。

○10番（吉川勝義君） 通告をいたしております順序に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず最初に、通告には書いてないわけなんでございますけれども、私質問申し上げるたびに、お願いなり要望を行っておるわけなんですけれども、まず今までに助役、また町長、各部長から答弁されましたことについて、確かに後で議事録を読みますと、本当にありがたい答弁をいただいております。しかし、実際にはその方向には向かっていてないというのが現状でございます。私、何十年もさせてもらっていつも言うてるわけなんです。

そこで、総務部長が代表して、今までに私また各議員から質問されました件につきまして、町が回答されましたことについて、どういう考えを持っておられるのか、お聞かせ願いたいと思います。特に、平成3年の12月の議会、これは助役の答弁でございます。私、この答弁読みましてね、この答弁の10分の1でもやってもらってたら、もっと斑鳩町はよくなっておる、また事業も進んでいると思うんです。しかし、残念ながらやってもらってないというのが、私の一貫した感想でございます。せめて、先ほど申し上げ

げました平成3年12月、それから10年の3月議会に、これは部長からですね、それから平成3年は助役からです、答弁いただいたことについてのこれからの対応についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（森河昌之君） 芳村助役。

○助役（芳村 是君） 平成3年の12月でございますけども、その当時の助役は、堯川議員の質問に対して、意欲を持って事業に取り組んでいき、また要望すべきものは要望すると、決意のほどを述べたと、このように思います。

私は、吉川議員がそういうことをおっしゃいますけども、1年1年斑鳩町におきましては、やはりまちづくりの推進というものは大きなものがあるとうと、このように思っております。まして、町長が基本方針で述べられておりますことにつきましては、順次その方向に進んでおると。先般25日にも、パークウェイの完成、400メートルのモデル区間を完成したということもございます。そういうことも含めながら着実に進んでおると考えております。

ただ、やはり我々が決意を述べて、答弁した部分においても、再度県等に要望しながらやっていく中で、なかなか難しい問題が出てきます。そういうことを含めてやはり継続を持ちながら進めていくことは事実でございますけども、我々といたしましては、ほっておいたということじゃなしに、あくまでも答弁したものについては誠意を持って、そして町の基本方針に基づきましてそれを進んでいくということでございますので、そこらご理解を願いたいと思います。

○議長（森河昌之君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 平成10年の3月議会で当時の総務部長がお答えいたしておりますことにつきましては、先ほど助役が答弁いたしましたものと同様の趣旨でございますけども、我々といたしましても、町長、助役の指示のもとに、いわゆる議会で答弁いたしましたこと等につきましては、真摯に受け止めて、いわゆる実現に向けて、そのためにも努力をしておるわけでございますけども、やはり色々町の事業、県への要望等につきましては、それぞれの事情というものがあまして、やっぱりなかなかそういった実現に向けてならないものもございます。そう言いながらも、やはり実現といいますか、実施してきたものもございます。そうした中で、我々といたしましても、議会から言われたことについては誠心誠意を持って対応するということが我々の務めでございますので、これからも町長、助役の指示のもとに、我々職員一丸、そういった対応をして

まいらなければならないと考えておりますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

○議長（森河昌之君） 10番、吉川議員。

○10番（吉川勝義君） もうちょっと変わった返事を期待をしておったわけなんですけれども、同じ答弁で、これ以上言ってもいい返事が来ないように思いますんで。ただ、私はやはり、何回も同じことを申しております。やはり難しい問題ほど、やっぱり時間をかけて、相手に対しても取り組んでいかなくは解決しないと思うんです。この前の委員会でも、なぜ斑鳩町は各事業についてこのぐらい遅れるんかと。私はここでお願いしたいのは、プロジェクトチームでもつくって、なぜ遅れるんやと、やっぱり原因を究明して私はやってもらいたいと思うんです。この答弁読んでたら、せめて5年も10年もたったものは、何ぼかは進んで当たり前ですよ。ずっとこれ読んでくださいよ。皆各議員が、やはり町民から聞いた意見を、やはり色々研究してまとめて、そして議会で質問してるわけなんです。それに対しては、ある程度のありがたい返事をいただいております。努力されている面も私も認めるのは認めます。認めるけども、全然姿に現れてこないわけなんです。仮にここに書いてあるとおりにしてもろうてたら、私はもう少し前進があつてしかりだと思ふんです。そのことだけは強く指摘をしておきます。

先ほど、施政方針、またまちづくり基本政策についても、これは最後をお願いということで申し上げようと思つてたんですけども、最後に回しますけれども、私はやっぱりお互いにみんなが努力し、私もそのたびに委員会でも申し上げてますがな。議員で出来るところはやっぱり議員にまたお願いし、協力を求めて、理事者、また議員が一体となってその問題の解決にやっぱり当たっていかないかんと思ふんですよ。私、それがないように思ふんです。そのことだけは強く申し上げて通告順序に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず1点目でございますけれども、奈良県ごみ処理広域化計画についてでございます。

このことにつきましても、以前この計画されたときに、私は質問をいたしております。県もここまで考えていただいてねんやなということで、いただいた計画書に基づいて、やっぱりある程度は進んでいるものだと、もっと会合も開き、検討もして努力していただいているものだというので、この前にこの推移について報告書をちょっといただきました。実際にこの問題難しい問題だと思ふんです、本当に。特に昔みたいにいきま

せんがな。その中で、このぐらいの回数で、電話で要望しました。そんなもんで解決する問題と違いまんがな、これ。県も県です、はっきり言うて。私は、県会議員の皆さんも、県がこういうええ計画を出しているのに、これをなぜ推進するように私は言ってくれないのか、残念でなりませんわ、はっきり言うて。これから大変ですよ、これ。

そこで、まずお聞かせ願いたいんですけれども、現在までの進み具合について、一応計画期間として11年から20年、もうあと4年、あっても5年しかありませんわ、これ。この計画期間について、町として、また県として、今後の計画、またこれに向かった進み具合をお聞かせ願いたい。

2番目としては、斑鳩町としての考え方ですね。現在、焼却炉、焼却炉地域の皆さんのご理解で斑鳩町の場合うまく進んでおりますけれども、ダイオキシンの場合は補助金もいただきました。しかし、今現在は100トン以上の焼却炉をつくらないと、補助金も出ませんねんわ。確かに、耐用年数についても来る前に補修、また修繕というんですか、対応していただいておりますんで、もっておりますけれども、抜本的なやはり私は対応が必要になってこようかと思うんです。この問題につきましても、やはりどこの地域へ持っていっても、反対されるのはこれは目に見えてますねや、これ。そやから今から、早い目から、早い時期からその対応を私はしていかななくてはならないと思うんです。今現在の斑鳩町の焼却炉が何年もって、補助金も出ない時点で、もしそういうことがあっては困りますけれども、しかしやっぱり最悪の場合も考えておかななくてはいけないと思うんです。どういう考えを持っておられるのか、お聞かせ願いたい。

それから、3点目ですけれども、先ほど申し上げました計画が、平成25年、まだ約10年あるわけなんですけれども、目標に整備をする、また検討をしていくと、こういう計画になっておりますけれども、今のような進み方では私は到底無理だと思うんです。その中で、町としてどういう対応を考えておられるのか、この3点についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（森河昌之君） 芳村助役。

○助役（芳村 是君） この奈良県ごみ処理広域化計画につきまして、これまで吉川議員には非常にご心配をいただき、また委員会等においてもご質問をいただいているところでございます。その都度答弁をしておるわけでございますけれども、私も昨年の、月日はちょっと忘れましたが、廃棄物対策課の課長とお会いいたしまして、このごみ処理の広域化計画について、県としてこういう計画を掲げた以上、現在の状況はどうなっている

のかと、非常に斑鳩町としてはこの広域化計画には関心を持っているということで、談判をいたしました。

その議論をしている中では、この計画につきましては、県において、ダイオキシン対策の削減等に勘案しながら平成11年の3月に広域化計画をしたと。そういうことで、この斑鳩町は3ブロックに入っておる。そのブロックは、大和郡山市、生駒市、そして生駒郡4町であると、こういうことです。そういう中で、この問題について、ワーキング部会をつくりながらそのごみ処理広域化計画の検討を始めたいと考え、その対応をしてきたと。しかし、2市4町の中で、非常に足並みがそろわない。斑鳩町がそういうことをおっしゃるけども、県としては努力しているもののなかなか足並みがそろわない。県としても非常に困ってねんと、こういうことも言うておられました。

しかし、私は座長である大和郡山市の方に、県から指導していただいて、そしてワーキング部会をつくった以上、その問題検討について取り組んで欲しいという要望をしたところでございます。先ほど、電話ということじゃなしに、私は個人的に行かしていただいて、そういう話を廃棄物対策課長とさせていただきます。

しかし、私はその場で、これは非常に難しいなと、このように感じたわけですが、といいますのは、2市4町が一緒になってこの問題解決に進んでいく意欲がすべての2市4町であればいい。しかし、その意欲のない市町村もあるように思うわけですが、そういうことで、非常に難しいのではないかと。あと4年ではこれはどうしてもこの計画が達成出来ないと感じておるわけですが、町としては、今後引き続いてやはり県に対して、こうして計画化が策定された以上、やはり進んでいただくように要望していきたいと、このように思っております。

また、このごみ処理については、どこの町村においても非常に問題になっておるわけですが、そういうことを含めて合併協議会の中でも、特例債を借ってでも1つの炉をつくれということも、町長も提案されてますし、小野議員も言われてました。私もその場で言うておりましたし、また上牧の方も言うておられたという状況でございますので、そういうことを含めながら、今7町のブロックは違うけども、そういう形でさらに要望してまいりたい、このように考えております。

次に、斑鳩町としての考え方で、現在の焼却炉は何年もつかと、100トン以上あったら補助金があるけれども100トン以下では補助金ないということでございますが、本町は質問者もご存じのように、昭和57年に焼却炉を稼働いたしました。本年4月で

22年目を迎えることになったわけですが、毎年適切なごみ処理を行うために必要な設備等の維持修繕を行っております。また、平成10年から11年にかけて、他の市町村に先駆けてダイオキシン対策工事も行っており、住民の不安を解消したわけですが。今後も、この焼却施設を付近住民に迷惑をかけないように、適切な補修、そして点検整備を行いながら施設を維持してまいりたい、このように考えておるところでございます。

次に、新施設は平成25年（2013年）ごろを目標に整備することを検討するとなっているが、県ごみ処理広域化計画どおりに新施設が整備出来るのかということでございます。これも先ほどお答えいたしましたように、本ブロックにおきます進捗状況を見なければわからないわけですが、あと少しの余裕もないわけですが。そういうことを踏まえながら、非常に難しい状況であろうと、実感をしているところでございます。その点ご了承いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（森河昌之君） 10番、吉川議員。

○10番（吉川勝義君） 一定の答弁いただいて、私も初めから申しておりますように、難しいのはよう承知しておるわけなんです。

そこで、私は、やはり難しい問題ほど時間をかけ、それから努力をしていかないと私は解決出来ないと思っております。今、助役さんの方から答弁いただいたわけですが、斑鳩町の今の現状をやはりまず把握して、それは県でこういう計画をやってくれてんねんやから、やっぱり斑鳩町が率先して、よその町長乗ってくれなかって、斑鳩町が率先してやるという気持ちを私は持たなくちゃいけないと思うんです。今、何とか地元の本当にありがたい気持ちで、10年に1回の切り替えもスムーズにしております。しかし、10年後どないなるやわかりませんよ。えらい失礼な言葉になるかわかりませんが、10年向こう言うたら俺らはもういやへんわと、それはそんなことは考えておられないと思っておりますけれどもね、私はそういう考え方やなしに、今の時点からやっぱり将来の斑鳩町のあり方をやっぱり検討すべきだと思う。また、こうして県からこういういいなを出していただけてますねから、これに向かってもっと私は努力をしていただきたいと思っております。

今までのこのごみ処理の計画の経緯から見ると、この案出来るまでは何遍も寄っております。案出来上がったら、あとそれより少ないねん、回数。年数がたってまんねん。

そんなもので出来るはずがありません。もう少し私は何事にも真剣に取り組んでいただくことによって、私はこの問題も一歩でも解決する。また、仮に地域の、地元の方には失礼な言葉になるかわかりませんが、仮に10年向こうで、次の10年目でも出来なかったとしても、私はやっぱり斑鳩町の努力さえ、誠意さえ見せれば、私はまた解決出来ると思うんです。しかし、何もせんと、今までのような方向で行った場合に、私は理解していただけないと思うんですよ。それは、ごみ、し尿、火葬場もそうです。これも、ありがたいことに地元の方のご好意で、それは色々言わはる人ありますよ。あるけども、やっぱり地元辛抱していただいて、協力していただいて出来上がって、あんな立派なもの出来てるわけです。斑鳩町ありがたいことに、先ほど申し上げた施設、3つも、また最終処分場にしてみちゃんと出来てるんやから、またそれをいいことに、そしたら国が打ち出してきた補助金制度、それは活用していかないかんと思うんです。それに向かって県も動き出してんねんから、町もそれに乗って、私は最善の努力、また検討をしていただきたいと思っておりますので、今後も機会あるごとにお願いを申し上げますので、是非共斑鳩町独自のやはり考え方を、先ほど申されました2市4町に向かって私は働きかけていただけるように強く要望申し上げまして、1点目については終わります。

次に、2点目でございます。これにつきましては、昭和52年に神南地区に処理場が出来ました。これも、出来るまでは色々な努力がございました。私もその方へ10回行ってます。これも、ありがたいことに、地元の方の温かい同意で出来ているわけなんです。

そこで、申し上げたいのは、私ももう終始一貫してこの問題については賛成してきてます。私、地元でも、自分のなにと人には言うてない。私は国鉄へ行ってて、もし仮に議員してなかったら、一番先頭に立って反対してたやわからん。議員さしてもろうたこともあって、関西線に乗ってて、橿原のあこへ斑鳩の処理をお願いして、それは王寺の分として処理してたわけです。ここにおられる方、覚えておられるかどうかわかりませんが、今出来ました処理場、また小学校、プールもしかりですけども、あの地域については、三代川の改修の時に神南の瓦屋さんが土とってて、低くなっていたところを埋め立てをするという約束のもとでああいう結果になってたわけです。そこへたまたまこの処理場の問題が発生したわけです。私、前にも吉田町長にも申し上げました。あこに泥コンやっておられるところがございます。あこへ焼却場を持ってくる予定だっ

たんです。町の方で土地まで買収してますねん。しかし、はっきり言うて吉田町長一番先頭に立って反対しはりました。しかし、町長も、自分が町長になったら、やっぱり斑鳩町のために何とかせないかん。自分は一番反対してたけども、やっぱりその立場に立ったらよくわかる。やはり地元へ説得してもらって、そして焼却場ではなかったけれども、処理場がああ近くへ出来たわけです。

そこで、私はね、やっぱりその後の、それをつくるのには色々な経緯がございます。青写真を持ってきて、こういう具合にやりまんねん、植樹して、神南の方から余り見えやんようにしまんねん。それは町の方から提示されてますねん。道とかこちらで、自治会の中でお願いしたこともございます。

しかし、現在、私は申し上げたいのは、まずあの機械の耐用年数、聞いてみますと、10年か10年ちょっとやということを専門家に聞いております。しかし、今もう27年たってますねん。確かに、その都度修繕、また改修をしていただいておりますんで、現在もっております。しかし、まだ抜本的にやるのとは違うわけなんです。また、覚書の、ここにも書いてますように、第6番目には予備機を置くということもうたっておるわけなんです。しかし、これについても、町の方から、地元とこういう約束をしておるんで、実際は替えないかんねんけども、修繕と改修というんですか、それをやるためにまだいけますねんとかいう話は一回もないわけなんです。神南の方から、地元の方から言うてこなしまへんねや。ほんまに斑鳩町の誠意ありませんよ。何が和を以て尊しです。この施政方針にも書いてます、これ。これ、皆さんが、これを守られたら必ずもっとようになりますわ。もっと事業も進みます。何ぼいいことを書いてもらっても、人間は心ですよ、行動ですよ。もう少しそこらを私は考えて、何事にも行動をしていただきたいと思うんです。

そこへ、元へもどりますけれども、神南との覚書の第6番目の重要機械の予備機併設について、町は必ずやりますという回答をしてもろうてますねん。それは皆さん持っていただけてますわな。私は、もう10年ぐらいになりますか、したときに、町から神南へこんなやりますて、今、竜田川の改修のときに、大和川と竜田川のところでえらい看板かけていただきました。それは看板見たら、いいもんやから、あつ、こんないいもん出来んのかなという感覚を皆持っていただいて私は賛成してくれはった方も多数おられると思うんです。私も、当初はそれだったんです。学校をつくって、16メートルの計画道路のところへは植樹をして、こうやりますと。あの16メートルの計画道路のと

こでもそうですや。私がせんで言うて、植えたら、今度枯れたらそのままや。もう少し、なぜ誠意を持って私は当たってくれへんのかなと。そのことだけは、私は声を大にして皆さんに訴えたい。それによって私は住民との対話、またコミュニケーションも図られていくんだと、私はそう信じてますんで、その点併せて回答をしていただきたいと思います。

そこに書いてます3番目に、15年度の機械等について、私が去年確認いたしますと、16年度からやりまんねん、もう1年だけ待っておくはれと、こういう回答やった。今年になったら、いや、今年調査しまんねん。それも、役場から言うてきはったん違う。私が何遍も聞くから、いや、今度は16年度は調査しまんねん、こういうことや。どういことでっか。もし、今、私が指摘した機械が故障したときに閉鎖されまっか。閉鎖出来まっか、それで。

最後になりますけれども、また神南と毎年交わしている要望書についても、出す時には早いこと出してください、出してください。回答についてはいまだにないねや。道つげんの、役場から用地頼みに行ってくれ言うてまへんがな。それは覚書の中に、神南で対応してくださいよと書いてあるから、私も総会でも言われました。なぜ役場来やへんねんや。しかし、それは、神南と町と話し合いしたときに、用地問題については自治会の方でお願いをし対応をしていくという一札が入ってますということを申し上げ、理解を得ているところです。

だから、私の言いたいのは、なぜ地元から、私は何も神南だけやなしに、ほかの地域でもそうだと思うんですよ。やっぱり約束したものについては、先ほどの私の一番初めに確認したんがそこなんです。誠意があるんなら、もし、やっぱり仮にこういう計画をやった。しかし、色々検討したけども、それは出来ないこともあると思うんですわ。それはそれでやっぱり前もって地元へ、こういう理由で出来ませんねんと、また他に方法ないですかとか、それは話し合いですがな。そういう誠意が全然ない。私も37年から議員さしてもろうてんねん。自慢やないけど、うち蔵に来てくれたら、皆なおしてあるねん、私。

こういう言い方をしたらお叱りを受けるかもわからんけども、この間かて見てて、前の答弁読んだら、ほんまに頭きますよ。もう少しやっぱりどの議員に対してでも、やっぱり誠意を持って私は接してもらうことによって、お互いのコミュニケーション、また事業一つにしても私は進んでいくもんだと確信してますんでね、ぜひその方向からもこ

の2番目についての答弁をお願いしたいと思います。

○議長（森河昌之君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 確かに質問者がおっしゃっていただいておりますように、52年の4月稼働から当該施設は27年目を迎えるわけでございますけれども、その中で色々保守点検等をする中で、機械類等におきましては、その都度修繕の必要なものについては修繕をさしていただいておりますところでございます。その中で、修繕を行っておりますけれども、新しく機械を入れ替えたというような設備等につきましては、3基、新しく機械を入れ替えずにそのまま使っておるという機械が3つございます。それにつきましては、脱水機、ろ過機、ブロワーという3つの設備でございますけれども、これにつきましては、維持と補修を行いながら、今現在新規の機械には更新はしておらない設備でございます。

耐用年数の関係ではございますけれども、これにつきましては、質問者もおっしゃっていただいておりますように、メーカー側につきましては、10年前後であろうというような形で示されてもおります。しかし、これらを維持管理を図るために、先ほども申し上げますように、日常の巡回とか点検によりまして効率的な運転を行う中で、施設の適正な維持管理に努めているところでございます。

ただ、定期的な維持修繕にかかる部分以外にも、先ほど申し上げますように、メーカーが示します耐用年数というものから、それを目安といたしまして、昭和60年とか平成3年、4年、平成13年度におきまして、オーバーホール、そういった大きな修繕も行い、また定期的な部品交換というような維持補修等も実施をいたしてきて、この対応をさしていただく中で、機械及び設備自体の維持管理等を行って今現在運用をさしていただいているという状況でございます。

2点目の神南自治会との覚書で交わしておりますところで、6番目の事項につきましてのご質問でございます。一応重要な部分については、予備機械を併設するというところで、町の回答としては併設するというところで覚書も締結をさしていただいておりますけれども、この機械につきましては、一応重要な部分の機械という考え方の中で、前処理設備の脱水機とか曝気設備のブロワーということで考えております。これらにつきましては、その当該施設の中で予備機として併設もさしていただいております。

しかし、高度処理設備のろ過機につきましては、水質処理の一部工程におきます機能を持った機械でございます。設備自体がかなり大きく場所をとるというようなことか

ら、今現在予備機を設けておらないというような状況でございますが、この機械につきましては、問題が生じた場合には、速やかに対応出来るように十分な対策をとっているということでご理解をいただきたいと思えます。ただ、この機械だけじゃなしに、この施設全体でそういう対策、対応をとらしていただいているということでございます。

それから、それに関連しまして、植栽の関係で、枯れたものが放置されているという状況でございますけれども、誠に申し訳ないんですけれども、私としてはその実態というものは把握いたしておりませんので、指摘をお受けいたしておりますので、早速実態を調べさせていただきたいと、このように思います。

それから、3点目の16年度で行うというようにしておきながらなぜ実行をしないのかというご指摘でございます。この件につきましては、質問者もご承知をいただいておりますように、海洋投棄が平成19年の2月から全面禁止ということになります。そういうことで、現在鳩水園では年に一度槽内の沈砂を収集、運搬、投入を許可業者に委託をいたしまして、海洋投棄処分をいたしております。こういうことから、施設の改良について検討を要する必要が生じたということで、色々検討さしていただいて、当初につきましては3カ年で実施をしていく予定をいたしておったわけでございますけれども、質問者もおっしゃっておられますように、15年度から3カ年で計画をしていこうということでおったわけでございますけれども、16年度の中でその海洋投棄の全面禁止にかかわっての施設内の処理でするのがいいのか、それともそれ以外の処理方法がないのかということで検討調査をさしていただくということで、計画を今現在そういう形で進めさせていただいております。施設内での処理というのも、施設内で設備を整備していくよりも、他の処理の方法についてということで、今現在検討をさしていただいているということでご理解をいただきたい、このように思っております。

それから4点目の機械等に故障があったときに鳩水園を閉鎖するのかということでございますけれども、故障等によりまして運転停止とか閉鎖にならないように、そのために毎日、そういうことで設備の点検等を実施をいたしておって、適正な維持管理に努めさせていただいているところでございます。

もし、万一そういうことで一部の機械で故障が生じた場合につきましては、手動での機械操作は必要になってくるわけではございますけれども、低速で運転するということが可能でもございますので、この間におきまして、機械設備とか部品交換等を行うというような手順が考えられることから、そういう手順で対応をさしていただきたい、この

ように思っております。いずれにいたしましても、常に施設の適正な維持管理に努めて万全を期してまいっているところでもございます。

それから、5番目の自治会要望に対しての関係で、その回答がかなり遅いというご指摘でご質問ではございます。新年度の要望につきましては、確かに予算編成の時期に合わせて、毎年地元の方から10月ごろを目処にいたしまして要望をいただいております。その要望事項に基づきまして、事業担当課なりに色々と協議をさせていただき、また要望内容によりまして再度地元関係者の方とも協議が必要になってくる場合もございますので、手続がある程度終了した時点で新年度要望に対しまして回答をさせていただいているのが現状でございます。

要望内容につきましても、地元と十分協議をさせていただきながら進めさせてもらっておりますけれども、要望をさせていただいてから回答するまでの間、進捗状況につきましても併せてお話をさせていただいておりますけれども、ただ遅くなってお話を、協議とか回答をさせていただいたということも何回かありますので、その点につきましては、今後そのようなことのないような形で対応をさせていただきたいというように思っております。

○議長（森河昌之君） 10番、吉川議員。

○10番（吉川勝義君） 今、一定の答弁をいただきました。時間がございませんので、答弁に対しての誠意ある行動をひとつよろしく、対応をよろしくお願い申し上げます。

3番目に、県立三室病院が54年に開院したわけですがけれども、その当時あそこにある信号の右折れ車線を設置するというので約束が出来てるわけ。しかし、はっきり申し上げて、地主さん一人の反対もありまして、反対というよりも協力を得られなくて、出来ない経緯はようわかるんですけれども、10年の9月に私が質問したときにも、広域圏、また県へも強く要望していくという回答であったわけですがけれども、一向に目に見えてこない。また、特に三室交差点から香芝の165号線まで25メートル計画道路が計画されております。王寺地区については、私が申し上げるまでもなく、ずんずん進んでおります。悲しいかな斑鳩町部分については全然進んでない。そういう状況でございますので、せめてこの開院された当時の状況をよく説明していただいて、10年の9月の私の質問に対して答えられた関係から、今後どう対応していかれるんか、その点だけ簡単に教えてください。

○議長（森河昌之君） 小城町長。

○町長（小城利重君） これは、私は、吉川議員からご指摘の関係で、広域7カ町の関係で県に要望をいたしました。昭和54年の開院当時には、県が約束をしておられます。そして、今問題は、国道25号線の三室交差点から香芝、おっしゃっておられた関係については、5年前に県が都市計画決定を25メートルにしたいんだということを、堯川議員にもご了解をいただいておりますけども、笠町線18メートルございますけども、25メートルにしたいんだと。私の方から、幸いにしてあの土地が、売り地もありますし、またもう1軒の方も、ここを取り壊してどっかへ行きたいんだということもございまして、今つぶされて現状更地になっておりますし、そういうことを考えたら、私はやっぱり県がそういう誠意を示してやっていただく。そういうことを県に申し上げるんですけども、県としては、あれは国道25号線やからと、こういう形をとるもんですから、昭和52年の覚書が、あることは事実ありますけれども、なかなかそういうことが出来得ない。

私は、この間も、先だって、吉川議員がおっしゃっていただくように、「かどや」の1軒の残存物件も、私は当時吉川議長がおられるところで、知事に、早う強制収用しなさいよというても、県は、副知事から、あんなもん言うたかてマスコミ等に非常に大変な問題がありますよということからなかなかし得ない。3月という期限が、法期限がきたら強制収用してしまうと。この間部長は、町長、うまいこといきましたなど。うまいこといったというよりも、我々もう何十年來から議会あるごとに、えらい剣幕で怒られまんねんど、何で残存物件1軒を万博、県が当然言うたことでっしゃろうと。昭和45年にかかるときに、とにかく万博を一つの目処でやりますと言うたやないですかと申し上げるわけですけども、なかなか県としても、今の段階でも、私は当然三室病院は、あの右折レーンをしたらかなり車の流れがよくなると。その前に私の方は、三室交差点改良をしてるんです。それですらまだ25メートルの都市計画決定を打てない、このことに私は本当に県としてほんまに誠意を持ってやっていくのかと。そして王寺だけがずっと進んでいると。それでも今聞いたら、王寺の役場が引っかかってくるとか、あるいは昭和橋がまだ右折レーンが出来てないとか、色んな問題残ってます。

こういう関係については、我々行くたびにそういうことを申し上げて、また広域7カ町としても当然のことでもありますし、やっぱり三室病院をつくったその関係等については、昭和52年の覚書をやっぱりちゃんと履行していただくことをしていただきたい。

そのためには早く25メートルの都市計画決定を打つという努力をしていただきたいと思っております。

○議長（森河昌之君） 10番、吉川議員。

○10番（吉川勝義君） 今後も続けてひとつ県、また関係機関へ要望をしていただきまして、斑鳩町の都市計画街路でもありますし、もし王寺町の方が先出来ますと、あそこが渋滞するのは目に見えておりますので、ひとつよろしく願いをしておきます。

それでは、4点目に移ります。これにつきましても、私以前に質問をいたしました。平成6年11月19日の新聞にも、大きく「大和川を2000年までに清流に」ということで、えらい見出しが出ております。6, 120億をかけて整備をしていくと。整備といっても、これは水環境改善の関係でございますので、大和川の改修とはまた違うわけなんですけれど、これもやはり大事な事業でございますので、私はやっぱりこの事業に乗って斑鳩町も出来るだけ予算を獲得し、補助金をもらって、それで一つでも多く進めていくように私はしてもらいたいと。

時間がないので、1番、2番、3番については結構でございますので、今後このルネッサンス21の実施計画、今Ⅱになっているらしいですけれども、町としてどういう要望をし、改善、また事業を進めていかれるのか、その点だけお聞かせください。

○議長（森河昌之君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 町といたしましては、今までこの計画を持って河川の浄化事業とか下水道事業を順調に進捗をしてきたと、このように思っております。また、清流復活大作戦といった河川美化活動とか環境パトロール、環境教室の実施によりまして、河川の水質は、徐々にではございますけれども、改善しつつあるのではないかと。ただ、大和川がこのルネッサンス21計画で目指しております水質が環境基準には達成はしておらないという状況ではございますけれども、徐々にではございますけれども、改善されつつあるものというように考えております。

こういうことで、地域と一体となって水質改善に取り組んでいくべきであるというようには考えておまして、河川とか下水道の整備、美化活動、広報イベントをはじめといたしまして色々な施策を進めることによって、地域になくてはならない大事な川をきれいにしようという認識を根ざしていきたい、このように取り組んでいきたいというように考えているところでございます。

また、質問者もおっしゃっていただいておりますように、この21計画が清流ルネッ

サンスⅡという計画に変わっておりますけれども、それで22年度までに水質目標が達成出来るように、先ほど申し上げましたように、河川浄化とか下水道整備、環境対策といったものが一体となって取り組んでまいりたいと、このように考えております。

○議長（森河昌之君） 10番、吉川議員。

○10番（吉川勝義君） 今後も、やはりこういう、先ほどの問題も一緒ですけれども、大いに活かしてもらって、より一層斑鳩町のやっぱり環境整備についても検討をしていただくよう要望しておきます。

5点目に移ります。南中サブグラウンドなんですけれども、使用されてる時には、ここに403と書いてますけど、これは町道403号線なんですけれども、この町道上に駐車されている車がたくさんございます。私はそのたびに課へ行ってお願いはしておるわけなんですけど、一向に直らないというのが現状でございます。私は、やっぱり抜本的な改革というんか、対策を講じてもらわないと、しまいには事故起こるんじゃないかと、かようにも思いますんで、特に私はあそこを通ったときに、よく利用をされてます。これは結構なことやと思うんです。どの施設であっても、やっぱり大いに使ってもらってこそ値打ちがあるわけなんで、やはりそれに対しての安全対策等、環境対策も同じなんですけれども、やっぱりやっていくのが町の務めだと思いますんで、簡単にお答えください。

○議長（森河昌之君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 吉川議員には大変、数回過去にも何回かこの問題についてご質問いただいているところでございます。その都度お答えはさせていただいておりますけれども、今も申されておりますように、改善されていないのが現状でございます。

いずれにいたしましても、今後もグラウンド使用者に対しまして十分指導いたしまして、南中東側にあります駐車場に駐車するように、利用者に対して再度注意をしてまいりたいと思いますし、また西側のフェンス等におきましても、看板等を設置いたしながら、南中東側の駐車場へ回るようにというような啓発を行いながら、利用者に路上駐車をしないように注意を促していきたいというふうに思っています。

また、今後利用者の多い時については、日に数回職員が参りまして、もしそういう路上駐車のある場合につきましては注意を喚起して、駐車場へ回していただくように注意をしていきたいと思っておりますし、また余り頻繁に駐車するような団体がございましたら、使用についての制限といたしますか、そうしたことにつきましても今後徹底していきたい

というふうに思っております。

いずれにいたしましても、利用される方々のやっぱりマナーというものが一番大事でございまして、そうした意識も喚起していくような方法でこれからも取り組んでいきたいというふうに思っておりますので、ひとつご理解を賜りたいというふうに思っております。

○議長（森河昌之君） 10番、吉川議員。

○10番（吉川勝義君） 時間が参りましたので、6番についてはまた都市基盤整備特別委員会で質問さしてもらいたいと、かように思いますので、これをもって私の質問を終わります。

ただ、一言、えらい時間とっていけませんけれども、初めに申し上げましたように、お互いにみんな、議員も、また理事者も一団となってやっぱり問題解決に向ってお互いに努力をするように、特に理事者の方に強く要望を申し上げておきたい、かように思います。終わります。

○議長（森河昌之君） 以上で、10番、吉川議員の一般質問は終わりました。

午後1時5分まで休憩いたします。

（午後0時6分 休憩）

（午後1時4分 再開）

○議長（森河昌之君） 再開いたします。

続いて、12番、木田議員の一般質問をお受けいたします。12番、木田議員。

○12番（木田守彦君） 前もって議長に提出しておりますレジメに従いまして質問をいたします。

1つ目のいかるがパークウェイ及び都市計画道路法隆寺線の今後の進捗についてということでありまして、2月25日に斑鳩町の今までから一番懸案となっておりましたいかるがパークウェイ400メートルのモデル区間と都市計画道路法隆寺線の100メートル区間の除幕式に参加しまして、議員として17年間にわたって活動させていただきましたが、その中でやはり一番感動を受けたということでありまして、昭和42年に都市計画決定されて以来35年目を迎え、その間色々な紆余曲折を乗り越えて現実に実現した道路を見て、斑鳩町の歴史に残る重要な事業の一步が踏み出された感がありました。この事業に参加出来たことを、私としては心より誇りと思っております。これでこの事業は終わったわけではなく、第一歩を踏み出したということであり、今後も国土交通

省に一段と力を入れていただいて、全線開通に向けての最大限の努力を期待しております。

そこで、全線4.7キロのうち、3月3日に開通いたしました400メートルということで、残り4.3キロの今後の事業の進捗と、そして県道大和高田斑鳩線まで実施測量が完了しておるように聞いておりますが、それより東部分ですね、幸前までの部分の測量予定がわかるならば教えていただきたいと思います。

それと同時に、県道大和高田斑鳩線の西側部分に位置します元の町営住宅跡地、そして県営住宅の跡地を早急に買収していただいて、そこから以西にも延伸するように何か所にもやはり風穴をあけていただいて、事業が早期にスムーズに実施されることを願いますが、今後の年次的な予定がわかればお教えいただきたいと思います。今のところ私が聞いておるのでは、西へ竜田川まで400メートルの延伸をするということを知っておりますが、それにかかる年数とか、それらがわかれば教えていただきたいと思

います。

○議長（森河昌之君） 北村都市建設部長。

○都市建設部長（北村光朗君） いかるがパークウェイの今後の事業計画と申しますか、時期的な予定ということでございますが、全体にかかりましては、現在のところ国土交通省の方からも確認も行ってない中で返事は出来ないところなんです、まず今後の近々の予定等について申し上げたいと思います。

昨日、3月3日正午にモデル区間の供用開始がなされたところでございます。残りの区間すべての予定については、先ほども申しましたように、明確にお答え出来る状況ではございません。しかし、路線測量が完了しています県道大和高田斑鳩線、それから三室交差点までの区間のうち、モデル区間から西、竜田川までの約700メートルについて、事業を今後進めていただくということになっておまして、既に地元説明会も実施されております中で、一定のご理解をいただいているところでございます。そして、平成16年度には、用地の協力をお願いしていくこと、このようになっており、国と調整を図りながら必要な作業について進めていきたいというふうに考えているところでございます。

町といたしましても、モデル区間が供用されたということで、多くの住民の皆様方にこれを見ていただき、通っていただき、評価を得ながら、またパークウェイ推進協議会のご意見も伺いながら、今後全線の整備に活かしていきたいと、このように考えており

ます。

なお、国に対しましても、パークウェイ全線4.7キロメートルについて、一日も早く完成出来るよう、早期に進めていただけるよう、今後とも要望を重ねていきたいと、このように考えております。

○議長（森河昌之君） 12番、木田議員。

○12番（木田守彦君） それで、私、先ほど申し上げたように、ラポールの前の元町営住宅の跡地と県営住宅の跡地について、あこがいかるがパークウェイの予定路線に入っておると思いますねんけど、その国に買い上げていただくような働きかけというものは考えておられるのかどうか、ちょっとそれについてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（森河昌之君） 北村都市建設部長。

○都市建設部長（北村光朗君） ご指摘のところは、非常に買収もしやすいような用地ということですが、これまで他の区間につきましても、買い取り請求のある部分につきまして、国に要望しながら、国の方で対応してきていただいたところがございます。しかしながら、今回のモデル区間の供用開始、そして既に西の区間へと事業が進んでまいっていますことから、国の方の考え方としましては、買い取り要望ではなくて、計画的に用地を買収していくということがございますので、まずモデル区間より西の竜田川までの間について整備を進める。その後、さらに西へ進むのか、あるいはモデル区間から東へ延伸するのか、そういったことについても今後協議をしていく必要があるかと思いますが、現時点で国の方は買い取り請求について対応するという考えはないというふうに伺っております。

○議長（森河昌之君） 12番、木田議員。

○12番（木田守彦君） 私はね、やはり町営住宅の跡地の有効利用ということで、やはりそれは国の方に早急に買い上げていただくように、それによってまた町営住宅の建て替えにもやはり影響してくると思うわけです。去年ですかね、もう最後の人が出られたということで、もう全部町営住宅の方は更地になり、そしてまた県営住宅の跡地はそれ以前に更地になっておるといような状況の中で、やはりこれからもまだ町営住宅の建て替え計画もあると思いますので、やはりその町営住宅の跡地だけでも国土交通省に対して買い上げを早急に行ってもらえたら、やはり町の町営住宅建て替え事業についても、少しは財政的にも楽になるのではないのかなというふうな感じでお聞かせ願っておるんですねけども、そういう働きかけはしようというふうな考えはあるのかないのか、そ

れをお聞かせ願いたいと思います。

先ほど部長は、国の計画というんですかな、国土交通省の予算、そして考え方にもよって、買い上げ要求はあってもそっちへ向かんと、やはり西の700メートルですか、竜田川方面に向かって国土交通省は事業を実施しようと思うておられるということで、地元説明会も行われたということで、それはそれとして期待しておりますねけども、やはり道路というものは、一直線というんですかな、線の長いものでありまして、1カ所から片一方だけ進めていっても、それで700メートルが3年かかるのか5年かかるのかちょっとわかりませんねんけど、それによってそれ以後西へ行かれるのか東へ行かれるのかもわからんというふうな部長の答弁でしたんですねんけども、やはりそれを2カ所も3カ所もやはり風穴をあけていただいて、そしてそれによって早期に大和高田斑鳩線から三室のどこまでの開通が一日も早くなるように働きかけをしていただきたいというのが私の希望でして、だから出来るだけ、町の事業としても、やはり町営住宅の建て替えも絡んでおりますので、出来るだけそれを早く処分もしなければならないような、やはり財政的な状況も考えたら、そこで買い上げていただいたら一番ベストではないかなというふうに私は思いますねんけれども、そういう考えがあるのかどうか、それをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（森河昌之君） 北村都市建設部長。

○都市建設部長（北村光朗君） パークウェイそのものは、まず4.7キロ全線が供用開始されて初めてその投資効果が表れるものというふうに我々は認識しております。そういったことで国にも働きかけ、一日も早くの全線供用開始というようなことで、これまでも要望もしておりますし、これからも国と協議、あるいは要望して、それは継続していきたい、このように考えております。

そして、議員が申されてます町営住宅跡地の件でございますが、まずその前に県営住宅の部分がありますが、この件につきましても、以前に県の方から国に対して用地の取得について一時要望なりもあった時期もございます。しかしながら、このパークウェイの事業に関して、県という公なところは、民間の買い取り請求にも応じてない中で、そういう公の部分について手をつけていくということにはやはり問題があるだろうというような国の見解もございまして、それはまだ現に県有地として残っておるわけでございます。

そういったことを踏まえた中で、町有地についてこれを要望していくというのは、町

の財政面から考えれば、それは確かに資金運用ということで有効ではございますが、パークウェイを早く整備を進めるということであれば、今その用地に資金を投入するよりは、現在進められます700メートルの区間に全力投球していただく、それをもって次の区間へと延伸していただくのが有効な事業の進め方であると我々は考えておるところでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（森河昌之君） 12番、木田議員。

○12番（木田守彦君） そしたら、今回3月3日に供用開始されたいからがパークウェイの400メートルのモデル区間の総事業費は、どれぐらいかかってたかわかりますか。わかったらちょっと教えていただきたいと思っております。

○議長（森河昌之君） 北村都市建設部長。

○都市建設部長（北村光朗君） 申しわけございませんが、その件については確認しておりません。

○議長（森河昌之君） 12番、木田議員。

○12番（木田守彦君） それについては、また後で聞かせていただいたら結構かと思えますねんけども、やはりそないして力も国土交通省の方にも入れていただいておりますねんけども、やはり何十年もかかるようであれば、やはり東の方でも待っておられる地域もあるわけです。そしたら、その間にどんどんどんどんと進んで、今、法隆寺グランドホテルの南側なんかでも開発で建売住宅がどんどん建っておるような状況の中で、国やから強制収用法とか色んな法律によってそういう事業も進んでいくのかもわかりませんねんけども、やはり出来るだけ今の状態の中で進めてもらいたいなど。やはり人が住まれたら、またやっぱり測量なんかについてもなかなか実施出来ないような状況になるのではないかという懸念から申しておるのでありまして、一段とこのかかるがパークウェイ、それの方の国に対する、国土交通省に対する早期実現に対しての要望を強くお願い申し上げます。

続いて、都市計画道路法隆寺線のうち、一応100メートルの今回供用開始されましたすわね。それで、それ以外の総延長というんですかな、25号線から安堵王寺線、そこまでの総延長距離と、そしてこれから事業年数がどれぐらいかかるのか。それと、現在町道401号線ですか、そこまでどれぐらいの用地の取得率なのか。

それと、16年度の予算に2億765万9,000円が組まれておりますが、これにはどの部分に予算をつぎ込もうとしておられるのか、これによって町道401号線まで

が完成するのか、あるいはまだまだそれではいかに、もっと財政的な投入をしなければいけないのか。やはり、先ほど先輩議員も言うておられましたんですねけども、生駒市で国道168号線が第二阪奈道路を越えて、料金所を越えて南の方まで対向4車線ですか、それで拡幅されてきております。そして、一応東生駒駅のところで、今ちょっと、もう何年も頓挫しておったところが、今やっとそれも工事が進められておるような状況でして、168号線がこっちへ南下してきた場合、斑鳩町がこの168号線で右折レーンとか色んなことを、そしてまた歩道の件についても色々今までからおっしゃっておりますねんけども、それが王寺町についても、達磨寺ですか、あそこまで殆ど買収済んでおるような状況を見る中で、何で斑鳩町は、竜田大橋の右折レーンについては平成17年度に可能やと、出来るというふうな話も聞いておりますねけども、しかしそれ以前の北の部分についても、まだいまだに何も行われないうような状況の中で、また安本の河藪橋のところにも信号も設置とか、色んなそういう要望がありながら、なかなか実施出来ないような状況の中で、本当に斑鳩町が一生懸命道路を整備しようというふうな中で、なかなかそれが実現しないという、その理由というんですかな、わけがわかるならそれは教えていただきたいなど。

やはり、用地を絡んだ件については、斑鳩町は特に執着心というんですかな、それがあつてなかなかやはり難しい。これは総合福祉会館ですか、あれについてもやはり用地が絡んで挫折というんですかな、中止になったというような感もあるし、なかなかそれについてよそとは比べ物にならんような状況ですねけども、やはり都市計画道路の総延長と、そしてそれがちょうど401号まででも結構ですから、それはどのぐらいで、総延長の中の何ぼで、それでどれぐらいの年数をかけたらあそこまで開通するのか、供用開始出来るのか、その点についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（森河昌之君） 北村都市建設部長。

○都市建設部長（北村光朗君） ただいまご質問の中の延長の部分ですが、これは国道25号から安堵王寺線までの距離というふうにお伺いしましたが、法隆寺線全線につきましては、安堵王寺線から国道25号に出まして、そこから東へいかるがパークウェイの合流点までは、これは法隆寺線全線となっております、この間につきましては、全線3,300メートルということになっておるんですが、議員がご質問の現国道25号から南へ安堵王寺線までの距離については、今現在ちょっと手元に資料を持っておりませんので、また後刻報告させていただきたいと思います。

そして、事業の難航の理由ですが、これは主に、主にといいますか、用地の取得の難航によるものでございます。再三にわたり地権者の方々に事業の説明を申し上げ、そしてご理解を求めらる中で、なかなかご理解、協力が得られてないというのが実情でございます。

それでは、昨日3日にパークウェイのモデル区間と供用しました100メートル以外の部分について、今後の状況について説明申し上げたいと思います。

まず、法隆寺線につきましては、当初国道25号から町道401号線、これは服部道までの550メートルについて、まず事業化をいたしました。しかし、町道401号線の南側において、法隆寺線を含んだ範囲に土地区画整理事業が実施されることになりましたので、その区間について、当初区間と合わせて680メートルについて事業区間として現在整備に取り組んでおるところでございます。

現在の進捗ですが、工事着手区間としましては、事業区間全体の62%、これは420メートルで、うち供用開始区間が、昨日供用しました100メートル、これは12%に相当します。

用地の取得でございますが、77%、面積で言いますと8,515.64平方メートルとなっております。これにつきまして、平成19年度を目処に現在事業を進めておるところでございます。

それで、今回用地の取得について開発公社の方で予算を組んでいただいておりますが、この件については、昨日供用いたしましたそこから以北の部分で25号までの間で、未買収となっている部分について買収を進めるべく予算を計上していただいております。

以上でございます。

○議長（森河昌之君） 12番、木田議員。

○12番（木田守彦君） 私もあそこの国道をよく通るわけなんですねんけども、メガネの愛眼ですかね、あそこの駐車場の中に、やはり携帯電話の送信塔というんですかな、アンテナが2本も立っておるというような状況の中で、やはりあの用地を協力していただかなければ、せっかくの法隆寺線も活用出来ないような状況だと思いますねんけども、それについて、どのように交渉されて、そして今の段階ではどのようになっているのか。私かて、素人やからちょっとわかりませんねんけど、あこがなかつても供用開始出来るのかどうかですね。しかし、素人目にも、あの駐車場の一部でも協力いただかなけれ

ば、せっかくの道としての出入り口のところがふさがれるような状態になって、活用出来へんように思いますねんけども、それについて何かお話になったことがあるのかどうかについてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（森河昌之君） 北村都市建設部長。

○都市建設部長（北村光朗君） 議員ご指摘の区域につきまして、従来より用地の交渉を進めておるところでございます。現に難航している箇所でもございます。そういったことで、我々担当としまして、回数もかなり重ねながら交渉しておるわけでございますが、現時点でまだ買収に及んでいないというのが実情でございますが、懸念されてます携帯電話のアンテナですが、これは用地の問題が片がつけば、これは補償対応ということで、特に我々は気にしていないところがございますが、難航している理由としては、そのことについては何ら関係しておらないところがございます。この用地の件につきまして、もし詳細な内容について答弁が必要でございましたら、担当課長の方から答弁させていただきますが、いかがなものでしょう。

○議長（森河昌之君） 12番、木田議員。

○12番（木田守彦君） そしたら、何ですかね、国道25号から町道401号の間については、愛眼のあそこと、そしてもう1軒南の方に民家というんかね、何かある、あそこが、2カ所だけがその対象になっておるのか、まだほかにあるのかについてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（森河昌之君） 北村都市建設部長。

○都市建設部長（北村光朗君） 交渉をしているところは他にもございます。ただ、難航している部分につきましては、ただいま議員がご指摘された2カ所というふうに考えていただければよいかと思います。

○議長（森河昌之君） 12番、木田議員。

○12番（木田守彦君） 道路として活用出来るように、やはり誠心誠意努力していただいて、一本の道として出来るように強く働きかけていただきますようお願い申し上げまして、この項は終わりたいと思います。

次に、総合治水対策事業（都市河川）の位置づけについてということでありまして、1番目の人家もまばらな地域で実施されている総合治水対策事業と河川改修事業との差異についてということでありまして、総合治水対策事業として大規模な工事が富雄川の上流部分の人家もまばらな生駒市の高山地区で実施されておりますが、河川改修は下流

からと常々おっしゃって聞かせていただいておりますが、2カ所の橋の新設、そのための、今、橋脚工事が行われており、それとともに護岸工事が行われておりますが、都市河川の位置づけについて、総合治水対策事業と河川改修の差異についても教えていただきたいと思っております。

私は、常々そないして河川改修は下流から下流からと頭の中にたたき込まれたように教えていただいておりますねけども、やはりそないして上流へ行けば、そういうところでこういう事業が行われておるということを目の当たりにしたら、何で斑鳩の地域においてなかなか進んでいかないのかなというふうな、ちょっとした疑問も、そして不信というんか、そういうこともありますので、それらについて、やはり都市河川というものは、上流のあの地域から比べたら、斑鳩町なんかの方がまだ都市の方に入るのではないのかなと思っておりますねけども、関西学術研究都市という位置づけからしたら、やはり人家もまばらであっても、やはり都市河川の部類に入るのかな。そして、総合治水対策事業として実施されるのかなというふうにも理解も出来る部分もありますねけども、やはり自分の住んでおるところを、一日も早く整備、河川改修をしていただきたいという思いから、それらについて引き合いに出して聞かせていただいておりますねんけども、やはり河川、毎年繰り返されるような、何も斑鳩町だけやなしに全国的に繰り返されるような災害に対して、やはり失われる国の財産を守るために、山の中に高速道路をつくりとかいうふうなそういうような状況の中で、やはり財政的な逼迫が起こっておるような状況も考えたら、自然で失われるもんを少しでも少なくするようにやはり努力するのが政治の力、そしてまた努力ではないのかなと、私はそういうふうに思うてこういう質問を毎回のようにさしていただいておりますねけども、それらについて、先ほど申し上げたような都市河川というんですかな、その位置づけとかいうのを聞かせていただきたいと思っております。

○議長（森河昌之君） 北村都市建設部長。

○都市建設部長（北村光朗君） ただいまのご質問、総合治水対策事業と河川改修事業の差異についてというのが1点、そして都市河川の位置づけというのが1点、それともう1点が、生駒の方でこの河川改修に伴い橋梁の設置がなされていると、この3点かと思っておりますが、それぞれについて順番にご説明申し上げます。

まず、総合治水対策事業と河川改修事業との差異についてでございますが、河川法の河川についての目的は、まず洪水、高潮等による災害の発生が防止され、河川が適正に

利用され、正常な機能が維持され、及び河川環境の整備と保全がされるようにこれを総合的に管理することにより、国土の保全と開発に寄与し、もって公共の安全を保持し、かつ公共の福祉を増進することを目的として定めています。平成9年に河川法の改正により、奈良県知事管理区域を概ね20年を目処に実施する計画を策定されているところでございます。当町は、生駒いかるが圏域として、河川の特徴、地域の風土や文化等に応じて、治水、利水、環境の調和のとれた河川整備を進めるために計画目標を定めておられます。事業としましては、治水対策、流域対策等があり、これらを併せて総合治水対策であることから、事業の位置づけがされているところであります。

次に、都市河川についてでございますが、県下の大和川流域は、京阪神地区に隣接している上、交通の利便性も高いことから、昭和30年代の後半以降より流域の開発が進み、保水機能や遊水機能が大幅に減少しており、特に県の北・中和地域が都市河川となっておりまして、局地的な大雨時等には、河川が急に増水し、洪水等の危険が増えているところであります。河川事業として計画するには、事業内容及び採択基準がありまして、その中の1つとして都市河川改修費補助として総合治水対策特定河川事業により、ご指摘の都市河川として施工されている護岸及び橋梁工事の施工がなされております。

また、つぎの橋につきましては、地方特定道路整備事業として橋梁工事の施工がなされております。この取り付け道路といたしましては、県道枚方大和郡山線の道路工事として、富雄川兩岸2車線一方通行の計画の基に、兩岸連絡橋梁の位置付けで計画されておりまして、実施されていると、このように県の方から伺っておるところでございます。

○議長（森河昌之君） 12番、木田議員。

○12番（木田守彦君） それと、今、郡山のとこまで県道ですかね、それが4車線みたいな形で工事も進められてきて、奈良市の中では霊山寺ですかね、あそこの部分だけ今また両側から工事されておるような状況になっておりますねんけども、この道路がずっと南下してきて、郡山のあそこで大和中央道というんですかね、あそこに入っていくようにも思われますねんけど、今の形態からしたら、対向4車線になったら、こっちの富雄川の左岸側ですかね、そちらの方へも随分と流れ込んでくるようにも思いますねんけど、そしたらまた斑鳩周辺においては、やはり交通混雑が予想されますねんけどね、あの道路はもう大和中央道に接続されるだけであって、それから以南については富雄川の右岸、左岸のなにはもう、拡幅というんですかね、交互交通なり、同じ左岸側でも対向

4車線というような形になるのか、今のところまだそこまで県の方でも予定されておられないのか。とにかく、奈良と郡山のあそこの区間、かなり対向4車線の工事も進んでおりました、そこから大和中央道に入るのも橋が1車線ずつやから、急にまだ当分2車線に入れんような状況になっておりますので、それらがどのように県としても考えておられるのか、わかったら教えていただきたいなというふうに思いますねけど。

○議長（森河昌之君） 北村都市建設部長。

○都市建設部長（北村光朗君） ただいま議員の方から申されました箇所というのは、大和中央道、現在ずっと北上しまして、途中で高架になったところで途切れておりました、その若干南から富雄川に向けて橋梁を設置した中で道路が流れていっていると思えますが、先ほど申されました橋梁については、その北側に2橋ないし3橋が新たに架橋されているかと思えます。計画では、富雄川沿いに、先ほどの質問にありました生駒市の田原、国道163号の南側ですね、そこから今申しておりますところまでの間、河川を挟みまして右岸、左岸、両側2車線の道路計画がなされておりました、それが現在整備されていると。

この右岸、左岸の2線、2線というのは、それぞれ右岸、左岸一方通行で、左岸が南行き、右岸が北行きですね、という形になろうかと思えますが、架けられている橋梁といたしますのは、その周辺に集落なりがございまして、一方通行で橋梁を架けずに今のままの橋を、現状の橋を利用するだけでありましたら、例えば南に行きたいのに右岸側の方はかなり北上してからまた橋を渡って南へ南下するとか、交通のロスが出ますので、そういったことを解消するために橋梁を新たに設置するというふうに聞いております。

○議長（森河昌之君） 12番、木田議員。

○12番（木田守彦君） いつも霊山寺のあそこの細いところで大型車両同士が対向するときに、30分も待つようなことがたびたびあるような状況の中で、今、南と北から道路が新設されております。それによってその流れも解消されると思えますねけども、ところが、先ほど申し上げたように、大和中央道ですね、こっちの県道の橋へ渡るところが交互1車線ずつということで、あそこが今のところものすごく混雑しておりました、第二阪奈道路の下よりもまだ北の方まで並んでおるような状況でして、それを何とか早いこと解決してもらうためには、あそこに新たに橋をつくっていただかなければいかんのではないかなというふうにも思いますねけど、それについての何か計画とか、県の方に計画があるのであれば教えていただきたいと思えます。

○議長（森河昌之君） 北村都市建設部長。

○都市建設部長（北村光朗君） 現在、議員がおっしゃられました区域につきましては、斑鳩町外のことでもございまして、我々としてはその件については確認はしておりません。

○議長（森河昌之君） 12番、木田議員。

○12番（木田守彦君） やはりね、交通の流れというもんが、よそで広がって道路が整備されてきたら、そのしわ寄せというもんはどんどんとその整備されておらない地域に集中してくるということで、天理から郡山、安堵、そして斑鳩と、こういうふうにつながってくる道路についても、今近鉄の線路の下ですね、それをくぐる道路ももう舗装はされつつあるような状況の中で、それらの道路がやはり整備されてきたら、斑鳩町に東西南北どちらからも車が集中してくるような状況の中で、やはり斑鳩町としても道路に力を入れていかなければいかんのではないのかなということで申し上げておるのであります、やはり斑鳩町に住んでいる以上は、それも解決しなければ辛抱出来ないような中で、私かて龍田の方に母親がおるので、ちょこちょこ龍田の方に行こうと思うたら、朝夕のラッシュの時にはかなり、私がもう幸前の方に行ってから何十年てなりますねんけど、その当時やったら5分から10分ぐらいで行けたのに、今やったらそういう時間ではなかなか行けないような状況の中であって、出来るだけやはり道路について、もう少し力を入れていただかなければいかんのではないのかなということで、お願いしておるわけでございます。

それと、2番目の溢水は災害にあらずなのかということで、先般国土交通省より大和川流域溢水予想マップというもんが出されましたが、堤防をオーバーするような溢水というんですかな、それとまた大量の雨による増水により自然と増水によって下流部分に流れて、それが溢水になるというふうに予想されるということでマップが発表されたと思いますが、堤防の決壊による溢水は災害やと思われませんが、堤防をオーバーしての溢水については災害にはならないのか。

常に安心安全な国家をつくらと言いながら、毎年どこかで繰り返される災害について、防御手段なきままに自然災害として放置されておるのは、国家としての大損害であると、私はそういうふうに思いますねけども、その考えについては、何か変と思うようなことが考えられるのか。やはり、自然災害については、自己防衛、自衛手段というのか、それしかないのかなというふうにも思いますねけども、やはり重点的にそういう災害

地域については、国家の財産を失わないためにも、やはり早急に対策を講じてもらいたいというふうに思いますねんけども、100年に1回とか、それは私としたら言い訳としか聞けません。やはり100年に1回であっても、そういうことが起こらないようにしていくのが政治やないかなということで、私もこれは毎回のごとくこういうことを申し上げておりますねけども、それらについて、やはり安心安全なまちづくりのために、町長も立候補の時に、私も一緒に運動さしていただいた時にも、町民に向かって、安心安全なまちづくりを町長と一緒に頑張らしてつくっていきますというふうに一緒に歩きながら申し上げた手前もあって、そういう町民の方にそういうことをお伝えした以上は、斑鳩町の町民の方に安心安全なまちづくりのために全力を傾注したいと思いますので、これらについて、やはり溢水、色んな災害はありますねけども、溢水というもんについて、これは災害にあらずなのか、それとも災害として認めるべきものなのかについてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（森河昌之君） 北村都市建設部長。

○都市建設部長（北村光朗君） 溢水が災害なのか、でないのかというご質問かと思いますが、まず災害というのは、暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な天然現象により生ずる災害を言っております。平成12年7月4日に富雄川での高安西団地周辺地域で受けました溢水につきましても、これは災害というふうに認識しております。

したがいまして、富雄川の河川の整備につきましては、現在県において整備計画を進めていただいておりますことから、町といたしましても、現在JR橋の架け替えの工事の中でございますが、上流部への早期事業化に向けて要望を行うとともに、関係団体等への理解とご協力に向けて努力してまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（森河昌之君） 12番、木田議員。

○12番（木田守彦君） やはり、私は住まいしておる横には1級河川富雄川というもんがありまして、現にそないして平成12年の7月4日ですかね、そのときには、やはり堤防をオーバーしたというようなことがあります。やはり、斑鳩町が法隆寺という文化遺産を抱えて、災害の最も少ないまちとして、私は安心しておりましたんですねけども、それが裏切られたというんか、そんな水みたいな滅多にここまでつかんだろうというふうに考えておったんが、ある日突然、テレビ見とって気づいて外へ出たらもう家の中までばあっと水が入ってくるわ、車も出そうと思うたってもう出せんような状況の中で、やはりこれは100年に1遍であっても防止出来るようなことになるのではないんか

など。

やはり、河川改修だけを待っておったら、なかなかそれも可能なことではないのではないかなというふうに思うて、私は出来たら堤防を嵩上げしていただいて、何もそんなん50センチも1メートルもオーバーして水が流入したような状況ではなかったんです。やはり、10センチか15センチぐらいの水がだあっと流れてきて、それが流れるところがなくてたまってだんだんと増えてきて、そして床上30センチぐらいですか、浸水したというような状況の中で、その時にでも、やはり消防車なんかきても、何も成す術もなしにただ自然に水が引くのを待っておるような状況の中で、私はやはりそういうことも現に起こったということで、それに対しての予防措置もとってもらいたいなというふうに思いますねけども、これを100年に1回、200年に1回というふうな天災やからしようないやんかというのであれば、これも、私も常々言うておりますねけど、これは自己防衛しかないのかなと。それには、自分の家を持ち上げるのか何か、それとも移転するしかないのかなというふうにも考えますねけども、それらについて、それは致し方ないというふうに考えておられるのか。やはり県の方にも働きかけて、何か防御策というんかね、そういうふうなものがあれば考えていただきたいなと思いますねけど、それについてどうですか。

○議長（森河昌之君） 北村都市建設部長。

○都市建設部長（北村光朗君） 河川改修が済むまでの暫定的な措置について講じられないのかというご質問かと思いますが、この件につきましては、今後河川管理者であります県の郡山土木事務所、そちらとも相談していく中で検討をしてみたい、このように考えております。

○議長（森河昌之君） 12番、木田議員。

○12番（木田守彦君） 今、部長はそうしておっしゃっていただいたので、大いに期待しておりますので、どうかよろしく願い申し上げます。

続きまして、法隆寺駅前道路の現況についてということで、1つ目のインターロッキング道路から、その以前は黒色の舗装道路でしたんですねけども、それがカラー舗装されて以来今日までの経過と今後の改良等の考え方について聞きたいということで、黒色というんですかな、普通の舗装道路からインターロッキング、これは斑鳩町のいざない大路やったかな、何かのその事業としてエフワンのとこまで、県道の取り付け道路のとこまでやられたということでもありますねけども、その後インターロッキングが、見ての

とおりがちゃぐちゃになってしもうて、その後やはり議会からの強い要望もあって、カラー舗装されたということがありましたんですねけども、それから2年ぐらいですか、今で。それが完了して、まず、先日駅前の方に買い物に行った時、この道路を通った時に、あれあれと驚いたことは、非常にやはり道路が傷んでおったという状況で、これから春にかけてやはり法隆寺及び法起寺、法輪寺、この三塔巡りに来られる観光客を迎えるに当たって、あのような道路では、やはり話にならないのかなと。やはり観光客を誘致するためには、その道路の安全、やはり斑鳩町には歩道も少ないという状況の中で、ちゃんとした道を、人が歩いてもつまづかないようなそういう道にやはりしていただきたいなあということで、今の状況ではそういうことも心配されますので、どのように今のところ考えておられるのか、それについてをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（森河昌之君） 北村都市建設部長。

○都市建設部長（北村光朗君） まず、ご質問の法隆寺駅前道路について、これまでの取り組みと現在の状況について述べたいと思います。

まず、ご指摘の道路は、インターロック道路としまして、平成8年度、そして平成9年度に整備を行っております。しかし、車の通行量が多いということで、東西の町道につきましては、当時破損箇所が多く、地域からご指摘もいただいておりますので、工法も含め種々検討を行った中で、平成13年度にカラー舗装に変更したところでございます。その後、損傷が減少はしているとはいえますものの、現在、部分的にクラックや損傷の確認はいたしております。ただ、このクラックにつきましては、通常起こり得る伸縮によるものでありまして、構造的には問題がない、このように判断しております。そして、県道大和高田斑鳩線の取り合い部分につきましては、先日応急的に処置を行っているところでございますが、この舗装につきましても、早期に補修工事を実施したいと、このように考えております。

そして、観光客の誘致として今の状況はどうなのかということでございますが、斑鳩町へ訪れられました観光客をJR法隆寺駅から法隆寺の方へと誘導することを目的として、まずJR法隆寺駅から県道大和高田斑鳩線までの間の整備を、これは町が実施いたしております。そして、県道大和高田斑鳩線につきましては、県郡山土木事務所で歩道の改良として施工をしていただいたところでございます。そして、本町へ訪れられました観光客の方々の案内とルート整備にこれまで取り組んできたところでございます。

なお、道路の傷み等についてでございますが、地域住民の方々をはじめ、また観光客におかれましても、安心して通行していただけるよう、今後も道路の適正な管理に努めてまいりたいと、このように考えております。

○議長（森河昌之君） 12番、木田議員。

○12番（木田守彦君） そしたら、2番の法隆寺駅舎の橋上化工事も平成16年度より実施予定となっておりますが、斑鳩町が掲げる観光立町としての道路としてこれでよいと思われておるのかということで、今、部長もそれに対する回答ともいうべき返答がありましたんですねけどもね、やはり現在懸案となっております法隆寺駅舎の橋上化によりまして、周辺のJR関係の駅を見ても、駅前の整備というんですかね、それについては、どこともちゃんとした整備が行われておるような状況の中で、やはり斑鳩町としても橋上化をされた場合に、今のような状態でなしに、駅を町民が利用し、そしてまた観光客、そして周辺の住民も安心して利用出来るような、そういう道路というんですかね、それがなければ、何も駅だけが橋上化になっても意味がないのではないかなと。それはバリアフリーというんですかね、そして障害者のためにエレベーターとかエスカレーターとかいうふうな考えもあると思いますねんけど、それだけやなしに、やはりそこへ到達するその道路をやはり整備しなければ、余り意味をなさないのではないかなと。やはり、物だけやなしに、それに対してのアクセス道路をもっと整備してもらわないかなのではないかなと。何も道路がはげたからということやなしに、もうちょっと安心して通れるような、やはり歩道もないようなところを歩いていただくためには、やはりふちへ寄らなければいけない。そしたらふちの方がはげておるような状況の中で、やはり事故でも起こったら大変やということで、何かその手立てはないかなとということで申し上げておるのでありまして、出来るだけこの道路については、常日頃からやはり監視というんですかね、その管理とかについて徹底していただきたいということを強く要望しておきたいと思っております。

次に、4番目なんですねけど、石綿セメント管改良進捗度についてということで、1番目の平成16年度に1,130メートル実施しても、まだ1万1,049メートルが残るようなんですねけども、完全施工にはどのぐらいかかるのかということで、そしてその残存しておる箇所というんですかね、地域について、どの地域にどのぐらい残っておるかということがわかればお教えいただきたいと思っております。

○議長（森河昌之君） 池田上下水道部長。

○上下水道部長（池田善紀君）　まず、何年程度かけて石綿管を更新するかとのお尋ねで
ございますけども、事業を実施するには、まず資金の裏付けが必要であります。そうし
た中で、必要な経費といたしまして、すべて更新するには10数億円以上の経費を必
要と見込んでおります。

一方、資金でありますけども、水道事業におきます運転資金は、平成14年度決算時
で約3億2,000万円であり、水道料金収入が減少し、企業債の元利償還もある中で
、毎年度5,000万円程度の更新事業を行った場合の推計では、平成20年度ないし
は平成21年度には運転資金がマイナスとなります。

そうしたことから、本議会初日の施政方針や提出議案説明で述べておりますが、財政
状況も勘案しながら計画的に事業推進を図ってまいりたいと考えております。

現在、長期的展望での計画を作成中でありまして、担当常任委員会にも提出し、更
新整備計画を作成してまいりたいと考えておりますので、今この時点で年数を言える時
期ではございませんので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、残っている箇所ですけども、今現在把握いたしておりますのは、約36カ所を
把握いたしております。それにつきまして、町内36カ所ですんで、ばらつきがある
ということで、36カ所にばらついておると。場所については、また後日お教えいたしま
す。

以上です。

○議長（森河昌之君）　12番、木田議員。

○12番（木田守彦君）　続いて、2番目の、今、部長もおっしゃったように、年々器具
の発達によりまして、節水器具等が出てきまして、給水の減による収入減によりまして
、水道事業の将来の見通しはということで、水道水の供給量の増量については、将来的
にはやはり増量の見込みは薄いというふうに考えておりますねけども、先ほど述べたよ
うに、石綿セメント管の更新や公共下水道の整備による管の更新による費用の増大によ
る圧迫によりまして、水道事業の将来は苦しい状況に陥るように思われますが、その心
配は全くないのかということで、斑鳩町民にやはり安心安全な水をとということで、第1
浄水場の整備も完了いたしまして、安心して飲める水が供給されておりますが、斑鳩町
の水道事業は、値上げもしないで、県水の値上げがあるまでは値上げしないとの方針で
今までまいっておりますが、それで大丈夫なのか。

また、大滝ダムの費用増大により、県も県水の値上げを望んでいると思われませんが、

大滝ダムの改良に今後5年ぐらいを要するとのことで、その間値上げがないのか。それとも、その工事の費用負担も含めてやはり値上げを持ってこられるのではないのかというふうな心配もありますねけど、簡単で結構ですので、それらについてわかっていることがあればちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（森河昌之君） 池田上下水道部長。

○上下水道部長（池田善紀君） まず、給水費の減少傾向ですけれども、例えば1戸当たり1カ月の使用水量につきまして、口径20ミリの場合を例にとりますと、平成9年度では約28立方メートルであったものが、平成14年度の決算におきましては約25立方メートルと、約11%の減少となっております。そうしたことから、平成16年度の予算の水道料金収入は、平成15年度予算より2.2%の減少を見込んでおります。先ほども申し上げましたように、収支計画では、平成20年度ないし平成21年度には内部資金がなくなる状況となってまいりますので、適切な時期を見まして、水道料金改定につきましても議会にご提案申し上げたいと考えております。

次に、大滝ダムの関係でございますけれども、まず第1点ですけれども、県から今現在で聞いておる状況につきましては、大滝ダムにつきまして追加負担が、県の方ではございますけれども、それに伴って県営水道の値上げはしないということで、今現在聞いております。

以上です。

○議長（森河昌之君） 12番、木田議員。

○12番（木田守彦君） これをもって私の一般質問を終わります。

○議長（森河昌之君） 以上で、12番、木田議員の一般質問は終わりました。

続いて、14番、里川議員の一般質問をお受けいたします。14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） それでは、通告書に基づきまして私の一般質問をさせていただきます。

まず1点目には、斑鳩町廃棄物の減量及び適正処理並びに環境美化に関する条例についてを挙げさせていただいております。いわゆるこの長い名前の条例ですが、平成12年にごみ処理が有料化になったときに出来た条例でございますが、この条例を論議する中でも、私は低所得者層に対する施策ということでは、色んなことを申し上げてきた経過はあるんですけれども、ここに挙げさせていただきました、最近生活保護受給のご家庭のご夫婦が入院をなさいますと、6カ月以上経過しまして、生活保護費の方で家賃を

支払っていただけない、そしてお二人とも家へ帰ってこれないだろうということの中で、先日、お気の毒でしたけれども、その方達に部屋を明け渡しお話を担当の方もなさったと思います。私も立ち合わせていただきました。非常にお気の毒だったんですけども、ご本人も何とか納得をしていただきまして、これらの家財道具すべてを処分をするという方向になりましたけれども、この処分のときに、条例には、可燃ごみ、不燃ごみにつきましては袋を支給すると、生活保護受給の家庭にはね。袋を支給するということがうたわれておるわけなんです、私以前に申し上げました粗大ごみですね、粗大ごみも一つ一つの値段が高いということと、それと家電リサイクル法が導入されてからの運搬料、斑鳩町が処理をした場合の3,000円、こういったものについては、何らかの減免をしていただけないのかということも以前にも申し上げた経過はあったと思うんですけども、その時点では私の意見は却下をされていたわけなんです、今回の問題につきましても、その後ちょっと環対の方でも費用が要るということも聞いたわけなんです、生活保護の関係の中で、私もちょっとわかりきらない部分もありますので、これの処置について、ちょっと担当の方のご説明の方をお聞きしたいというふうに思います。

○議長（森河昌之君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 恐れ入ります。処置といたしますのは。申し訳ありません。

質問者もおっしゃっておられますように、この条例の中には、生活保護の方々に対しましては、可燃ごみ、もしくは不燃ごみの関係の袋につきましては支給をさせていただくという規定になっております。おっしゃっておられます粗大ごみの関係、もしくは家電リサイクル法に伴います家庭電化品につきましては、そういう減免の規定はないということになっておるということで、ご理解をいただいて今までおったように我々としても、色々ご意見はあったろうとは思いますが、そういうことで運用をさせていただいているということでご理解をいただいておったということで、我々は理解をいたしておるところでございます。

○議長（森河昌之君） 14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） それで、今回のこういったケースの場合、私も見させていただきました。家電も冷蔵庫もエアコンもテレビもございましたし、夫婦お二人で1軒の家を構えておられた家財道具すべてそろっておりましたので、かなりの金額に上ると思

うんです、この処理をすべていたしますとね。その処理をするのに、ですから、今部長が言われたような状況であるのならば、その費用についてどういうふうな形でその費用が支払われるのかということも、私としては非常に気になっているところなんです。減免をされない。そしたら、当たり前にいこう思うたら、お布団なんかも大分ございます。大きいものにつきましては、食器棚からたんす類すべてそろっております。和だんすまでお持ちでございましたので。

ですから、かなりの費用がかかってくるのではないかなというふうに思うわけなんです。その費用の賄い方というんですか、生活保護費の方との関係、このご家庭は生活保護受給のご家庭ですので、その生活保護法との関連の中では、今回の件についてはどういう処置がとられるのかということも含めてお尋ねをしたいと思うんです。

○議長（森河昌之君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 先ほどのご質問に対して、ちょっと言葉足らずな点もあったかと思うんですけれども、家電リサイクル法が施行された段階では、一応家電リサイクル法にもそういうリサイクル料の減免とかいうこともございませんし、家電リサイクル法の施行に伴っての平成12年の12月議会にこの条例の一部改正をお願いを申し上げて、それまでに色々ご議論を願って、12月議会にこの一部改正の条例案を提出もさせていただいて、その中にご理解をいただいてご承認もいただいたということで考えておりますので、よろしくをお願いをしたいと思います。

それと、生活保護の家庭の方ということの中でのお話の関係でございますけれども、質問者もご承知をいただいておりますように、生活保護法の中にも、色々の扶助の区分がございます。8種類の扶助に分けられているということとなっております。質問者が申されておりますように、被保護者の方が医療機関とか介護老人保健施設、または社会福祉施設等に入院または入所し、入院または入所見込み期間が6カ月を越えることによって家財の処分が必要な場合につきましては、敷金の返還金、または他からの援助等によりそのための経費を賄うことが出来ない者については、家財の処分に必要な最小限度の額を保護費の中で支給することが出来るということになっております。

だから、今、申されておる方の関係につきましては、ご指摘の事例につきましては、我々把握しておりますのは、多分同じ方のことだろうと思いますけれども、借家にお住まいになっておられます。こういうことで、入居をされるときに敷金というのもお支払いになって、お借りになっておられたというように聞いております。そういうことにな

りますと、そういうことで借家を明け渡される時には、そういう敷金等も返還もされるということを聞いておりますので、家財の処分料等として、そういうことになりますと、特別に保護費の中で支給されることが出来ないということに法の第4の20だったと思うんですけども、そういうところに規定がされているということでご理解いただきたいと思います。

○議長（森河昌之君） 14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） ありがとうございます。私も後で調べさせていただく中で、生活保護受給のご家庭については、色々制度もありますし、それと今部長おっしゃられたように、敷金ですね、借家の場合の敷金がある程度戻りがあればその中で対応出来るのではないかとということで、今回の例については、それで何とかクリアが出来そうだというふうに思っているわけなんですけれども、ただ私心配いたしますのは、この条例つくるときに、結局この斑鳩町廃棄物減量等推進審議会、斑鳩町はこの審議会に対しましてごみ処理有料化について諮問をされました。そして、この審議会から答申が出ましたね。その答申のところに、ここでは低所得者等には格段の配慮をされたい。この推進審議会の方でも、やはり低所得者に対して配慮してほしいということを、有料化に向けていくにしろ、ということも答申でも述べられておったということがあったわけなんです。

ここで、低所得者ということは、一定の所得もあるけれども、それが低いという状態である。私たちは、よく申し上げるのは、生活保護基準のご家庭、基準以下の所得のご家庭ということをよく、色々物を言うときに申し上げるわけなんですけれども、今のケースはこれで何とかなったわけなんですけれども、今後やっぱり、斑鳩町は生駒郡4町を見ていただきましても、生活保護を受給されているご家庭、世帯の率は最も低い状況になってます。低所得でも頑張っているご家庭が、それだけ斑鳩町には沢山あるというふうに私は思っておりますので、低所得者層に格段の配慮をされたいという答申を受けた斑鳩町とされても、私、今までも、この条例が出来てからも、運用の中で平成13年の11月20日の厚生常任委員会でこのことを申し上げてるんですよ。今後、こういった費用、低所得者層に圧迫を加えるような状況はないだろうかとということで。そのとき町長は、今後、近隣等粗大ごみの関係等についての有料化の問題について検討をしながら進めていきたいと思っておりますと、町長もその時委員会でご答弁していただいております。こういった例も出てまいりました。高齢化が進みまして、本当に低い、国

民年金だけでお暮らしのご家庭であったり、生活保護基準、また基準以下で頑張ってお金を稼いで生活されてる方々の身の上でこういった色々な状況が起こったときの対応として、斑鳩町はやっぱりこの問題はきちっと整理をしていただきたいなというふうに思ってるんです。

この条例を見させていただきましたら、一般廃棄物の処理の手数料というのは第22条で書かれているわけなんです。この第22条の3で、手数料の減免に関して書いてございます。この3の3には、町長が特に必要があると認める場合、町長が定める方法により減免するという条文もきちっと書かれています。ここは、単に一般廃棄物処理手数料についてそういうふうな条文が書いてある。その後ずっと見ていきますと、一般廃棄物処理手数料として、粗大ごみの手数料も、そして家電リサイクル法に基づく家電のリサイクルの運搬料、この3,000円もひとくくりで一般廃棄物処理手数料として後ろの別表に載っております。ですから、この条例の運用は私は可能であるというふうに考えております。今後、そのことについて検討をしていっていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（森河昌之君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 議員の方からおっしゃっていただいております審議会等も、16年度内に開催の計画もさしていただいております。そういうところで、そういうごみの排出計画等も色々ご検討願うというような場になっておりますので、我々もいたしまして、今現在、この条例を、先ほども申し上げましたように、12年の12月議会に上程をさせていただく前に色々ご議論願った中で、12月議会に上程をさせていただいて、条例の一部を改正をさせていただいた。その中で、ご理解もいただいております。現在今のところこういう形に変えていくというような考え方はないんですけれども、そういう形で審議会の方にもそういう審議をお願いする中で、一応考え方等も提示をさせていただけたらなど。

ただ、我々もいたしましては、そういう低所得者の方に対する形で、可燃ごみと不燃ごみの関係についてはそういう形の減免措置という形で考えさせていただきましたけど、今このような状況が生じてくるというようなことも、この当時は想定もしておらなかったかも知れませんので、現実にもそういう事態が発生してくる可能性も、一つとして今事例が上がってきておりますので、ただこの方に対してそういう形で、敷金が返還されるということで、収入という形で生活保護から見れば対応がされることから、問題が

ないと言えれば問題がないような状況にあるんですけども、そういう方もあるかも知りませんので、それらについてはちょっと検討、研究をさせていただけたらと思います。

○議長（森河昌之君） 14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） 何度も申し上げます。斑鳩町の生活保護の受給をされている世帯の割合は、県下でも非常に低い状態にあると。生駒郡内を見ても最も低い状況にある。生活保護を受給しないで頑張っていたいただいているお宅はたくさんございますが、高齢化世帯、高齢化に向けまして、今申し上げたような事例も出てくる可能性は、本当に考えられるような状況になってまいりました。ぜひ、今後もそういった方々に配慮をされた形で進めていっていただきたいということを強く要望をさせていただきまして、2点目に移らせていただきます。

2点目につきましては、昨年の6月13日に交付をされました地方自治法の改正、この244条の2の第3項、公の施設の管理についての改正がされまして、公の施設の指定管理者制度というのが導入をされました。昨年これが改正された時点では、大きな市とか、そういったところに影響が出て来るような問題なのかなと思って、私も余り改正の内容について深く研究をしてなかったんですけども、ここにきて色々な事例であるとかいうものを見させていただき、また今回町長の施政方針で、町長の方も行政改革の推進のところに、行政改革大綱に基づいてやっぱりこれからも計画的に実施計画を立てていくんだと、それで時間がかかっているというようなことを施政方針でも述べられておったということもありまして、このことについてちょっとやっぱり町の方向性というのをお聞きしとかないといけないかなというふうに今回思いまして、この質問を挙げさせていただきました。

この制度を昨年6月に交付されてから早速取り入れられた。やっぱり大きな市は早速取り入れられているところもあるんですけども、斑鳩町の場合、これを取り入れるというのは非常に難しい問題もあるなあとは思ってたんですが、ただ、既に委託とかされている部分につきましては、この指定管理者制度への移行というのが、2006年9月1日までにするよというふうな国の指導がついてきているよという状況もある中で、今後の斑鳩町のこの改正に伴う方向性、どんなふうに斑鳩町はされようとしているのかというところをお聞きしておきたいと思います。

○議長（森河昌之君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 斑鳩町行政改革大綱の中でも、「行政指導型から住民参加型

の行政運営の移行」や「企業経営的発想の取り入れ」といった変革に向けた新たな方策が必要とされており、健全な行財政基盤を構築するためには、出来る限り新しい発想を取り入れていく必要があると考えておるところでございます。

地方自治法第244条の公の施設の管理等につきましては、質問者もおっしゃっておりますように、昨年6月に法改正により、管理委託制度から指定管理者制度に制度変更されたところでございます。従来は、地方公共団体が出資している法人や公共団体、公共的団体に限り施設の管理を委託出来るとされておりましたが、今回の法改正によりまして、民間事業者にも委託出来るようになりました。

現在、この制度によりまして、斑鳩町におきましては、斑鳩町文化振興センターを財団法人斑鳩町文化振興財団に管理委託をしておりますが、他の施設につきましては、住民サービスの維持向上を基本に直営管理しているところでございます。

このことから、今後におきましても、常に住民サービス向上を目指すことを基本として事務事業を進めていかなければならないと考えており、民間の能力を活用することにより、より一層効率的な住民サービスの向上を図ることが出来るということになれば、この制度に関しましても導入の検討が必要ではないかと、こういうふうに考えています。

○議長（森河昌之君） 14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） 最初に私も申し上げました大規模な市であれば、非常にこういうふうになってきましたら取り入れやすいだろうと。でも、斑鳩町ではなかなかこれを取り入れるのは難しいのではないかとこのふうには思っておりましたので、今、部長の答弁から、第一に住民サービスをということによっていただいておりますので、少し安心をさせていただきました。

ただ、この導入の手續につきましては、議会のチェック、議会の審議、議決というのが必要な項目というのが幾つかございます。ですから、私も、今後こういう問題についても、議会の議決が要るということでは、我々議員としましても、この問題についてもしっかりと考えておかなければならないというふうに思いましたので、今回この質問につきまして入れさせていただいたわけなんです。ですから、今の部長の答弁で安心をさせていただきましたので、今後も鋭意努力をしていただきたいと思います。特にスポーツ施設については、民間の力を入れるという取り組みがすごく強く全国で広まってきているようにも思うんですけども、斑鳩町の場合、なかなかそういう方向はとれないだ

ろうというふうにも思ってるんですが、今後の動向、私たちもやはり見さしていただ
たく。町としてもこういった制度改正はあったものの、これからも住民サービス本位
、第一に頑張ってくださいますようお願いをしておきたいというふうに思います。

では、3点目の支援費制度の方に移らせていただきます。

この支援費制度につきまして、私は昨年4月からこの制度導入されまして、色々な
角度からこの支援費の問題点につきまして申し上げてきたつもりなんですが、いよいよ
1年がたち、16年度に入るというこの3月議会で、再度財政的な面での確認をしてお
きたいなというふうに思ひまして、この質問を入れさせていただいたんですが、なぜそ
ういうふうになったかという、当初国は、厚生労働省がこの制度を発足させる時に、
どんなふうな調査をしたかというのを、どんなふうな調査と言ったら言い方おかしいで
すけど、厚生労働省がこの制度スタートさせる時に、支給決定されるだろうという総
数のつかみ方ですね、それが非常に低い率で厚生労働省がつかんでたわけなんですね。
その率というのは、実は2.3%。身体障害者ですけど、これは。身体障害者に限っ
て言わせていただきます。身体障害者については、2.3%の見込みでこの制度スター
トさせてしまってるんですね。

ところが、去年の7月に全障協という障害者の生活と権利を守る全国連絡協議会とい
うところが、全自治体に対しましてアンケートをしまして、不十分なアンケートだと思
います、返ってきてないのもあったり、回答が不十分であるというような不十分なも
ではあったとは思いますが、ところがそのアンケートを集計してみますと、身体障
害者につきましては、各市町村利用が全体の3.5%あったと、その時点でですね
。ということは、各市町村では、身体障害者全体の中の3.5%の利用をされているわ
けですけど、国の当初の見込みは2.3%やったわけですね。ここに大きな差が出来
てきてまして、15年の結局運営していく中で、ホームヘルプサービスが一番大きな利用
になると思うんですけども、このホームヘルプサービスで50億円ぐらい足りないん
じゃないかなというような、途中から不足の見通しが出てきたわけなんです。これにつ
いては、何とか厚生労働省は、局内での色々な予算の流用によって何とか賄えたとい
う記事を私は読まさせていただいたわけなんですけれども、そこから色々な国会の動きの中
で、2004年度の予算については、概算の全額確保に努力するというふうに厚生労働
省は言ってたわけなんです、ところがその予算額というのは、11カ月で327億円
という概算が出まして、この予算額につきましては、担当レベルで計算をしてみますと

、昨年の4月、5月の利用実績から見れば、この予算では不足するということがもう既に見込まれているというふうになってるんですね。

この支援費につきましても、もう本当に制度実施から問題点色々多かったわけなんです。国の方の動きもこんなことなんですね。措置から契約に変わって、負担金ではなくて国からおりてくるのも補助金と。非常にこの部分で国の責任についても、果たしていただく責任についても不明確になりつつある。予算も十分取りきれない。こんな中でこれが運用されているということの中では、一番の問題点は、新規に申請なさる方が十分申請出来ない。既存で今まで利用されてた方は利用出来るけれど、新しい利用の方なかなか利用出来ないというようなことが全国的で起こってきてしまったというような報告があっちこっちから出されている。

こんなことの中で斑鳩町ではどうなんやろうかなと、私は非常に来年度、予算編成していただいているわけなんですけれども、そういった障害者の方、特に身体障害者の方についての利用がものすごく低いという中でも、本当に障害者の方にとって利用出来る制度となっているのかどうかというところを心配しているわけなんです。担当の方では、この住民サービスにつきまして十分行える状況であるというふうにお考えになって16年度の予算編成をしていただけたのかどうかというところをお伺いしておきたいと思えます。

○議長（森河昌之君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） まず、当然平成15年度の実績も踏まえる中で、この支援費の事業の関係につきまして予算取りはさしていただいているということで、15年度の実績を踏まえ、また16年度でこういう支援費のサービスをご利用になるということも推計をする中で予算案の要求をし、そして予算の計上もさしていただいているということでご理解をいただきたいと思えます。

○議長（森河昌之君） 14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） そういうふうに我々も心配しながら、担当の方が頑張っただけのことを望み、そして障害者の方が十分サービスを利用出来るようにということ望みながらこの制度をずっとこれからも見守っていきたいというふうに考えています。

ただ、国の不安定な状況のある中で、予算不足が生じてきて、締めつけが出てきて、町としてはそのサービスの利用の抑制などをしなければならなくなるというような、そ

ういったことが起こってきた時に、障害をお持ちの方というのは、もう既に健常者の方と違いまして、健常者と同じことをしたくても出来ない。でもノーマライゼーションの精神に基づいてそういった方にも色々社会進出していただこう、社会参加していただこう、頑張っってその方の人格を尊重して生活をしていただこうというふうに我々はいつも思っているわけなんです、そういったハンディーを持ちながら頑張っっておられる。けれども、この予算がきちっと確保されなかつたり、新しい申請が受け付けられなかつたりというような抑制ということになってくれば、そういった障害をお持ちの方にとってさらに地位、所得、そして障害の種類や情報といったものによって、個々の障害者の条件、お持ちの条件によって格差が生まれてくるというようなことが起こった時には、私は非常に問題があるなというふうに感じてたわけなんです。

今後、そういったことを意識を持っていただきまして、この支援費制度充実に向けて、私達も色々な場面で頑張っってやっぱり県や国に対しても声を上げていかなければならないと思いますが、町とされても、そういった町民の皆さんの状況を守る、そういった立場で、常にそういった問題意識を持って声を上へ上げていっていただきたいということをお願いをしておきたいと思ひます。

それでは、4点目の方に移らせていただきます。4点目の方ですね、県の教育委員会が5カ年計画とした小中学校における特定教科の少人数指導について、ということで挙げさせていただきます。

この質問につきましては、5カ年計画というのは、平成13年から5カ年の計画なんですけれども、私は12年の6月にこのことをとらえまして一般質問をさせていただいていると思ひます。13年からスタートするということで、町の方針をその時にお聞きをさせていただいて、色々答弁をいただいたと思ひます。その後、私、中学生の子どもさんとかと話したりする中で、何かその時と一つも状況が変わってないんじゃないかなと、この少人数指導につきましてね、感じまして、実は中学校2校と小学校の3校ですね、現状、少人数指導、どんなふうに指導されているのかという調査をさせていただきました。ところが、12年の6月に一般質問したときに教育長がおっしゃってましたTTで、TTというのはティーム・ティーチング、このTTで5校を配置されていると。そして、それをそのまま少人数指導の方に加配という形で今後も続けていくんだというふうにおっしゃられて、それで、ああ、そうなんやとその時私も思っってたんですけどね、そこから、もう15年今終わるわけなんですけれども、何か私その時から見て一つ

も変わっていないねんなど。奈良県は、13年からの5年間で30人以上の学級について、各学校の30人以上の学級について、特定教科について少人数指導をしていく方針ということを出しているにもかかわらず、そのことが不十分な体制ではないかということで、16年度についてはどんなふうになっているんだろう。これまでの、13年、14年、15年とどんなふう経過してきたんかということに非常に疑問に思いましてね、今回ちょっとこの質問を入れさせていただいたわけなんですけれども、そのことにつきまして、来年度のことも含めまして出来ましたらご説明の方お願いしたいと思うんですが。

○議長（森河昌之君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 少人数指導につきましの現状と、それから16年度の取り組みと申しますか、状況についての質問でございます。

これにつきましては、今、質問者もおっしゃっていただいておりますように、13年度を初年度といたしまして、文部科学省の方で第7次公立義務教育諸学校教職員定数改善計画というのを策定されまして、これが13年から平成17年までの5カ年の計画におきまして実施しようという考えでございます。これは、児童生徒の基礎学力の向上と、それからきめ細やかな指導のために、教科等に依りまして少人数指導を行うと、こういうことございまして、学校の指導上の具体的な取り組みを支援する視点から、定数の改善を行おうとしているものでございます。その趣旨を踏まえまして、平成13年度から全国で取り組まれているものでございます。本県におきましても、1学級の児童生徒数が30人以上の学級を有する学校へ配置するという、こういう基本計画に乗りまして、少人数指導に取り組んでいるところでございます。

本町の状況でございますが、各小中学校の取り組みの進捗状況でございますけれども、全校で実施しております。各学校それぞれの目標、あるいは目的を持ちまして、実施教科、実施形態及び学習集団などにおいて特色を出しているところでございます。

1つ例をとりまして申し上げますと、斑鳩小学校では、少人数指導のために2人の加配教員を配置させております。3年生の算数と理科、そして4年生の算数、5年生の算数、6年生の算数でそれぞれ実施をいたしているところでございます。

形態といたしましては、複数教員によります一斉指導と、あるいは分割少人数指導を併用いたしまして、学級単位の分割、あるいは少人数指導の形で実施いたしております。週当たり延べ時間で68時間実施しております。

それから、児童の取り組みの成果でございますが、各教科の学習におきまして、児童が積極的に発表するというような意欲的な姿勢が見られるという状況でございます。また、自分の学習のつまづき、あるいは疑問点を指導者に問いかける、あるいは質問すると、こういった自分の課題に取り組もうという意欲に大きな変化が見られるというふうに聞いておきまして、そういったところが大きな成果であると思っております。

また、保護者の反応といたしましては、授業参観などで顕著に成果が発揮されまして、学習に取り組む子ども達の態度の変容に安心感と信頼感が生まれているということも聞いております。それと同時に、学力補充の期待感も大きくなったというふうに聞いております。また、少人数授業に対しての子どもの声からも、学習だけでなしに、生活態度など広い範囲に至って改善されたという成果が見られまして、大変喜ばしいことだというふうな声がございます。

それから、他の町立学校でも、各1名の加配がございまして、この反応は各校ともほぼ同じような状況で、子どもたちあるいは保護者におきましても非常に好評であるというふうに聞いております。

以上のようなことで学習成果が上がっているというふうに考えております。しかし、今後も指導に当たりましては、やっぱり教員はももちろん、全教員においてなお一層の指導方法の改善工夫に努めながら、子どもたちの指導に当たっていきたいというふうに考えております。

それから、今後の見通しでございますが、これについては、現在県の方として予算審査中でございますので、具体的にどういうふうに配置するかということについてはまだ報告出来ないというようなことをおっしゃっていただいております。

全国の中で今日まで3年間で配置いたしました加配人数でございますが、約5,000名でございます。そのうち、奈良県で約50名の加配の先生を配置されているということでございます。これにつきましては、まだ計画年度途中でございますので、今後もこうした7次の計画に沿いまして配置されるように県の方にも働きかけていきたいというふうに考えております。

いずれにいたしましても、先ほども申し上げましたように、そうした加配されている先生方を大いに活用させていただきまして、あるいはそれぞれの学校で創意工夫をしながら、その力を最大限学校が出しまして、学校の学習成果を上げるべく努力をしてまいりたいというふうに思っております。

それから、もう1点、16年度までにはどうなるのかと言いましたら、今先ほど申し上げたようなとおりでございますが、もう少し具体的に13年から本年までの配置されました状況でございますが、これは県の方から聞かしていただいたものでございますので、ご承知いただきたいと思っております。

今、質問者もおっしゃっていただいておりますように、13年度以前につきましては、TT・ティーム・ティーチングで加配をされてきているところでございます。そして、13年度にはそれを変更いたしまして、移行いたしまして、少人数指導という形で配置されているところでございます。

奈良県におきましても、第6次の定数改善計画では、12年度末で、小学校で129名、中学校で69名、合計198名の加配がございました。そして、第7次の改善計画では、第6次の配置教員を少人数加配と読み替えて、その加配人数に上乗せをした形で毎年度ごとの少人数加配を実施していくというものでございまして、第7次の年度ごとの加配数でございますけれども、13年度では、小学校で32名、中学校で10名、平成14年度では、小学校で31名、中学校で22名、平成15年度では、小学校27名、中学校23名をそれぞれ配置をいたしております。

これら年次ごとの加配数を第6次の数値に加えていきますと、平成15年度におきましては、小学校で219名、中学校で124名、合計343名が少人数加配をされているということでございます。

国立、私立を除く県内の小中学校数が、分校も含みまして364校ございますが、このうち30人以上の学級を有する学校には、当町におきましては、斑鳩小学校のように複数配置も含めましてすべての学校に配置されているということになってございます。

今後につきましては、16年度の予算の状況によって、あるいは国の加配人数の定数によりまして、例年どおり、例年どおりといえますか、ことしも奈良県下で幾らかの加配があるものというふうに考えております。

○議長（森河昌之君） 14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） 非常に色々と説明をしていただきましたけれども、最後のところ、私の知りたいところについては、最後教育長の方から答弁していただきました。

私は、先生の加配の状況ですね、県がそういった方針を出して少人数指導をするんやと。今、教育長おっしゃったように、そのことについて、子どもさんにとってすごくプラスになる面がいっぱい出ると、いいことだということ。それと、やっぱり今授業時

間数が減りました。そして、考えたら我々の時やったら、算数や数学いうたら毎日あったんですけどね、毎日習ったんですけど、今、小学校でも算数いうたら週に3時間しかないんですよ。そんな中で子どもさんら皆習うていってくれはるわけですわ。しかも、我々が小学校3年生で九九を習うてたんが、今は2年生で習うてはると。そんな中で少人数指導をしていただいて、やっぱり子どもさんがどんだけ把握してくれてはるか、どんだけ理解してもらてるかということをつかみながら進めてもらうということは、非常に大事なことであるというふうに私も思っています。

そんな中で、特定教科につきましても、一応奈良県発表したのは、小学校1年生、2年生で、国、算、生活科と、全部やと。3年から6年生でも、国、算、理でしたよね。中学校は、1年から3年生まで、英、数、理、3教科、これを特定教科とすると奈良県は言うたわけですけども、今、教育長の説明にもあったように、私も調べさせていただいたように、斑鳩小学校で2名の加配と、それ以外の学校では1名の加配です。そして、調査をさせていただきましたら、お一人の先生加配されましたら、お一人で20時間なんですって、持てる時間というのがね。その20時間、1人加配されて20時間、それをどう使うかと。各学校でより有効な状況を考えながらお進めになっているという中では、今先ほど申し上げました特定教科色々あるんですけども、その特定教科には全然届いていないという状況なんです。

ですから、特に算数や数学に少人数指導採り入れてはる学校が多いわけですけどもね、特定教科すべてにわたっても十分出来ないし、算数、数学だけに限っても、全学年が出来る状況になっていないというのが今の斑鳩町の5校の現状であるというふうに私は考えているんですね。

今、教育長もおっしゃられたように、奈良県の場合、大阪とかあちこちずっと見させていただいたら、加配をせないかんということでは、採用も非常に増やされて頑張っておられる現状が他の都道府県調べましたら色々あるんですけども、奈良県の場合は、今、お聞きしましたら、13年度42人、14年度53人、15年度で50名、これらの加配をしてきているということですが、最後に教育長おっしゃられたように、364校学校がある。そのうちの30人以上の学級を形成している学校ということになりますけれどもね、全部で343人を加配しているんやということであれば、せいぜい1校に1人というのが平均的な加配の仕方や思いますけども、これでこの特定教科というの、この5年間の計画十分出来るわけがない。しかも、斑鳩町で考えても、12年のときか

らTTを取り入れてて、13年、14年、15年と来たけれども、この1人加配の状況というのはいつも進んでない状況にあると。今度中学3年生の子どもさんの受験なんかにも私もことしはえろうかかわらしてもろうてるわけなんですけど、本当にわからない。子どもさん、ちょっと勉強の方がしんどいという子どもさん、色んな話をさしていただく中で、やっぱりよくわかると、少人数でやっぱり教えてもろうたらよくわかるという話を聞かしていただく中で、何とかやっぱり町としてもこの県に対しまして、県の方針、県がやっぱり遂行していくということに対して、町ももっと強い姿勢で県に対して要望を上げていくべきではないかなというふうに考えるんですね。

教育長も、まださらに加配はされるであろうというふうに先ほどおっしゃられたんですけども、でも斑鳩町に加配をされるとは限らない。例年の様子を見ていきますと、年間に50人ずつぐらいふえると。奈良県全体でそんな、該当するのは350弱ぐらいなんかな、そういった300校以上の学校を対象にあと50名ほど手当てされたとしても、十分に対応出来るものにはなっていない。でも、県は最初この計画を出したときには、平成17年度には29人以下で学習出来るようにしていきたいんだというようなことを言っているわけなんですよね。その実現に向けて、これは県が頑張らんとあかんことですけどもね、そういった計画、方針に対して町は常に県に対してやっぱりしっかりと声を上げていっていただきたい、要望していっていただきたいというのが私の思いなんです。

ですから、これからも、16年度も、あと最終年が17年度ですけども、そういった採用枠の中で県の方はゆっくりしか考えてない。もう16年度については採用とか終わってますしね、これ以上急に増やすとかそういうこともなかなか難しい話になってますけれども、今から強く声を上げてこの枠、ちょっとでも広げて、せめて数学や算数、全部の学校で全部の学年が、これだけは少人数の指導出来るんやというような状況ぐらいいは何かつくられへんのかなというのが、特定教科で色々言うてくりはりましたけどもね、その特定教科全部というたって、今の、3年たってきてこれやねんからね、無理やと思いますけど、せめて、今、言うたように、全体の全部の学年で、数学なら数学、算数なら算数が少人数指導という形で行えるという状況が保証されるような状況になってほしいというのが私の思いなんですけれども、そのところについても、多分教育長は見通しはつきにくいというようなご答弁になるんだらうと思いますけれども、でも教育長の思いというのか、意気込みを聞かせていただきたいというふうに思います。

○議長（森河昌之君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 私も一日も早く国が示しております定数になることを願っているところでございます。今、議員おっしゃるとおりでございます。

その中で、私も県の方に、ちょうど人事異動の時期でございます。そういうことは常に申し上げているところでございますが、県におきましてもやはり、国の財政事情で義務教育の負担金、教員の先生の負担金の額が決まってくないと、奈良県の人数が、これは確保出来るのか、こういうことが定まってくないという状況がございます。県としても、16年度何人確保出来るのかということで悩んでおられるわけでございます。斑鳩町としても、その確保によって、今、県下全域に一応行き渡っている、最低1人ずつは行き渡っているというふうに状況を聞かしていただいております。今後は、それぞれの学校の特徴、あるいは特性によりまして加配をされていくのではないかなというふうに思っております。そうした加配に私も、1人でも2人でも多く配置していただけるように努力をしていきたいというふうに考えております。

○議長（森河昌之君） 14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） 前回、私、新入学なさる子どもさんの予定の人数ということも申し上げてましたけれども、今、またその後動いてますので、どうなっているかわからないんですけども、東小学校と斑鳩小学校については、新1年生が結構きちきちの人数であったように思うんです、前回の時にもね。弾力的な運用の話とかもさせていただいた経過はあったと思うんですが、そういった中で、子どもさん、学校になれない子どもさんにじっと授業時間座ってもらって、そしてまた勉強を教えて勉強を習ってもらわなあかんという環境の大きな変化の中で、出来ましたら今割と比較的1年生については少人数指導まだ入ってないところもあるんですね。ですから、極力そういった人数なんかの加減も見ていただきまして、少人数指導、やっぱり私は、この少人数指導が習熟度別に変わっていったら困るという立場なんですけれども、そうではなくて、どの子にもわかるような授業、どの子にも学校が楽しい、勉強がわかれば学校は楽しくなりますからね、わからなかったらおもしろくないんですわ、人間誰でもね。だから、わかる、おもしろいというような状況がつかれるように、そしてちょっと小さい子どもさん、手がかかるような小さい子どもさんの学年での学級数なんかも考慮に入れていただいて、今後もこの少人数指導の奈良県の計画をより遂行していただけるように町としても県に対して要望していただきたいということをお願いをしておきたいと思いま

す。

それでは、5番目の入札制度について質問をさせていただきます。

この入札制度、これまで色々な議員さんもお質問なさっていたと思うんですけども、私もこの間落札率が非常に高いというふうな印象を持ってるんです。この落札率の状況ですね、14年、15年、どんなふうに落札されているか。

それと、総額的に見まして、この落札率が1%でも下がったら、どの程度影響額が出てくるのかということをお尋ねしたいと思います。

○議長（森河昌之君） 芳村助役。

○助役（芳村 是君） 入札制度についてのご質問でございます。

まず、落札率でございますけども、全体では、平成14年度では96.50%、そして土木建築一式工事では96.99%。平成15年度では、2月現在ですが、全体では96.22%、土木建築一式では96.89%でございます。

これが、ご質問のように1%下がったらどういうことかという質問でございますが、全体から1%は相当大きい金額になる。あくまでも件数によって相当設計金額は違いますから、例えば1億の設計金額の工事やったら、1%下げれば100万ですか、50万円の設計金額であれば、1%下げれば5,000円、そういうことでございますので、一概には言えないわけでございますが、ただいま全体的金額から報告をいたしますと、びっくりされるような金額になるわけでございます。14年度の全体では、約14億9,763万円、15年度は13億7,100万円でございますから、これが仮に1%が減るとすれば、約1,490万円、15年度では1,370万円と、こうなるわけでございます。一概に、これだけ減れば全体的に見てこれだけ減るという論法にはならないだろうと、このように思っております。

○議長（森河昌之君） 14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） 今、具体的な数字をちょっと聞かせていただきまして、私も入札結果色々入れといていただくんで、毎回ちょっと目を通させていただいて、このぐらいかなと思ってたんですが、やはり96%、土木工事関係でしたらもう97%に近いわけなんですけども、何とかこの入札、本当に競争原理が働くような入札制度にしていけないのかなというのはずっと私も感じておりましたし、けれども私もこれ専門家ではないので、このことについてどういう方法がいいのかとかいうのはよくわからない状況がありました。ただ、今回代表監査委員さんが監査結果の報告の中でも、入札のことに

ついて触れられておったと思うんです。

それと、先般ちょっと記事を読まさせていただきました中には、公正取引委員会の方が、この入札に関しまして、公共調達と競争政策に関する研究会というのが公正取引委員会の中で研究会というのをお持ちになっておられまして、ここが報告書を公表された。その中に、入札のことを色々書かれておりまして、これまで色々言われたきた課題を克服するということについては、やはりIT化の問題をまず挙げられていました。審査能力の関係、行政コストの関係、こういったものを国がデータベースを構築していく方向にあるというようなことも言われてます。公募性の活用の推進ということも言われてます。こういった中で、出来るだけ指名競争入札に頼らず、やっぱり一般競争入札をしていくということで、その方向をつくっていくという方向がやっぱり報告書の中で言われてます。今後、自治体としての研究課題ではないか。さらに、1%でも2%でも下がれば、今助役が言われたように、非常に大きな金額の違いが出てくる。我々住民も、非常に財政難の中で、色んなこと、痛みを皆さんにわけてもらうんやと町長も言っておられる中で頑張ってきてます。この競争原理がやっぱり働くように、今後もこの検討、研究をしていただきたいということをお願いをさせていただきまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（森河昌之君） 以上で、14番、里川議員の一般質問は終わりました。

午後3時20分まで休憩いたします。

（午後3時05分 休憩）

（午後3時20分 再開）

○議長（森河昌之君） 再開いたします。

続いて、7番、小野議員の一般質問をお受けいたします。7番、小野議員。

○7番（小野隆雄君） それでは、議長の許可を得ましたので、通告の順に従いまして質問していきます。

まず、前回と同じく、合併問題への対応と認識について、その1として、現行特例法の期限後に想定される交付税優遇措置について、その内容と認識をお示してください。

○議長（森河昌之君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 現行の合併特例法における地方交付税優遇措置につきましては、合併後10年間は旧市町村を基準に算定した普通交付税を全額保障し、その後5年かけて段階的に新市算定からの増加額を縮減させる仕組みとなっております。

この合併特例法の期限である平成17年3月31日の経過後につきましては、代わりますして市町村合併推進法が5年間の時限立法として今国会に提出され、制定される見込みでございます。その新法案の内容が、新聞報道等により明らかになっているものでございます。この法案では、地方交付税の優遇措置につきましては継続されておりますが、現行合併特例法と比べますと、その期間は短縮いたしております。

具体的にご説明申し上げますと、旧法では、交付税の優遇措置を受ける期間が合計15年間であるのに対しまして、平成18年度末までに合併した場合には14年間、平成20年度末までに合併した場合につきましては12年間、それ以降は10年間となっております。また、旧法と同様に、いずれも最後の5年間で段階的に優遇措置をなくすこととされております。

このことから見ましたら、市町村合併に係る財政優遇措置だけを見ても、合併の時期は早ければ早いほどその効果は高くなるものと考えられます。

○議長（森河昌之君） 7番、小野議員。

○7番（小野隆雄君） 総務省は、この交付税優遇措置は、特例法期限で一気に打ち切るとかえってその後が続くというか、まだ躊躇されておられる市町村の合併の障害になると、そのように判断し、激変緩和措置として打ち出されたと認識しております。また、今のご答弁にもありますように、合併の時期は早ければ早いほどその効果は高くなるものでもありますので、私がいつも申し上げておりますとおり、17年3月の期限内合併は私たちの責務であると再確認しております。

次に、その2として、現行特例法の適用期限を約1年後に控え、合併を取り巻く状況は混沌としておりますが、県内の明日香村、山添村、また香川県小豆島の3町の現状と、そのことについての認識をお示してください。

○議長（森河昌之君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 最近の新聞報道等によります県内外の市町村合併の状況を見てみますと、明日香村では、合併せず自立の道を選択した村の判断は村民の意思を十分に反映していないとして、住民グループが署名を集め、合併の是非を問う住民投票条例の制定を直接請求されたところでございます。

また、山添村でも、昨年夏の住民投票で合併反対が過半数を超え、村議会も合併しないことに同意する議決をされたにもかかわらず、合併協議会設置を求める住民発議を受け、奈良市、都1村、月ヶ瀬村に設置の申し入れをされておるところでございます。

さらに、香川県小豆島の内海町、土庄町、池田町では、住民発議で設置された協議会が、住民意向調査での合併反対多数を受けて解散した後に、行政主導によって再度合併協議会が設立されております。これについて3町は、地方交付税削減などが厳しく、このままでは財政が破綻するとのことを主な理由とされております。

このように各町村それぞれ地域性があり、独自の問題を抱えておられる中、それぞれ対応されたところでございます。

○議長（森河昌之君） 7番、小野議員。

○7番（小野隆雄君） 今まで町長もよく香川県小豆島の内海町、それから土庄町、池田町の例をよく話をされてたと思うんですが、その3町が解散したが法定協が再出発ということで新聞報道されております。少し読まさせていただきますと、内海、土庄、池田の3町の合併は1966年にも不調に終わり、2001年4月、住民発議により法定協を設置。協議を進めたが、新庁舎の位置などをめぐって紛糾。住民の意向調査で6割が合併に反対し、法定協は2002年11月に解散した。

法定協の廃止後に内海町が行った調査で、反対派住民の多くが、「合併してもよくなるとは思えない」、「機が熟していない」などと回答。また同じく内海町ですね、などは、「行政側の説明不足や新庁舎問題で感情的に対立した経緯などから、住民は現状維持を望んだ」と分析しておられました。

一方、「合併しなければ、島は財政破綻する。2年前は行政も住民も、それを実感していなかった」と土庄町の幹部が言って、そういうように感じて、予算ベースで年1億円以上削減され、町の蓄えは数年で底をつく見通しだ。このことは、私どもの合併特別委員会でも以前に、当町も同じで、今の基金がなくなるのも間近だということも聞いております。

また、小豆島の年間の観光客数は減少傾向で、地場産業も伸び悩む。現状で自主財源が増える見込みはない。そうした中で、「合併で破綻を回避し、生きる道を探すしかない。現状維持はあり得ない選択」と3町の幹部を口をそろえる。

その結果が、解散した法定合併協議会が、同じ枠組みで再度発足している、珍しい現象が起きているという報道がされております。

また、明日香村につきましても、住民投票条例の制定を直接請求されておる。このことは皆さんもよくご存じのことだと思いますが、この明日香村が離脱したことによって、合併協議会が設置出来なくて、そのお隣の高取町、ちょうど昨日の新聞に高取町の行

財政改革推進プラン案というのが出ておりました。高取町は、2日までに平成20年度を目標とする行財政改革推進プランをまとめ、助役を置かず、職員数を約30人削減する他、小学校の統合も盛り込むなど踏み込んだ内容。一般会計ベースで10億円近く圧縮する。

私は、現在122人の職員を約90人に削減すると。20年度までとしても、このようにされていたら、果たしてそれが住民にとってサービスになるのかな。現在ある行政組織を、10課を5課程にする。そして90人に削減する。このようになぜしていかなければならないのか。そして、学校の統廃合は、校舎などの維持費を教育関係の充実に回すのが目的で、町立の幼稚園2園と小学校2校を1園1校に統合する。そこまでしてまで合併を回避しなければいけないのか。私は不思議に思います。もっとも、高取町の筒井町長は、町が単独で残ることを考えると、歳出を10億円ほど削減しないと予算が組めない。合併は6月までに態度をはっきりさせると。やはり、合併によって生き延びるといいますか、その方法の道をまださぐっておられるようにも私は思っております。

そして、山添村につきましては、新聞報道では、以前に法定協の立ち合いのときにお願ひしていた奈良市、都立村、月ヶ瀬村に、一遍図って欲しいということで申し入れられているみたいですが、なかなか今となっては難しいのではないかという感じで、やはりこの合併特例法の期限内には少し難しいのではないかと私は思っております。

これらのことから、私たちの7町合併協議については、住民のため、その目的に向かって全力を尽くすべきだと私は考えております。

次に、先日2月25日の社協の研修会に、山口県吉敷郡阿知須町の社協の事務局長をお招きして、社協の運営についてのご指導を受けました。阿知須町の町長と私どもの小城町長は、難読サミットで何か知り合いで、その縁をもって社協の方が来てくれた、そのように伺っております。また、この時、阿知須町の方につきましては、2市4町の合併が郡をまたいでいるとのお話もありました。町長は、今まで時々、私たちの7町合併について、郡をまたいで合併はないのにと、このような発言をされておりますが、県を越えた合併と郡を越えた合併の事例と、そのことに対する認識を再度お示しく下さい。

○議長（森河昌之君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 全国の市町村合併の状況を新聞等で見てみますと、長野県山

口村で、岐阜県中津川市への編入合併の是非を問う住民投票が行われ、賛成多数の結果を受けて県を越えた合併が実現する見通しとなっております。

また、郡を越える合併につきましては、最近の町村の新設合併の例を挙げますと、今月1日に合併いたしました長崎県対馬市や、4月1日に合併が予定されております京都府京丹後市、愛媛県西予市などがありまして、増加傾向にあると言えます。

しかし、県や郡を越える合併事例は、まだ数少なく、その理由としては、県や郡の境界によって保健所や法務局等の行政機関が管轄が変わることが多くあり、また、住民の郡内、郡外に対する親近感の差等が影響しているのではないかと考えております。この広域7町につきましても、生駒郡、北葛城郡の2郡にまたがっておりますので、同様の懸念もしているところでございます。

○議長（森河昌之君） 7番、小野議員。

○7番（小野隆雄君） 4月1日に合併する京丹後市が郡を越えた合併であるとはちょっと気がつかなかったというんですか、昨年のシンポジウムにもその会長さんもお出でだった、そういうふうに記憶してるんですが、また2年前の平成14年2月16日に、河合町のまほろばホールで開催されました王寺周辺7カ町の21世紀のまちづくりを考える集いで、フリージャーナリストの山田吉孝講師も、郡境、県境は合併に何ら問題ない。その時点ですね、現在奈良県の越境合併協議会があると、このようにも紹介されておりましたし、私は常々2郡にまたがっていることに何らこだわることはない、このように思っておりました。

行政機関の管轄が変わることが多くあるのは事実ですが、もう既に警察署はこの7町の管轄です。また、保健所や土木事務所の管轄変えは、そんなに困難なものではないと思いますし、法務局につきましては、数年前から行革の一環として県内でも盛んに統廃合がされ、最終段階を迎えております。そうした中で、近隣の生駒出張所、これは生駒市を管轄してますね。それと、郡山出張所、これは郡山市を管轄してますが、この2つの出張所は、近々奈良本局に統合をされると、このように発表されております。そして、私たちの斑鳩町、生駒郡4町を管轄しております斑鳩出張所は、これはまだ非公式情報ですが、近々河合町、王寺町、上牧町などを管轄しております葛城支局に統合される見込みです。

また、住民の郡内、郡外に対する親近感の差についても、私は全く問題ないと思っております。といいますのは、特に若者たちにとっては、郡境を全く意識せず自由に行動

しております。むしろ若者たちの自由な行動のニーズに応えるためにも、その一つの縛りである町界、郡界を取り外すのが合併だと私も思っておりますし、それと、何といても消防等の一部事務組合も、ごく自然に古くから行っておりますし、また行政、議会も広域圏として行動をとともにしていることから、この広域7町についてのそれらの懸念は、私は無意味と考えております。

次に、その4として、合併特例法第3条の理念と住民発議により設置された7町法定合併協議会規約や運営規程などへの認識をお示してください。

○議長（森河昌之君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 合併特例法第3条では、合併協議会の設置について規定されておりまして、「市町村の合併をしようとする市町村は」云々とあります。また、7町合併協議会の規約第3条第1号には、「合併の是非を含めた7町の合併に関する協議」を行うと規定されておるところでございます。これらのことから考えましても、現合併協議会におきましては、7町の枠組みで合併協議が行われるべきものと認識いたしております。

ただ、その協議が進み、住民の意向の確認をした後に、7町合併の是非についての結論が、仮に合併しなかったとなった場合に、当然斑鳩町といたしましては、合併をせずに単独で存続するのか、また引き続き他の枠組みでの合併協議を行うかなど、住民の意向を十分踏まえた上で慎重に議論を行う必要があるかと思われまます。

しかし、現在合併協議会における合併協議が進められているところでありますので、引き続き合併の是非を含めた7町の合併に関する協議を進めていかれるだろうと考えておるところでございます。

○議長（森河昌之君） 7番、小野議員。

○7番（小野隆雄君） 私は、今、なぜこのような確認をしようとしているのかと申し上げますと、最近ある団体から、法定協の会長の元へ要望書が提出されております。会長がどのように取り扱ったのかは私は存じておりませんが、どうも規約の第3条の1として、「合併の是非を含めた7町の合併に関する協議」とあることから、早く法定協の方で合併の是非を協議すべきだ、このように一種の誤解されての要望だと私は思っております。なぜなら、その規約の設置第1条に、生駒郡平群町、同郡三郷町、同郡斑鳩町、同郡安堵町、北葛城郡上牧町、同郡王寺町、同郡河合町（以下7町という）は、地方自治法、これは当然昭和22年法律第67号、これの第252条の2第1項及び市町村の

合併の特例に関する法律、これは昭和40年法律第6号、これは合併特例法ですね、これの第3条第1項の規定に基づき合併協議会を設置する。まず設置の一番の目的は、第1条に書かれています。そして、先ほど言いました合併の是非を含めた7町の合併に関する協議というのは、所掌事務第3条です。

そして、合併特例法の第3条第1項というのは、以前にも申し上げましたが、先ほど部長からも答弁いただいたかなと思います。市町村の合併をしようとする市町村は地方自治法の第252条の2第1項の規定により、合併市町村の建設に関する基本的な計画の作成、その他市町村の合併に関する協議を行う協議会を置くものとする、このようになっておまして、さらにこの7町の法定協議会は、この7町における住民発議によって同一内容の請求がなされ、議会へ付議された各町長の意見書は、それは必要であると、このようになっております。これらの法の理念が理解出来れば、合併そのものの是非をここでまず最初に協議する、そういう場でないと。先ほどの答弁のとおり、7町の合併に関する協議に専念する場が現在の7町における法定協議会だ。

また、私は、このことと同様に、法定協の委員は、1号委員、2号委員の町長、助役は別として、議会の3号委員、それから学識の4号委員は、少なくともこれらのことから、合併に反対すると意思表示をしていない人であるべきだ。なぜなら、この協議会は、先ほども申し上げましたが、合併しようとする市町村が置く協議会でありますので、またそのことから、運営規程の表決第5条ですね、ここに、会議の議事は全会一致をもって決することを原則とする、このようにうたっておられる。ただし、どうしても全会一致にならない時は、ただし書きですよ、ただし、会長が必要と認めた時は、出席委員の3分の2以上の過半数をもって決する。普通の過半数ではない。

このようなことから、私は先ほど来申し上げておりますように、この協議会の本質、それをしっかりと認識してやっていきたい、そのように思っております。そのことの再確認ということで質問させていただきました。

次に、この質問の中のその5として、町の懸案事項、都市計画道路安堵王寺線、それから100トン炉の設置計画の現状と、現在法定協が策定中の新市建設計画への対応を問うと、このような質問ですが、100トン炉の設置計画につきましては、さきの堯川議員の質問で概要は把握出来ましたので、安堵王寺線の整備についての現状をお示しく下さい。

○議長（森河昌之君） 北村都市建設部長。

○都市建設部長（北村光朗君） 安堵王寺線の現状でございますが、この路線は、安堵町と大和郡山市との行政界から当町神南の国道25号昭和橋までの間で、幅員が16メートルないし22メートル、延長が5,770メートル、そのうち当町域では2,950メートルでございますが、が計画されております。また、これに連続し、国道25号を越えて三郷町域では三郷川添線が計画決定されております。

当該路線は、いかるがパークウェイとともにまちづくりの根幹となる道路でありまして、また広域的にも必要な道路であるという認識をしておりますが、現在は具体的に事業として進展していないところでございます。

安堵町域では、安堵町が事業主体で、これまで大和郡山市との行政界から西名阪自動車道までの約1,200メートルの整備がなされておりますが、残りの区間につきましては、当町と安堵町から県に対しまして県事業として実施していただけるよう要望しているところでございます。

また、三郷川添線につきましても、現在具体の事業計画は持っておられないとのことでございます。

○議長（森河昌之君） 7番、小野議員。

○7番（小野隆雄君） 安堵王寺線は、いかるがパークウェイとともにまちづくりの根幹となる道路であり、広域的にも必要な道路であると認識されておる。ただし、現在は具体的に事業として進展してない。

また、100トン炉の設置計画につきましては、2月13日の合併特別委員会でも町長が、幸前にあります焼却場のことでの質問に対して、「新市になったら早く煙突を撤去してくれと、そういう気持ちは私は重々わかっております。そういう中で、出来るだけ努力しながら、議会でもいつも出てまいりますように、2010年、県が示しているような2010年に間に合うのかということも、何回も耳が痛くなるほど聞かされてます」。朝からの堯川委員の質問にも色々と言っておられましたし、ただここで、「しかし、これなかなか、言っても私の方立候補しますということとはとてもないと思います。生駒市が立候補する、郡山市が立候補する、斑鳩が立候補する、三郷、平群が立候補するということは不可能な話」、このようにもおっしゃっておりますし、先ほどの先輩議員への助役の答弁がありましたので、このことについては結構ですけど、この2つの町の懸案事項について、現在法定協が策定中の新市建設計画への対応をお示してください。

○議長（森河昌之君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君）　ただいまご質問のありました事業の新市建設計画、いわゆるまちづくり計画であります。新市建設計画への対応といたしましては、まず都市計画道路安堵王寺線ですが、主要施策の一つであるということから、道路ネットワークの整備という柱に、具体的な名称は表記されておりましたが、その中に包含されて記載されているということでございます。

また、100トン炉の設置計画につきましては、今後の市町村合併の動向を見ながら、ごみ処理広域化について検討していく必要があるのではないかと考えているものでございます。

○議長（森河昌之君）　7番、小野議員。

○7番（小野隆雄君）　私は、この2つの事業は、合併しなければいつ実現するのか、本当に絵にかいた餅におわる確率は相当高いと、そのように認識しております。合併することによって、実現への兆しはわずかながら見えてきていると、そのように思っております。この都市計画道路が実現すれば、現在進めていかれる法隆寺駅舎の橋上化にも効果が上がり、またごみ処理広域化を図ることにより、斑鳩町の現焼却場の関係についても明るい見通しがつくと確信いたしております。

先ほど、先輩議員からメモをいただきました。町長も、平成11年12月議会で、既に11年にも合併推進の必要性については、多様化する住民ニーズの対応、生活圏の広域化への対応、行政の効率化の向上、そして地方分権のため必要であると認識しておりますと、このように言っておられます。合併は、子や孫のため必ずしなくてははいけません。また、17年3月の特例法期限内までに努力するのが今の私たちの責務であり、遅れることは将来の住民への怠慢であると、このように再度申し上げ、次の質問に移ってまいります。

それでは、次の大きな2番といいますか、道路整備5カ年計画策定についてのその1として、整備計画道路と町道認定との関連を問うとの質問ですが、今議会に町道の廃止について付議されております町道468号線と、あゆみの家の南側471号でしたかね、これとを結ぶ路線が平成8年度、当時の3カ年計画路線として取り組まれておりましたが、他の事業、法隆寺線との関係により、平成11年度からの5カ年計画路線策定時に休止されております。現在、法隆寺線として整備も進んできており、一部供用開始をなされる中、この休止路線の復活についてどのように考えておられるのか、お示しく下さい。

○議長（森河昌之君） 北村都市建設部長。

○都市建設部長（北村光朗君） ご質問の路線に関しましては、先ほど議員が申されました法隆寺線と町道468号線との、この取り合いの関係もありますので、整備に併せて計画していくことといたしております。現時点では休止という状態となっております。

それで、今回、平成16年度からの新5カ年計画の策定に当たりましては、法隆寺線と町道468号線の取り合いの関係で、高低差もありますことから、これにつきましては、法隆寺線事業に含み計画いたしております。

この区間の整備につきましては、平成19年度を目処に計画しております。また、道路整備5カ年計画につきましても、3カ年の見直しを行うこととなっておりますので、法隆寺線の進捗状況に併せまして、その段階において検討してまいりたいと考えております。

○議長（森河昌之君） 7番、小野議員。

○7番（小野隆雄君） 付議されている町道の廃止ということで、私はこの468号線が廃止されるということに対しては、驚いたんです。それと、供用開始でこういう具合に認定を提出されたというようになっておりますので、このことについては初日の総括質疑で、ちょっと興奮して議論させていただいたわけなんです。と、いいますことは、今の部長の答弁によりますと、ちょうど468号線との取り合いの箇所は、まだ用地がうまく交渉出来てない箇所であって、なかなか進まないということで、平成19年度を目途にされているということですので、次の3カ年の3年後ですかね、中間見直し、その時には必ず取り入れると、取り入れるというんですか、法隆寺線との取り合いで必ず整備しなければならない、そのように認識したらよろしいんですね。

私としては、この路線のことが忘れられてしまう。忘れられてしまったら、その当時住民からも色々要望がされて、色々動いていただいた、そういうこともありますので、その方たちに申し訳ないな、そのような考えを持っておりましたので、出来ましたら、今度の新5カ年計画にそれらのことを明記していただきたい、そのように思いますが、そのことについては何か、行うことは出来るんですか。

○議長（森河昌之君） 北村都市建設部長。

○都市建設部長（北村光朗君） 先ほども申しましたように、今後3年後の計画の見直しの時期において検討したいと、このように考えております。

○議長（森河昌之君） 7番、小野議員。

○7番（小野隆雄君） 前々回ですか、議会で、担当の常任委員会でお示しされて、私どもの方にも回ってきてます。ちょっと今日持ってきてないんですが、この新5カ年計画の中には、休止路線として黄色でたしか入れてたと思います。だけど、この新5カ年計画の中には、今の私が話している路線は全くないと。だから、私はこのように、もう忘れられた、そのように感じているんですが、こうして今部長が休止だと、そしてその見込みとしては、3カ年の法隆寺線が19年度に計画されているから、その場所については必ずやるんだ。必ずやるんでしょう。その時に検討して、やるかやらないかまだ検討するんですか。その点どうなんですか。

○議長（森河昌之君） 北村都市建設部長。

○都市建設部長（北村光朗君） ご指摘の路線につきましては、3年後の5カ年計画見直しの際に、法隆寺線の進捗状況も見ながら、その時点で取り上げるか、あるいは次の5カ年計画に入れていくのか、そういうことも検討をしていきたいということでございます。

それと、もう1点、先ほど今回の新5カ年計画の中に、休止路線として黄色のマークがされているが、今回のこのご指摘の路線が入っていなかったということですが、この件につきましては、今回お示しした新5カ年計画の図面における休止路線というのは、現行の、現在の5カ年計画、それから16年度から新たに出発する5カ年計画において休止とさせていただく路線について印を入れたものでございまして、過去のものすべてについて表現したわけではございませんので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（森河昌之君） 7番、小野議員。

○7番（小野隆雄君） ちょっと、部長ね、おたく最近こちらへ来られたからそういう答弁になるのかしらんけどね、今先ほどからの話の中でわからないんですか。11年の以前の8年の時にはあったんです。だから、11年からの今の15年までの間には休止路線だと。だから、休止路線として載せてあった分です。ただ、そのときは黄色のマークはしてません。確かにその時の担当者は、休止したと、もうやらなくなったという路線ではないんです。この路線については、やっぱり住民も相当動いておられるし、色々なことがあったんです。ただ、その時に提案されて、私は建設の委員会にもおったと思うんですが、この路線については、法隆寺線が進みかけますから、それと併せてやりますので、今の5カ年計画休止としているんです。今の5カ年計画に入るとるいうても、こ

れが漏れとっただけのことやから、何も今そして入れとくということに対して、何らこだわりはないはずです。その点どうなんですかね。何でそんなにこだわるんですか。

○議長（森河昌之君） 北村都市建設部長。

○都市建設部長（北村光朗君） この路線については、私も休止ということで、それは認識しております。したがって、休止ですから、中止ではございませんので、休止ということはいずれ復活するということでございますので、その時期については、先ほども申しましたように、法隆寺線、今は平成19年度を目処に整備を進めておりますが、その状況によって、例えば19年度を目処にしておっても、現在遅れているのは用地の難航が原因でございますので、そういったことについて、それがまた法隆寺線の進捗が遅れるようであれば、そちらについても並行して遅れるのではないかなということも懸念されますので、あえて3カ年後に検討するというふうに表示したわけでございます。

○議長（森河昌之君） 7番、小野議員。

○7番（小野隆雄君） 部長ね、今休止の手續、黄色を塗っておいてくださいと。私は、それだけでは本来はおかしいなということがあるんです。この新5カ年計画で休止というのは、この5カ年の間はしないと、新しく。この今の路線については、以前に休止して、以前というか今、それでそれは何のために休止したんかということは、法隆寺線の進捗に併せてやるということで休止したと。法隆寺線が19年度までで必ず出来るか出来へんか、というか、15年度までには必ず出来ないんだということで休止という扱いをしたと。だから、それらについて、それだったら、黒線に入れて5カ年計画に入れるべき、私は思います。このことについては、また他の時に話してもよろしいし、このことについてまた建設水道常任委員会でも色々議論していただけるものと、私は期待します。

それでは、次のその2ということで、町内主要道路のネットワーク化へどのように対応させているのかを問うとの質問ですが、以前地元で色々と要望されていて、ネットワークに組み込むべき路線であったんですが、その路線が今度の新道路整備5カ年計画に含まれておりません。そのことについての見解をお聞かせください。

○議長（森河昌之君） 北村都市建設部長。

○都市建設部長（北村光朗君） 町内主要道路のネットワークについてでございますが、議員もご承知のとおり、現在第3次斑鳩町総合計画の中で、基本方針として、生活道路につきましても、町内道路のネットワークの確立をするとともに、安全性や快適性を重

視したゆとりのある道路整備を進める。また、災害時に迅速な対応がとれるような道路計画をとることになっております。

ご指摘の地域につきましても、地元要望があれば検討してまいりたいと、このように考えております。

○議長（森河昌之君） 7番、小野議員。

○7番（小野隆雄君） 私は、地権者についてもある程度まとまっているように聞いておったし、そしたら、その路線については、地元からの要望がこの新5カ年計画の策定前になかったんですか。

○議長（森河昌之君） 北村都市建設部長。

○都市建設部長（北村光朗君） 現段階で、これまで要望の提出はなされておられません。

ただし、今後提出がありましたら、その場合には、見直しの時に整備に向けた検討もしてまいりたいと、このように考えております。

○議長（森河昌之君） 7番、小野議員。

○7番（小野隆雄君） ということは、今回策定される時には要望がなかったので入れてないということで、その要望が上がれば、また用地の方の話も割とまとまっているように私は考えてますし、是非共ネットワーク化という大きな意味での路線として是非共施工していただきたい、このように思います。よろしく願いしておきます。

それでは、次に、大きな3番目の監査結果報告について、まずその1番として、定期監査結果は、施政方針にどのように反映されているのかをお示してください。

○議長（森河昌之君） 芳村助役。

○助役（芳村 是君） 定期監査を通しまして、監査委員より賜りました指摘や意見につきましては、私も含めまして職員一人一人が真摯に受け止め、町長が施政方針の中で述べられておりますとおり、私自身が先頭に立ち、職員に一層の自覚と研さんを求めながら、今後の諸施策や事務事業の推進に取り組んでいかなければならないと、このように考えておるところでございます。

また、質の高いサービスを提供しなければ、どんなに多くのサービスを住民に提供いたしましても、住民の皆様には満足を得てもらえなければ、どうにもならないわけでございます。今後はいかにしてその質を高めていくかが課題であろうと、このように考えております。この課題の向上に向けての調整をしてまいりたい、このように考えております。

○議長（森河昌之君） 7番、小野議員。

○7番（小野隆雄君） それでは、その次のその2としての、報告書にある「報告に添える意見」への認識と対応を問うとの質問ですが、まず代表監査委員さんが自らの言葉の中で、人員の能率化とおっしゃったと思うんですが、この人員の能率化について、正規職員数の減少と臨時職員の増加についてふれられ、臨時職員の増員による経費削減に頼ってばかりでは責任ある事務が可能なのか、このようにも指摘されておりました。

また、人員の削減と優秀な人材の確保といった二律背反する命題の達成に向け、職員の組織改革も考えていく必要も指摘されておりますが、これも代表監査委員さんの言われる近隣のリーダー的な自治体を目指す、このようにおっしゃっている言葉に対して、どのように認識され、またどのような心構えで進めておられるのか、お示してください。

○議長（森河昌之君） 芳村助役。

○助役（芳村 是君） 監査委員も言われている人員の削減と優秀な人材の確保は、ある意味におきましては相反することであり、難しいことであると考えております。そのため、優秀な人材を確保していくには、職員のより一層の資質能力の向上を図ることが肝要であると、このように考えておるところでございます。

優秀な人材の確保は、人材の育成でございまして、職員自身の自主的な取り組みと、任命権者による支援、多様な学習機会の提供によって初めて実を結ぶものであり、職員が自主研修に積極的に取り組んでいくことが促進され、効果的に支援されるような職場内の風土づくりを醸成していくことが重要であると、このように考えておるところでございます。

職員研修として有効と考えております1つに、職場内において職務を通して、職場の上司、先輩等と職場内で仕事をしながら、その仕事に必要な情報や知識、技術、経験等を職員個々の特性に応じたきめ細かい個人指導を行う職場内研修、いわゆるOJTがあります。この組織的雰囲気づくりの醸成につきましても、人材の確保においては必要であると、このように考えているところでございます。

職員が意欲的に仕事に取り組めるような職場環境をつくっていくことが重要なことから、管理職は日常業務の中で職員を育成することが出来ることを十分認識し、職場内研修を実施すると同時に、一般研修、専門研修等の職場外研修にも積極的に受講する機会を提供し、職員一人一人が持つ能力を最大限に引き出して、その能力を活用出来る体制づくりに努め、新時代に対応した人材の育成に常に努めてまいりたいと、このように考

えておるところでございますので、よろしくご理解願いたいと思います。

○議長（森河昌之君） 7番、小野議員。

○7番（小野隆雄君） 今の助役さんの答弁には、全くそのとおりやと私も思います。人員の削減を図りながら優秀な人材の確保をするには、まさしく職員の皆様に政策立案能力を高める現有人材の育成を図ると、そのように考えておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げておきます。

また、この意見の中で、自治会集会所建設についてのトラブル発生という文言もありますが、このことにつきましては、大変監査委員さんにもご心配をかけているということで、私もこの議事機関である議会の一員として申し訳ないな、そのようにも思っておりますが、いずれにしても、監査委員さんがおっしゃっているとおり、住民の福祉の向上に最良の方法はいかにあるべきか、このような原点に戻るべきだと感じております。

そして、一番最後の方に記載されております町有財産の管理については、結果報告のとおり問題はないが、最近多くなっているリース契約による備品等の使用資産がかなり存在している模様である。これは、資産のリース契約は単に金融取引であって、実質資産を保有していることに変わりはなく、買い取りの町有財産と同様台帳を整備し、保管運用の管理を図るべきと、このようにおっしゃっておりますが、これに対する認識とその対応をお示しく下さい。

○議長（森河昌之君） 芳村助役。

○助役（芳村 是君） この監査委員の意見書の最後のページでございますけども、借地契約とか、色んな面についての関係については台帳が整備してないということから、やはり台帳を整備いたしまして、リースであっても適切な保管運用に努めたい、このように考えております。

○議長（森河昌之君） 7番、小野議員。

○7番（小野隆雄君） これで私の一般質問は終わります。どうもありがとうございました。

○議長（森河昌之君） 以上で、7番、小野議員の一般質問は終わりました。

これをもって本日の一般質問は終了いたします。明日も引き続き午前9時から一般質問をお受けしますので、定刻にご参集をお願いいたします。

本日はこれをもって散会いたします。どうもありがとうございました。

（午後4時14分 散会）